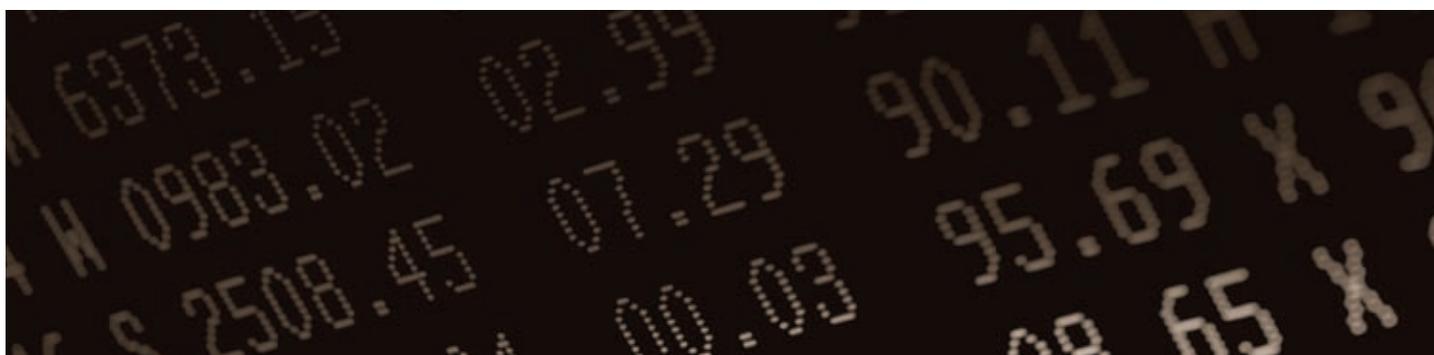


世界経済の恩恵を すべての人に

2008年度 年次報告書



国際通貨基金

国際通貨基金（IMF）は、世界のほとんどの国々が共通の利益のために協力する主要な国際通貨協力機関である。IMFの主要目標は、国際通貨システム（各国およびその国民が他国のモノやサービスを購入できるようにするための外国為替と対外決済の仕組み）の安定性を確保することである。国際通貨システムの安定は、持続可能な経済成長を実現し、生活水準の向上をはかるうえで不可欠である。

IMF 理事会は、IMF の 185 の加盟国すべてを代表し、各国の経済政策が各国、地域、世界に及ぼす影響について議論する場となっている。本年年次報告書は、2008 年度（2007 年 5 月 1 日～2008 年 4 月 30 日）における IMF の理事会、幹部、スタッフの活動を報告するものである。

IMF の主要業務は下記のとおり。

- 加盟国に対し、金融危機の防止または解決、マクロ経済の安定化、経済成長の加速、貧困緩和をはかるための政策助言を行う

- 対外支払いが外貨収入を上回り外貨不足に陥った加盟国に対し、国際収支上の諸問題に対処するための一時的な金融支援を行う
- 加盟国の要請に基づき、健全な経済政策を実施するために必要な専門知識および制度の構築に向けた技術支援および研修を行う
- IMF はワシントン DC に本部を置く。また、世界的な活動の広がりや加盟国との緊密な関係を反映して、世界 80 カ国以上に事務所を設置している。

IMF の 2008 年度（2008 年 4 月 30 日）の財務報告書は、本年年次報告書の裏表紙内側に添付した CD-ROM に収録している。IMF のホームページ（www.imf.org）には、IMF および各加盟国に関する追加情報を掲載している。

世界経済の恩恵を すべての人に

2008年度年次報告書

目次

専務理事からのメッセージ	4	4. プログラム支援とキャパシティ・ビルディング	39
総務会への送り状	6	金融支援と政策助言	41
1. 概観：IMF 活動の焦点を定め直す	7	新興市場諸国	45
サーベイランス（政策監視）	9	低所得国	45
プログラム支援およびキャパシティ・ビルディング	10	プログラム設計	51
ガバナンス、財政、および組織	11	制度構築と機能強化	52
2. 世界経済と金融市場の動向	13	技術支援の有効性および効率の向上	53
先進諸国	15	IMF 研修所による研修	55
新興市場諸国および開発途上諸国	17	5. ガバナンス、組織、および財政	57
3. サーベイランスを通じたマクロ経済と金融の安定ならびに成長の促進	19	クォータ（出資割当額）と投票権（ボイス）改革	59
国別サーベイランス	22	改革パッケージ	59
マルチラテラル・サーベイランス	25	配分再調整の結果	60
世界経済見通し	25	IMF 資金の妥当性	60
国際金融安定性報告書	26	財政運営と方針	61
マルチラテラル・コンサルテーション	27	収益、手数料、報酬および負担の分担	61
地域間サーベイランスと広報	27	IMF の新しい収入モデル	62
通貨同盟	27	借入れ取極	64
他の地域サーベイランス・イニシアティブと広報	28	IIMF に対する延滞債務	64
金融セクターサーベイランス	30	運営および組織	64
金融危機の評価と勧告	30	運営予算および資本予算	64
金融セクター評価プログラム	31	人的資源に関する方針	70
他機関との連携	31	コミュニケーションと透明性	72
脆弱性エクササイズ	31	コミュニケーション	72
政府系投資ファンド	31	透明性に関する方針	73
マネーロンダリング防止（資金洗浄対策）とテロ資金対策	35	説明責任	74
金融健全性指標	35	独立評価機関	74
サーベイランス用のデータ提供と他のデータ・イニシアティブの枠組み	36	リスク管理	74
IMF へのサーベイランス用データの提供	36	IMF 監査メカニズム	75
財政およびデータの透明性	36	理事および理事代理	76
直接投資の共同調査	38	幹部	78
データ基準イニシアティブ	38	IMF 組織図	79
3年ごとのサーベイランス・レビュー	38	頭字語および略語	80

ボックス

3.1. IMF サーベイランスの実施の仕方	21
3.2. グローバリゼーション、金融市場 および財政政策	23
3.3. 国別サーベイランスに関する 2007 年の決定	24
3.4. 金融資本市場 (MCM) 作業グループの 政策勧告の概要	32
3.5. 金融セクター問題についての協働と広報	34
3.6. 金融セクターのデータについての イニシアティブ	37
4.1. リベリア：IMF への延滞の解消	48
4.2. ミレニアム成長目標に向けた軌道外れの前進： グローバル・モニタリング・レポートの指摘	49
4.3. 低所得国への援助規模の拡大：実務面の影響	50
5.1. クォータと基礎票の役割	60
5.2. 特別引出権 (SDR)	61
5.3. IMF はどのように運営されているか	65
5.4. 政府間機関、国際機関、地域機関との連携	66

表

4.1. IMF の融資手段	42
4.2. 2008 会計年度に承認された主要有融資取極	44
4.3. 2008 会計年度に承認された貧困削減・成長 ファシリティ取極	44
5.1. IMF に対する 6 ヶ月以上の債務延滞国と 勘定分類別延滞額	65
5.2. 節約の分野別構成	68
5.3. 2008-11 会計年度の実質支出の支出見込み	68
5.4. 主要分野別運営予算 (2008-11 会計年度)	70
5.5. 運営支出予算額の主要分野とその 構成別推計 (2008-11 会計年度)	71

図

2.1. 実質 GDP 成長率	15
2.2. 3 カ月もの LIBOR と OIS (オーバーナイト・ インデックス・スワップ) 金利	16
2.3. 経常収支	16
2.4. 新興市場における外債発行	18
4.1. 譲許的融資残高 (1999-2008 会計年度)	44
4.2. 低・低位中所得国に重点的な IMF の技術支援	54

4.3. 援助実施に外部資金の導入増大	54
5.1. 収入モデルによる推計と中期予算	67
5.2. 2008-2010 会計年度 MTB からの前進	68

CD-ROM

本年次報告書に添付している CD-ROM の収録内容は下記のとおり。

年次報告書の本文 (英語、フランス語、スペイン語)

補足資料 (英語)

付属書 (Appendix) (英語)

付属書 I	外貨準備
付属書 II	金融業務と取引
付属書 III	国際通貨金融委員会と開発委員会の 報道発表
付属書 IV	理事会と投票権数
付属書 V	理事会メンバーの変更
付属書 VI	財務諸表

IMF の会計年度は 5 月 1 日に始まり、翌年 4 月 30 日に終わる。

IMF の会計単位は特別引出権 (SDR) である。IMF の財務データの米ドル換算額は、概算であり便宜的に示したものである。

2008 年 4 月 30 日現在の換算レートは、1 ドル = 0.61585 SDR、1 SDR = 1.62378 ドルである。1 年前 (2007 年 4 月 30 日現在) の換算レートは、それぞれ 1 ドル = 0.65609 SDR、1 SDR = 1.52418 ドルであった。単にドルと付記した金額はすべて米ドル金額である。

1 billion は 1,000 million、1 trillion は 1,000 billion を意味する。各項目の数値と合計数値の僅かな誤差は四捨五入によるものである。

本年次報告書において「国」という場合、必ずしも国際法または国際慣行に基づき理解される国家の領域を意味するものではない。本報告書においては、国家ではないが分離独立したものとして統計データが収集されている一部の地域も「国」に含む。

表の中で、白地のままのます目は「該当せず」を、省略 3 点記号 (...) は「入手不能」を、0 または 0.0 は「ゼロ」ないし「無視可能なほど微量」を示す。

専務理事からのメッセージ



IMF専務理事・理事会議長
ドミニク・ストロスカーン

本年4月の春季会合で、私は、世界はいま炎と氷の狭間にある、つまり、エネルギー・食糧価格高騰によるインフレ加速をもたらすリスクと、米国の住宅市場の低迷と国際金融市場の危機が煽る世界的なりセッションのリスクの間に、世界は挟まれているのだと述べました。この炎と氷から逃れるには、各国は適切な政策とその政策を実施する勇気が必要とします。そして、お互いの協力も不可欠です。

国際通貨基金（IMF）はそうすることに協力できます。この度の金融市場危機の主な特徴の一つは、危機が国やセクターの壁を越えて波及するスピルオーバーです。この国を越えるマクロ金融連鎖にどう対処するか、それはIMFに比較優位がある分野です。本年、IMFは加盟国に対し、このリスクの本質と金融市場危機をもたらすコストの規模について報告したのに併せて、解決策の提案を既に行っています。まずは防衛ラインとしての通貨政策、次に、できる限りでの財政面からする政府の景気刺激、そして、住宅産業や金融業などの特定セクターの問題と取組む行動がそれです。我々は、食糧危機と石油価格高騰に大きな打撃を受けた加盟国に対して助言も行っており、一部の国には金融支援を行っています。

この1年はIMFにとって重要な変革の年でした。迅速な変革のスタートは、私の前任であるロドリゴ・デ・ラト氏のときに遡ります。2004年6月から2007年10月まで専務理事の任にあったデ・ラト氏は中期戦略を策定し、これに応じて、金融セクターと金融市場の問題についてのIMFの働きが前進し、IMFに負託された仕事の焦点が国別サーベイランスと低所得国に絞られました。デ・ラト氏のリーダーシップのもと、IMFはクォー

タ（出資割当額）改革の第一ステージを終え、IMFの財源改革に関する提言をとりまとめ、加盟国の政策に対する国別サーベイランスに関する2007年の決定を採択したのでした。

私は専務理事に選任されるに先立ち、世界を歴訪し、IMFの総務各位並びにIMFに関心を寄せる各位との対話を行いました。そこで分かったことは、IMFは尊敬されてはいるが、必ずしも常に加盟国に必要な支援を行っているとは限らないという事実です。これが私に、IMFの仕事についてリストラクチャリングを進め、活動の焦点を定め直すことが必要だと確信させました。この確信が、私が2007年12月の理事会の予算委員会に送った、IMFの焦点定め直しと近代化についてのステートメントの背後にあるのです。

このステートメントと、その次の中期予算の戦略的方向性に係る理事会宛てステートメント、この2つの根底にあるテーマは、IMFが責任を持つ全ての分野（サーベイランス、プログラムとプログラム近似の業務、キャパシティー・ビルディング）において、その持つ比較優位性を活用すべきだという考えです。焦点を定め直したIMFについて私の抱くヴィジョンは、新たに起こる問題に注意を怠らないIMF、評価に批判の眼を持つIMF、そして特に下記の点に関して関心を明確に主張するIMFです。

- マクロ金融連鎖、為替相場、スピルオーバーについてより深く分析し、各国の政策ジレンマに影響を与える、よりグローバルな視点と、より各国横断的な経験を伴うサーベイランス。
- 低所得国の側に立ち、マクロ金融の安定を強め、コア専門知識を結集する我々の

貢献を伴うプログラムとプログラム近似業務。

- マクロ経済問題に焦点を当て、経費メカニズムで順位付けを行い、資金調達力が高まる技術支援を伴うキャパシティー・ビルディング。

IMF が焦点を定め直すことの当然の結果は、リストラクチャーされた IMF であり、またそれは、加盟国の考えをよりよく反映するガバナンス構造と適切な歳入モデルを持ち、より廉価な管理コストを伴うものであります。2008 年会計年度間に IMF のリストラクチャリング課題の遂行には次のような大きな進展がありました。

- 2008 年 3 月、理事会はクォータの新割当法、その方法に基づくクォータ増資の第 2 ラウンド、基礎票を 3 倍にし理事会におけるアフリカ議席の投票権を強化する IMF 協定の修正、以上を含むガバナンス改革案を承認しました。この改正案は、国際経済の変化に応じて、今後、基礎票の更なる増加を求めており、クォータ・シェアの更なる再配合も予測している、という意味でダイナミックなものである、と言えます。総務会は 2008 年 4 月 28 日上記改革案を採択し、我々としては目下 IMF 協定修正についての加盟国承諾が順次完了するのを見守っている段階にあります。
- 2008 年 4 月、理事会は新歳入モデルについて広範に意見の一致を見ました。IMF の投資権限を拡大する IMF 協定の修正と限定的な金売却が具体化すれば、上記新モデルは、IMF の持続的な財政

管理に重要な力を及ぼすでありましょう。理事会は同時に、向こう 3 年間に実質で年間 1 億ドルの節約を果たし、同じ期間に 380 名の人員を削減することを内容とする予算案を承認しました。この人員削減は、概ね自発的離職のプロセスを経て、この 5 月に達成されました。このプロセスが効力を生じる期間は 2009 ～ 11 会計年間となります。

人員削減の結果として、IMF は来年以降多くのベテランスタッフを失うこととなります。この場を借りてその人達の果たした貢献に敬意を表します。多くのスタッフが IMF と加盟国のために職業人生をささげて下さいました。勇退する人たちは職務を通じて世界を変えて来られたわけですが、そこで獲得された知識を活かして、今後もこれまでと同様に、世界の進歩の役に立っていかれることを期待します。

このメッセージの締めくくりに当たり、次の会計年度に期待して、IMF の注目すべき道程の次なる段階に立ち働く大勢の IMF スタッフに、賞賛と感謝の意を表したいと思えます。過去の出来事は世界がいかに強い IMF と多国間協調主義を求めているかを示しています。来年から先に起こる事柄で、IMF が行った約束をどれほどたくさん実現できるかがはっきりするでありましょう。すべきことはたくさんありますが、私は、IMF が仕事に協力者とパートナーに恵まれ、かつ、スタッフと理事会それに全世界の加盟国に恵まれていることをよく弁えているものであります。

総務会への送り状

2008年8月
総務会議長殿

IMF協定第12条7項(a)およびIMF関係法令第10項の規定に基づき、2008年度(2008年4月30日期)の理事会年次報告書を総務会に提出いたします。IMF関係法令第20項の規定に基づき、理事会で承認されたIMFの2009年度(2009年4月30日期)運営予算および資本予算は第5章に記述されています。一般勘定、SDR勘定、貧困削減・成長ファシリティおよび外生ショックファシリティ信託勘定、重債務貧困国向け貧困削減・成長ファシリティ信託および関連勘定、マルチ債務救済Ⅱ信託勘定並びにIMF管理

勘定終了日の2008年4月30日度監査済み財務諸表は、当該財務諸表に対する外部監査法人の監査意見とともに、付属書VIに掲載してあります。外部監査および財務報告手続は、IMF規則第20条(c)の規定に基づき、外部監査委員会によって監督されました。外部監査委員会のメンバーは、伊東敏氏(委員長)、Stephen Anderson氏、Thomas O' Neill氏、です。

IMF専務理事・理事会議長
ドミニク・ストロスカーン



The IMF Executive Board and senior management

概観： IMF活動の焦点を定め直す



2008 会計年度に世界経済は新たにたくさんの問題を抱え込んだ。米国のサブプライム住宅ローン市場の問題が他の諸々の金融市場に波及し、多くの先進国が成長鈍化の見通しを余儀なくされる一方、食料と原油の価格急騰により世界全体にインフレ圧力が高まって、多くの低所得国が新たな苦難を強いられている¹。世界のマクロ経済の安全確保と金融安定が負託の中核である IMF 理事会は、この事態に素早く対応し次の措置をとった。金融セクターの諸問題に対する IMF の分析力の強化、今般の金融市場不安から受ける加盟各国の痛みの緩和に役立つ方策の勧奨、食・燃料のコスト急増に直面する低所得国のマクロ経済運営についての政策提案、輸入コスト高騰が低所得加盟国にもたらした国際収支困難を救援する金融支援がそれである²。

2008 会計年度は IMF 改革の年度でもあった。理事会は、IMF が加盟国の増大するニーズによりよく適合でき、世界経済と金融市場の変化に調和し、予算の減額に対応できるような諸措置の実施を進めた。

1 2008 年度の世界経済と金融市場の動向については第 2 章に譲る。

2 IMF 協定に規定のとおり、IMF は、就中、国際金融システムの安定性を確保し、持続可能な経済成長を促進する責務がある。www.imf.org/external/pubs/ft/aa/index.htm (IMF ウェブサイト) で IMF 協定は閲覧可能。

理事会は国別サーベイランスについて新規の総合的枠組みを採択した。この枠組みは、国レベルとグローバル・レベルのどちらにもかかわりなく、マクロ経済と金融の安定を損ないかねない政策が実施されていないか、その識別に力を注ぐ仕組みである³。この枠組みで傾注されるのは、金融市場の混乱に対応して、各国経済と世界経済の間のスピルオーバー、あるいは金融市場が実体経済に連鎖する態様の分析と検討である。理事会は、また、IMFのガバナンス構造に改善措置を講じた。これは、加盟国の世界経済に占める相対的ウエートに応じたクォータ（出資割当額）の分担とIMFの意思決定における低所得国の参加を投票権拡大によって再調整する改革パッケージに賛成してのことである。2008年会計年度に達成した画期的な事柄のもう1つは、歳入歳出の新枠組みを理事会で承認してIMF財政の適切な管理を可能にしたことである。以上を含む理事会の活動については、本章と後続する章で詳述する。

サーベイランス（政策監視）

IMFの政策監視活動は国別サーベイランスに深く結びつく。国別サーベイランスは、加盟国のIMF協定に基づく義務遵守と国際通貨・金融システムに対するその国の政策貢献を確保することを目的として各国の現行政策を監視する。2008会計年度の当初、為替相場政策のサーベイランスに関する1977年の決定について1年に及ぶ見直し作業の末、理事会は、国別サーベイランスの新枠組みを採択した。国別サーベイランスに関する2007年の決定は、IMFのサーベイランス実施と加盟各国が実施する為替相場政策の双方について、完成度の高いガイダンスを定めているが、加盟国義務の新設は行っていない。2007年の決定の新機軸で重要なのは、サーベイランスの原則に對外的安定性概念を取り込んだことである。1977年の決定に同じく、2007年の決定は、加盟国に対して、特定目的のための為替相場操作を禁止し、かつ、本来の目的に関わりなく、對外的安定性に影響ある為替相場政策は

避けるよう勧告している。要するに2007年の決定は、長期にわたって不安定の主因と認められた為替相場政策を封じ込めたのである。理事会は、2007年度の決定の採択がIMFのサーベイランス活動を効果的かつ公平に遂行する上で大きく貢献すると考える⁴。

2008会計年度を通じて、理事会は今般の国際金融市場不安に少なからぬ注意を払った。IMFのマルチラテラル・サーベイランス（多国間政策監視）の主たる手段である、世界経済見通し（WEO）および国際金融安定性報告書（GFSSR）の検討過程はそれを反映している（第3章参照）。この金融不安が世界の安定と成長に及ぼす影響は、2008年4月のWEOの中心テーマであり、2008年4月のGFSSRでは国際金融システムに混乱が与えた影響の分析と波及の可能性（スピルオーバー）の測定を行っている。こうして、実体経済と金融との間の伝播経路を調査して当面の対策を勧告できれば、加盟国経済に不安が与えた影響の緩和に役立つ。

2008年4月、理事会は、金融市場の出来事に係わるIMFスタッフの行った初期評価の吟味を行って、そこで準備された結論案と勧告案に全般的な支持を与えた。当該評価について理事会が行った検討の範囲は、仕組み金融商品に関するリスク管理技能、その商品の値付け査定と信用格付けの役割および仕組み設計、並びに、会計とディスクロージャーに関する慣行、中央銀行による危機および緊急流動性の管理、銀行およびノンバンク金融機関への規制と監視に及んでいる⁵。検討の時点で、対象とした事象がなお進展中であったことを認識しつつも、理事会は、IMFサーベイランスが今般の不安原因を解明し、そこから教訓を引き出すことの重要性を強調すると共に、加盟国当局、国際機関、市場参加者との密接な協働を継続するようスタッフを激励した。さらに当年度中に、新興市場諸国の脆弱性と危機リスクとを峻別する新しい方法論が開発された。また、2008年春発表の「脆弱性の働き」は新興市場経済諸国に与える金融市場不安の影響に焦点を合わせたものである。

3. 主要戦略目標に向けたIMFの足取りについては、CD-ROMのCD-ボックス1.1を参照。

4. CD-ROMのPIN 07/69またはwww.imf.org/external/np/sec/pm/2007/pn769.htmにある「政策に対する加盟国別サーベイランスについてIMF理事会は新決定を採択」を参照。

5. 5 理事会検討用資料「最近の金融不安……初度評価、政策の教訓、IMFサーベイランスにとっての意味」参照。CD-ROMまたはwww.imf.org/external/np/pp/eng/2008/040908.pdfで閲覧可能。

最近、国際通貨・金融システムに果たす政府系投資ファンド（SWFs）の役割がますます重要度を増していることに鑑み、理事会は、2008年3月の検討会議で、IMFは他機関とともに、自主原則のもとSWFsの自発的な行動展開を手助けする好い地位にあるとの結論を得た。IMFは目下、2008年度IMF・世銀年次総会までに諸々のSWFsに共通する自主原則の取りまとめを目的とする、25加盟国代表からなる国際作業グループの組成を事務局に準備させている。IMF総務会の重要諮問委員会である国際通貨金融委員会は、2008年4月12日付のコミュニケでこの新構想を大いに歓迎した⁶。

IMFがサーベイランスを実施する枠組みのさらなる強化を目的として、理事会は2008年4月、3年ごとに刊行するサーベイランス・レビューの企画を検討し始めた。これにはサーベイランスの優先事項に関する声明が盛り込まれる見込である。

2008年度中のIMFのサーベイランス活動の詳細は第3章に記載されている。

プログラム支援およびキャパシティー・ビルディング

理事会は、IMF融資、キャパシティー・ビルディング並びに加盟国支援と加盟国ニーズの変化に応じて支援を調整するプログラムと手法について、引続き見直しを行っている。新興市場国経済のIMF融資に対する要望はここ数年急速に減少している。この減少は各国の政策の自力改善の成果であって、これが経済のファンダメンタルズの強さを増した。また、良好な市場状況の成果でもある。2008会計年度、先進諸国は減速したのに、新興市場諸国は、一部に国際収支困難が生じかかっているところがあるにせよ、概ねたくましく成長を続け、金融市場不安に対して抵抗力があると認められた。しかし脆弱性は払拭されてはいない。ことに経常収支赤字ファイナンスを巨額の流入資本に依存している新興市場諸国にそれが著しい。よって理事会は、IMFの常時出動可能な現行融資手段を通じる支援に加え、グローバル資本市場に組込まれつつある国が流入資本の突然の逆流の事態に陥った場合に備えて、金融セクターのリスクとマクロ金融連鎖の分析、

債務管理技量の強化に向けた助言と技術支援の供与及び迅速な信用枠又は金融安定ラインといったような、流動性供与又は危機予防措置の開発に更なる力点を置いたのである。

理事会はまた、その経済が成長し成熟するにつれて進化する低所得加盟国とのIMFの関与を強めるための措置をとっている。この場合とりわけ、資本の流入、（食料・燃料を含む）商品相場の変動、金融市場の推移それに債務持続性の政策対応についての助言に力点が置かれるようになった。2008会計年度に低所得国の政策当局が直面した最重要問題の1つは、食料・燃料コストの急上昇であり、これが貧困削減努力と低所得国の2015年までのミレニアム開発目標（MDGs）達成に脅威を与えている。IMFは機敏に動き、価格高騰が財政政策、国際収支や歳入面に与える影響の評価について脆弱加盟国を支援し、かつ、IMFの危機対応に協力するタスクフォースを招集した。2008年4月の状況説明に際し、理事会は当該タスクフォースの作業計画を全般的に承認し、食料・燃料価格の高騰の悪影響についての低所得国向け政策助言と、現行の貧困削減・成長ファシリティ（PRGF）と外生ショックファシリティ（ESF）を通じる国際収支困難国向け金融支援の準備について支持を与えた。理事会はまた、供給制約の軽減方策についてIMFスタッフが他の国際機関と協働するよう激励した。

2008年4月設立の「世界食糧安全保障危機に関する国連ハイレベルタスクフォース」のメンバーとしてIMFは、国連諸機関並びに世銀と協力して、世界の食糧価格問題に関する統一的対案の作成を推進した。これには、優先順位を付した行動計画の策定促進と実行調整が含まれる。2009会計年度初頭、理事会は、今般の危機で悪影響を受けた7カ国に貧困削減・成長ファシリティを通じる融資を承認し、食料・燃料価格上昇に悩む国に外生ショックファシリティをより使いやすくするための修正について検討した。

低所得国の貧困を削減しMDGs達成に向けた努力を支援するもう1つの行動は、理事会が2008会計年度に承認した、重債務貧困国（HIPC）向けイニシアティブの枠組みの弾力化改革である。例えば、長く未

6. 本コミュニケはCD-ROMのAppendix IIIまたはwww.imf.org/external/np/pp/eng/2008/040908.pdfで閲覧可能。

払いが続く HIPC 向けの遅滞なき債務救済措置を目的として、理事会は裁決を行って、当該貧困国が国際社会から債務救済の約束を得るに際し（また暫定的な債務救済の開始に際し）、IMF スタッフの監視プログラムの下での一定条件を満たすパフォーマンスならば、当該貧困国が上記イニシアティブに言う決定点到達条件を充たす健全な政策のトラックレコードに加味されてよいとの方針とした。リベリアはこの枠組み改革を享受する最初の国となった（ボックス 4.1 参照）。また理事会は、いわゆる崩壊懸念国（紛争を経験した国など、弱いガバナンス、限られた行政能力、社会的緊張、政治不安の趨勢から経済・社会パフォーマンスに機能障害のある国家）に対する、より効果的なキャパシティー・ビルディング支援と金融支援を講じる新枠組みについて十分な検討を行って、担当局に対し、理事会の見解並びに潜在的援助受取国と援助供与国の意見を反映した業務提案の作成と 2009 会計年度における検討を求めた。

理事会が目下手段を講じたいと考えているのは、IMF の加盟国向けキャパシティー・ビルディング支援つまり技術支援（TA）と訓練の給付効率性とコストパフォーマンスの向上である。この場合、TA と訓練給付のより厳格な優先順位付けとそのサーベイランスと融資との一層の統合、より密度の高い他の援助ドナーとの協働、それに、IMF の自己資本でこ入れのための外部資金調達が重要視されるべきである。また、援助受取国の 1 人当たり所得に応じて累進する手数料の徴収が検討されるべきである。IMF のキャパシティービルディング活動に係わる多くの改善が過去数年にわたって実施に移されてきた。その中には、技術支援と研修の地域センターに対して大きく依存すること、TA 戦略に関し IMF の各地域局に、受取国当局との協調を保ちつつ主体性を持たせること、TA の量的達成度指標を導入すること、研修向けのドナー資金を導入することが含まれる。

新興市場および開発途上国における IMF の役割とそれらへの支援については詳細の記述を第 4 章に譲る。

ガバナンス、財政、および組織

2 年にわたって広範囲に検討した末、総務会は 2008 年 4 月 28 日、IMF ガバナンス改革に係わる重要な包括的提案を承認した。この提案は、新興市場諸国と低所得諸国の投票権（ボイス）と代表権を拡大するものである⁷。今提案は 2006 年 9 月 18 日の総務会決議で約束した範囲を超え、従来の 5 算定方式システムに比して簡素かつ透明性に優れたクォータ（出資割当額）算定方式を定めており、世界経済に占めるウエートと役割に応じた加盟国出資持ち分を再編成して、54 加盟国につき特別クォータ増を求めるものであった。また、この提案は、低所得国の投票権拡大のため基礎票の 3 倍増⁸（IMF 設立以来はじめての投票権増）、将来クォータ増があっても、会計投票権に対する合計基礎票が一定になることを確保するメカニズムの創設、そして多数の加盟国により選任される理事については、二人目の理事長を任命する権限を付与する現状では、アフリカ選出の理事がこの改正の恩恵を受けることになる。この総務会決議は、世界経済の進展する現実により適合する体質にするため IMF 組織の近代化と構造改革に向けた大きな一歩の現れである。提案に係わる基礎票増大と次席理事代理関係の改正は、合計投票権の 85 パーセントを有する IMF 加盟国の 5 分の 3 が賛成した時点で発効する。クォータの特別増資は提案されている改正案が効力を生じた後に有効となり、関係する加盟各国のクォータ増への同意と払い込みを必要とする。

総務会は、また、IMF 財政基盤の更なる健全化が期待できる歳入・歳出の新枠組みについて意見の一致を見た。歳出面では、人件費と非人件費双方の削減により今後の 3 会計年度で達成されるべき概ね 1 億ドルの節約について確認し、かつ、贅肉を削り焦点を絞りなおした機関の加盟者奉仕が満足度のいかに高いものなるかについて公表を行った。歳入面につき、総務会は 2008 年 5 月 5 日、提案に係わる IMF の投資権限の拡大改正案を可決した。この発効には合計投票権の 85 パーセントを有する IMF 加盟国の 5 分の 3 の承認が必要である⁹。新歳入モデルの一部として、理事会は、IMF

7. 「IMF 理事会、クォータと投票権をオーバーホールする改革を勧告」と題する 08/64 号プレスリリース参照。CD-ROM または www.imf.org/external/np/sec/pr/2008/pro864.htm で閲覧可能。「IMF におけるクォータと投票権改革についての IMFC 向け専務理事レポート」は CD-ROM 並びに www.imf.org/external/pp/lomgres.aspx?id=4242 で閲覧可能。

8. IMF 協定に規定のとおり、元来各加盟国には 250 の基礎票の割当てがあり、加えてクォータ 10 万 SDR 当たり 1 投票権がある。

9. CD-ROM または www.imf.org/external/np/sec/2008/pr08101.htm にある「IMF 総務会は IMF の新歳入モデルの重点項目を承認」を参照。

がその保有する金の限定的な一部売却の利益で財源手当てされる基金の創設に係わる提案を支持した。理事の全員は、IMF が保有する金の一部売却決定に賛成する用意がある、あるいは、当該決定に賛成する立法的承認を求める、のどちらかの立場である旨を表明した¹⁰。IMF の歳入歳出枠組みに原則的に一致する改革と平行に、理事会は、予算委員会が統合された1つの枠組みで予算の歳入歳出面を検討できるように、その委任事項について改正を行った。

理事会は2008会計年度にIMFのコミュニケーション戦略の見直しも行った。理事会は、改革努力に対する支持形成のため、IMF業務とコミュニケーションをより一体的に運営することに払われている努力を歓迎した。この戦略の一環でIMFは、ウェブとマルチメディア技術にシフトする度合いをますます高め、広報活動をオピニオンリーダーである重要視聴者向けのものに仕立てている最中である。そのほか理事会は、IMFの仕事で圧倒的に多用されている英語以外の言語で重要資料を体系的に作成し出版プログラムの焦点の絞り直しをすることによって広報活動の拡大を図っている。

IMFは公共機関としての引続き高い透明性を保っている。2008会計年度にIMFは、透明性方針の実施に係わる第3次更新レポートで、出版は任意であるにもかかわらず、大多数の国に係わる文書や政策資料が刊行されたと発表した。

2008会計年度を通じて理事会は、IMFのリスク管理の枠組み強化を継続した。リスク管理枠組みにおける優先順位付け強化と加盟国の報告ミスに起因するリスクに更なる配慮を求めるために開かれた1月の非公式説明会合で、理事会は、リスク管理諮問委員会の更新報告を歓迎した。1月にはまた、外部監査委員会は、

理事会に対する説明で、IMFの内部監査と外部監査の手続きに満足の意を表し、IMFの財務諸表をより明瞭なものとし、内部告発者政策を実施し、突発事件報告手続きを一層様式化する取組みを激励した¹¹。

IMFの説明責任に係わる枠組みを正式のものにする努力の一環として、2007会計年度に理事会は、IMFの経営陣に対し、理事会が支持を与えた独立評価機関（IEO）のIMF活動評価中の勧告について実施プランを作成するように求め、2008会計年度には、同じく当該実施状況について定期的監視報告を提出するように求めた。これまで3件の実施プランが作成された。それらは、理事会が支持したIEOのIMF活動評価における勧告と、サハラ以南のアフリカ諸国向け援助、為替相場政策についてのIMFの助言、IMFの支援プログラムにおける構造的融資条件を扱っている。2008会計年度に提出された第1回定期監視報告は、新しく正式にされた枠組みが提示される以前に理事会が検討したIEO評価にある勧告を記載するものである。

理事会自体の仕事に焦点を当てることに注意を向けると、2008会計年度に理事会は理事会の諸委員会の構成と権限を吟味するために招集された理事会作業グループの勧告を承認し、これに応じてこれら諸々の委員会に対する委任事項に改正を加えた。承認された改革のうち、注目に値するのは、予算委員会の上述した権限拡大であった。また世界銀行およびその他の国際機関と連絡担当委員会の設立も注目に値する。この委員会は、他機関における経済の安定と成長の促進に関する状況の推移の情報を理事会に通報することを負託された存在である。

IMFのガバナンス、財政状態および組織に係わる更なる詳細については第5章を参照。

10. CD-ROMまたはwww.imf.org/external/np/sec/2008/pr08874.htmにある「ストロスカーン専務理事、IMFの歳入歳出の新枠組みに対する理事会の画期的な合意を賞賛」を参照。「IMFの歳入歳出の新枠組みについてのIMFC向け専務理事報告」はCD-ROMまたはwww.imf.org/external/pp/longres.aspx?id=4245で閲覧可能。

11. 2008年6月、IMFは、「インテグリティ・ホットライン（不当行為告発窓口）」を発足させた。これはIMF内外の個人が機密裡にIMF職員の不当行為についての懸念を提起できるようにするものである。

世界経済と金融市場の動向



2008 会計年度の世界経済は幾つかの先進国経済の成長を鈍化させた金融危機のエスカレート、新興市場国と開発途上国経済の成長は活発なテンポを保ったこと、商品価格の高騰に勢いを得て世界全体にインフレ圧力が高まったこと、による3つの強力な相互作用が形作る経過をたどった。

2007 年の購買力平価（PPP）による為替レートで測った世界の GDP は、全体として4年連続して上向きトレンドを保ち、4.9 パーセントのプラス成長だった（図 2.1）。しかし第4四半期から先進国、ことに米国で経済活動が減速した。米国ではサブプライム住宅ローン市場危機が諸々の金融市場と諸々の金融機関に悪影響を及ぼした。新興市場諸国と開発途上国経済の成長も2007年第4四半期から減速し始めたが、ヒストリカルな尺度で見れば、全地域を通じて力強さが残っている。

外国為替市場も金融市場動向の影響を受けた。米ドルの実質実効為替レートは、2007年半ば以降急落した。米経済の弱気の成長見通しと利下げ予測が米国証券に対する外国からの投資意欲を鈍らせたからである。中国や中東原油輸出国など大きな経常黒字を抱える多数の国の通貨は、引続き為替相場が管理された。米ドル下落の相手として上昇した主要通貨は、ユーロ、円のほか、カナダドルや幾つかの新興市場諸国の通貨等、変動相場の通貨である。

食料と原油を筆頭とする1次産品の価格急騰は、ほとんどのIMF加盟国で消費者物価指数の上昇を招き、それが新興市場諸国におけるコアインフレ率の上昇へと波及した。急騰する食料価格は、ことに消費者の消費バスケットに占める食料の割合が大きな国の実質所得を押し下げた。原油輸出国は記録的な原油高の恩恵を受け一方、原油の純輸入国は貿易収支赤字の拡大と成長見通しの悪化を余儀なくされた。

先進諸国

2007年8月、米国のサブプライム住宅ローン市場における信用悪化による波及効果で、インターバンクの資金貸借市場に本格的流動性危機をもたらした。2007年10月までには、鍵を握る複数の中央銀行が、問題金融機関に対する流動性注入を含めた積極的な政策行動を開始し、一時的な市場沈静化の役に立った。だが、圧力が再び高まり、2007年末にかけて激化した。主要金融機関が、ことにサブプライム・ローンに関連

した有価証券へのエクスポージャーに起因する巨額の損失報告を次々に発表し始めたからである。米国経済の成長鈍化の兆候が市場の悪化の度合いを増大させた。金融資産の質の劣化と仕組み金融商品の価値下落、それに逆レバレッジ作用を伴った市場の流動性の欠乏により、金融システム全体に不安が拡大し、危機の増大が続いた。

米国は危機の震源であり続ける一方、米国を除く先進国の金融機関も、各金融機関の仕組み債向けエクスポージャーと（程度はまちまちにせよ）健全性監督と各金融機関のリスク管理システムに係わる脆弱さのために悪影響を受けた。事実が明らかになるに及んで、米国とヨーロッパの主要中央銀行は、システム・リスクの封じ込めのために重要な役割を演じ始めた。各中央銀行は民間銀行のインターバンク市場における戦線縮小に応じて、短期資金市場に対し既存および新規に開発した諸々の手段による巨額の資金注入を行い、ノンバンクの金融機関が市場から退出したことから、短期貸借市場における不可欠の資金の出し手となった。一方、政府系ファンド（SWF）も、主要金融機関に対する巨額の資本を注入して、市場の逼迫を封じる上で重要かつタイムリーな役割を果たした。それでも、金融システムはIMFの会計年度末が迫ってもストレスを解消しなかった。インターバンク市場の逼迫、与信スプレッドの拡大、流動性を欠く市況が続き、レバレッジを効かせていた投資家の資産売りに拍車をかけ続けた（図2.2参照）。

先進国の中央銀行は、程度に差こそあれ軒並み、高

図2.1 実質GDP成長率
(対前年比:%)

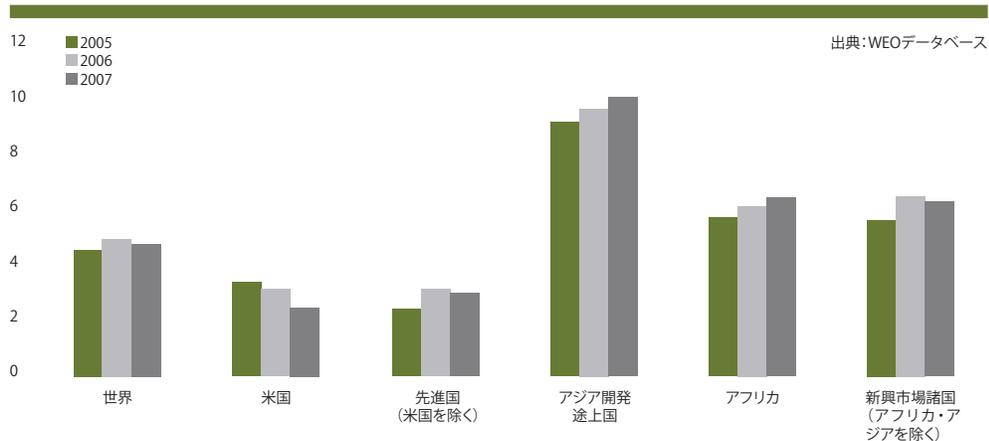


図2.2 3カ月ものLIBORとOIS (オーバーナイト・インデックス・スワップ) 金利
(単位:ベースポイント)

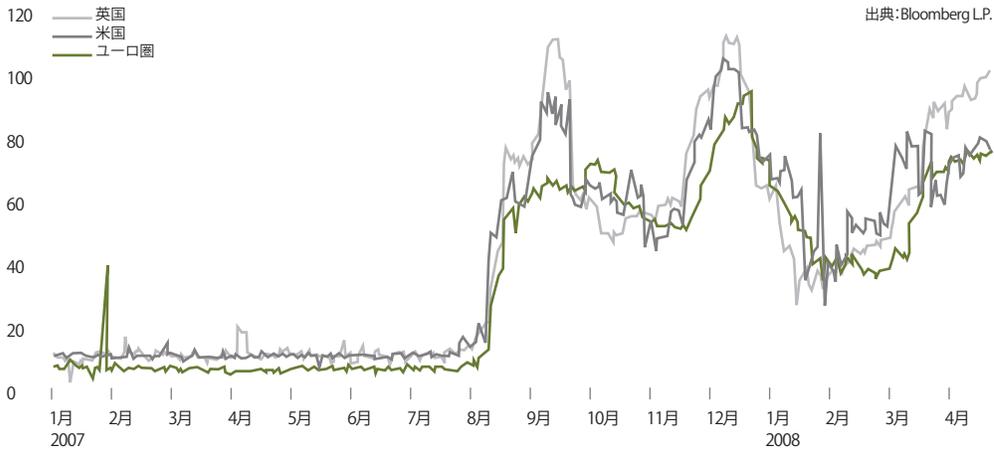
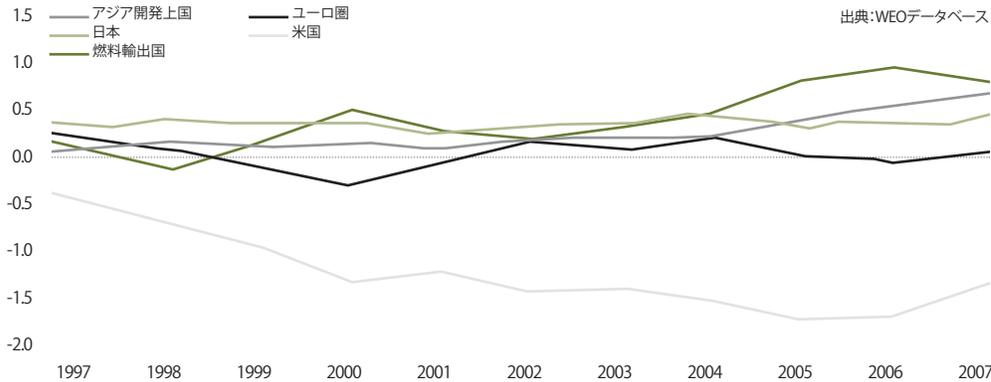


図2.3 経常収支
(世界GDPに占める割合)



まるインフレ圧力と減速が続く成長見通しの間に嵌って身動きがつかず、インフレと成長見通しの間のバランスを保つことは各国ごと各地域ごとの状況に左右された。多くの中央銀行が金融政策を緩和した。最も劇的だったのは米国で、連邦準備制度理事会はフェデラルファンド・レートを2007年8月から2008年4月にかけて300ベースポイント引き下げた。2007年第4四半期には米国の経済活動のペースが急減速した。消費と設備投資が際だって軟化したのは、景況感の悪化と融資条件の厳格化が重なったからである。米国住宅市場に起こった調整で住宅投資が落ち込み、家計消費が際だって鈍化したことによって、成長率は、2006年の3パーセントから2007年はわずか2.2パーセントに下落、さらに2008年の第1四半期にはほぼ1パーセ

ントにまで下落した。原油価格の上昇が消費の減退を進める一方、消費者物価指数は、2007年末から2008年初にかけて4パーセントを上回った。米国の成長見通しが貿易相手国と比べて強く、そのうえ利下げが予測されたため、米国証券に対する外国からの投資が冷え込み、米ドルに下落圧力を加えた。ユーロ、円のほか、カナダドルと幾つかの新興市場諸国の変動相場通貨に対するドルの下落が純輸出を押し上げた。これが米国経済における唯一の強みである。米国の経常収支赤字は幾分好転し、2007年のGDP比は5.3パーセントになった。(図2.3は、世界GDPに対する百分比で示す各国・各地域の経常収支。)

2007年の大方と2008年の初頭、先進ヨーロッパ諸国の景気は力強いペースで拡大を続けた。雇用の堅調

な伸びと好調な投資が、強い国内需要の後押しをした。ユーロ圏は全体として2007年に年率2.6パーセントの経済成長を記録した。これは2006年に達成した成長の足取りの速さにはほぼ匹敵する。一方で英国は、金融セクターが受けた重圧にも拘わらず、3.1パーセントの強い成長率を記録した。2008年第1四半期には、ユーロ圏は、金融セクターの混乱に呼応する消費者マインドと企業マインドの低下、上昇する原油価格が実質可処分所得に及ぼす影響、ユーロ高、それに輸出市場の減速にもかかわらず、成長が加速して概ね3パーセントとなった。イングランド銀行は経済成長の見通しが弱まるのに呼応して金利を引き下げたが、ユーロ圏中央銀行は政策金利を据え置いた。

日本経済は概して、2008年第1四半期まではグローバル経済の減速と比べて勢いはあった。GDP成長率は2007年に2.1パーセント、その後の2008年第1四半期は、力強い輸出と企業投資に主導されて、3.3パーセントに加速した。日本の対外黒字は依然として巨額である。しかしながら、2008年第2四半期には景気は減速する見込みだが、日本銀行は金利を据え置いている。

新興市場諸国および開発途上諸国

2008会計年を通じて、大方の新興市場諸国の金融状況は、マクロ経済のファンダメンタルズの改善と公共セクターのバランスシートの強化に恵まれ続けた。しかし特に新興ヨーロッパ諸国¹²など若干の国は市場の圧力にさらされた。新興ヨーロッパ諸国では国内の信用の伸びが対外資金借入れで加速されてきており、巨額の経常赤字のファイナンスも必要であった。新興市場国の国債は、概して成熟経済国の金融混乱に対して抵抗力があり、また2007年第4四半期までは銀行融資は強さを保ったものの、新興市場国の社債発行は2007年第3四半期に急減し2008年前半も低調のままだった(図2.4)。なお、ファンディング・コストは上昇した。

2007年の新興ヨーロッパ諸国の成長率はほぼ1パー

セントの軟化で5.7パーセントになったが、6年連続で先進ヨーロッパ諸国の成長率を上回った。ほとんどの新興ヨーロッパ諸国で、経済成長は活発な内需で牽引された。2007年も内需の伸びが生産の伸びを上回った。その結果、当地域全体の経常赤字はGDP比6.7パーセントに拡大した。この国内需要を引続き支えたのは強い与信の伸びで、これを助長したのが流入資本であった。そして多くの国で労働市場の逼迫が賃金を押し上げたことも国内需要を支えた。食料・燃料価格の高騰と労働コストの上昇により、インフレ圧力はことに年末にかけて高まった。新興市場国の中央銀行は、強まるインフレ圧力に対抗して引続き金融引き締め政策をとった。

2007年、独立国家共同体(CIS)諸国¹³の実質GDP成長率は8.5パーセントを維持した。商品価格の高騰、拡張的なマクロ経済政策、年間を通じた力強い資本流入、与信の急伸、資産価格の上昇が国内需要の伸びを助長したからである。

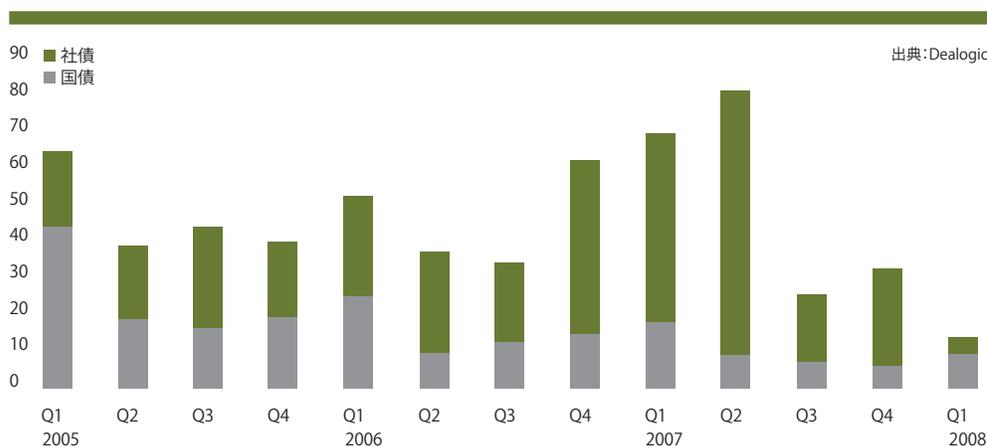
新興アジア諸国は2007年を通じて力強く成長したが、2008年始めにかけては軟化の兆候が現れた。対外黒字は引続き巨額であった。新興アジア諸国の成長を主導したのは中国であり、その2007年における総生産の拡大は前年比11.4パーセントに達した。これを牽引したのは、消費、投資の強い伸び、それに純輸出であった。インドの成長率はわずかに減速し2007年後半には前年比8.5パーセントとなった。引き締め金融政策に応じて消費が沈静したからである。だが、投資はなお活発なペースを維持した。新興アジア地域の域内需要の強さは、食・燃料価格の上昇とあいまって、域内の多くの国におけるインフレ圧力の高まりの原因となった。

ラテンアメリカおよびカリブ海地域の経済活動は、2007年には5.6パーセントと、2006年より若干強い伸びを示した。米国の減速が隣国メキシコの成長を鈍化させたが、中米および南米商品輸出国では成長率は高止まりした。さらに、ブラジルでは実質金利の持続的下落と強い雇用情勢が相まって顕著に景気が加速した。ラ米地域の成長を牽引したのは主として国内需要

12. IMF出版物に用いられているとおり、この用語新興ヨーロッパ諸国に含まれるのは、ブルガリア、クロアチア、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、マルタ、ポーランド、ルーマニア、スロバキア、それにトルコである。

13. 13 1991年に旧ソ連圏の12共和国(アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、グルジア、カザフスタン、キルギス、モルドバ、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ、ウズベキスタン)で組成したグループ。

図2.4 新興市場における外債発行
(単位:十億米ドル)



の伸びであった。経常黒字は減少した。インフレを加速させたのは、幾つかの国における高い設備稼働率と食料価格の上昇である。

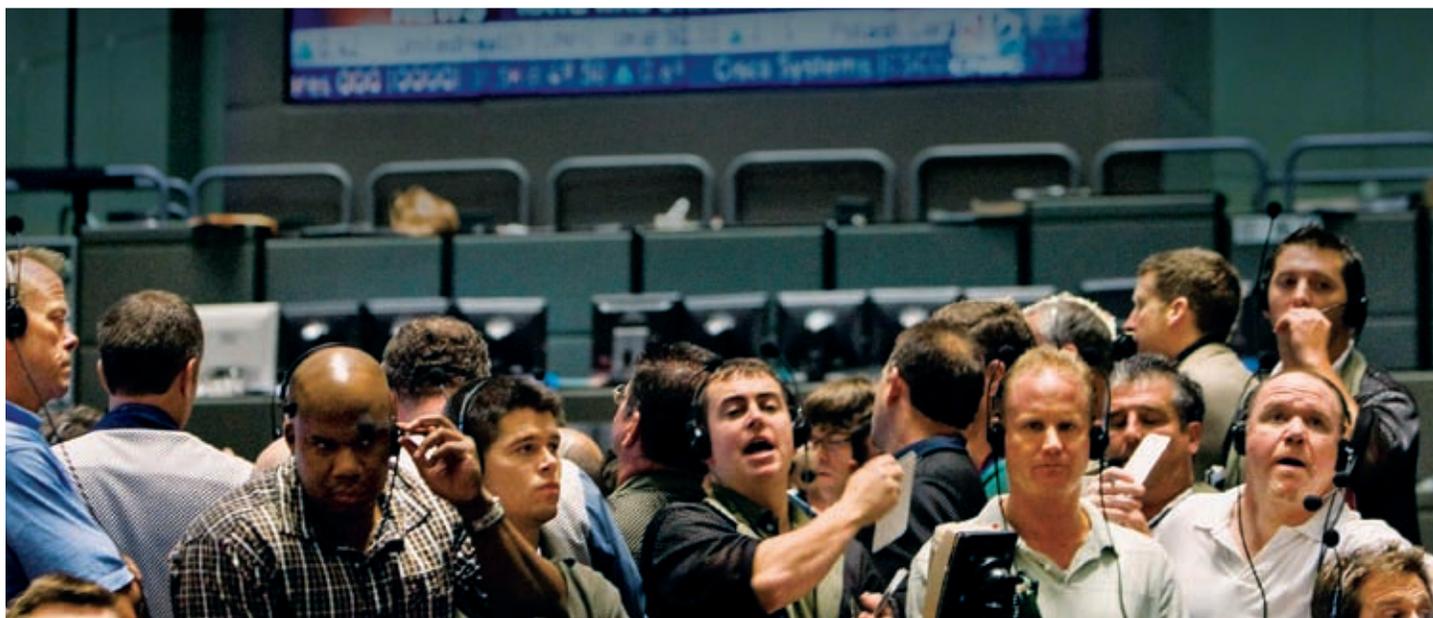
独立以来最長の経済成長持続期間を足場に、サハラ以南アフリカ諸国の経済活動のペースは加速して、2007年に6.8パーセントに達した。これを主導したのは、原油輸出国における極めて力強い成長で、これを支えたのは、当地域の他の国々の力強い景気であった。非原油輸出国では、ことに国内需要と国内投資が景気を押し上げた。これは、マクロ経済安定性の改善と多くの国で行われた改革の成果である。

中東地域も2007年に5.8パーセントに達する高い成長率を維持した。産油量の増大は限定的であったが、世界的に高騰した原油価格が、輸出国の拡大する政府支出と民間セクターに対する強い与信の拡大を支

えた。国内支出と輸入は伸びたが、原油輸出国の巨大な経常黒字はわずかに縮小しただけであり、GDPのほぼ22.8パーセントになった。原油価格の上昇が輸出収入を押し上げたのがその原因である。中東諸国の通貨は引き続き米ドルにペッグし、または厳しい管理相場下にある。中東非産油国の中には、貿易、原油輸出国からの金融上の波及効果、及び国内改革に支えられてさらに高い成長率を達成したところもある。湾岸協力会議国(GCC)¹⁴ではインフレ圧力がかなり高まった。その原因は、強い国内需要、食料価格の上昇、地代・家賃の高騰を招く不動産市場における供給制約、それに金融引き下げ(GCC諸国の場合、ペッグ方式の為替相場制度によって主要先進国の動向に追随せざるをえない)である。

14. バーレーン、クエート、オマーン、カタール、サウジアラビアおよびアラブ首長国連邦。

サーベイランスを通じた マクロ経済と金融の安定 ならびに成長の促進



サーベイランス（政策監視）は、IMF の使命の核心である。IMF は、IMF 協定に基づいて国際通貨システムを監視しその安定を損なう可能性のある脆弱性を識別にすることに責任を持つ。IMF は、1 つには加盟 185 カ国のマクロ経済政策をモニターし、各加盟国固有の状況に応じた分析と政策助言を提供すること（「国別サーベイランス」と言う）によって、2 つには国際資本市場における経済条件と進展をモニターし、石油市場の状況や対外的不均衡等の主要な経済・金融の動向が与えるグローバルな影響を評価すること（「マルチラテラル・サーベイランス」）によって、責務を果たす。これらの活動を補完するものとして、通貨同盟のような公式の取決めに結集した国グループのために金融経済政策を行う地域機関のサーベイランスがある（「地域別サーベイランス」；ボックス 3.1 を参照）。

金融市場が例外的な混乱を経験し、いくつかの先進国で経済が劇的に鈍化するとともに、2008 年度になって世界の食料と石油価格が高騰したのに伴い、IMF 理事会は、サーベイランス活動の強化・改善を図った¹⁵。

15. 2008 年 6 月に、G-8 諸国は、IMF に対し国際エネルギー機関（IEA）および適当な国内機関と協力して、石油・食糧価格高騰の背景にある実態的・金融的要因、これらの価格変動および価格上昇の世界経済に与える影響についてさらなる分析を行ない、その結果を 2008 年 10 月の IMF・世銀年次総会で報告するように要請した。

ボックス 3.1

IMFサーベイランスの実施の仕方

国別サーベイランス IMFに加盟するに際して、該当国は、IMF協定第4条に基づき、秩序ある経済成長と価格の安定に資する政策を追求し、不公正な競争上の優遇を求めた為替レートの操作を避けることを約束する。またその国の経済に関する正確で時宜を得たデータの提供も約束する。第4条は、加盟国のこれら義務の遵守をIMFが監視すると規定しており、これによってIMFは加盟国の経済政策に対するサーベイランスを継続的に実施する。ワシントン本部から各国当局とのコンタクトを維持するほか、IMFは多くの場合年に1回、各加盟国にスタッフ・チームを派遣する。(この4条協議(コンサルテーション)と呼ばれる公式訪問の間にも非公式のスタッフ訪問が行われることが多い。)4条協議の期間中に、IMFの調査チームは経済金融データの分析を行い、前回コンサルテーション以降の経済の動向と共に当該国の為替レート、通貨と財政金融分野の政策および国内的・対外的安定に直接影響するその他の政策について、政府および中央銀行の幹部と討議する。調査団は、議員ならびに労働組合、学者、金融市場の参加者のような非政府関係者に会うこともある。IMF調査チームは、調査結果と政策助言の要約を作成し、その公表につき権限を有する当該国当局に委ねる。調査チームは理事会にも検討と審議のために報告書を提出する。そこでの討議によって4条協議の結論が公式に出され、理事会の見解の要旨が当該国政府に送られる。この種のピアレビューを経て各加盟国に対する政策助言が国際的な共同体の場で用意され、国際的な経験の教訓が、国内政策に反映されることになる。加盟国が同意した場合、4条協議の報告全体と理事会の審議内容を要約したパブリック・インフォメーション・ノティス(PIN)がIMFのサイトに公開される。

4条協議によって、IMFは政策の強さと弱さと共に潜在的弱点を明らかにし、必要があれば各国に適切な是正策を助言する。この間にも理事会の非公式会合がしばしば開かれ、理事会の個別加盟国に関する定例の検討会を補完する。各国もまた、任意に金融部門評価プログラムに参加し、あるいは他の分野における「基準と規約の遵守に関する報告」を求めることもできる。これらの評価の結果は、サーベイランスに対する重要な貢献となる。

マルチラテラル・サーベイランス(多国間政策監視) 各国の経済状態および金融制度と国際経済および金融市場との関連を前提にして、IMFは、世界の経済金融市場の動向と展望をモニターし、国際通貨金融システムが順調に機能することを確保し、その安定性を損なう可能性のある脆弱性を識別する。マルチラテラル・サーベイランスは、スタッフが作成した世界経済見通しに関する分析と様々な国に妥当する政策を提示する年2回の「世界経済見通し」(WEO)ならびに国際金融市場の進展とそれが直面するリスクに焦点を当てた「国際金融安定性報告書」(GFSR)の理事会レビューを通じて行われる。理事会はまた、世界経済と金融市場の動向に関する非公式の審議の場を持ち、IMFスタッフは国際的な経済の趨勢とともに先進および新興国金融市場の動向を継続的にモニターする。

地域サーベイランス 国別サーベイランスとマルチラテラル・サーベイランスは、域内連携国に関係する横断的洞察を集約した域内経済見通しに加え、加盟国が通貨と為替レート政策の責任を地域国際機関に委ねる通貨同盟のような公的取り決めにより補完されている。

注:「国別サーベイランスに関するIMFの2007年決定」には、政策の特別目的のいかんにかかわらず、加盟国が対外的不安定をもたらす為替レート政策を避けることを勧告する原則が含まれている。この原則が意味するところは、各国は対外的安定性と整合する政策を追求することを最大の公約としているということである。

2007年6月、理事会は、国別サーベイランスにつき1977年以来実施されてきた枠組みに代わる新しいより包括的な枠組みを採択した。また、理事会は、国際金融市場に対する信頼と安定性を回復し、世界経済の見通しを改善するために不可欠な国内経済と世界経済ならびに金融市場と実体経済の連関についてのよりよい理解の達成を目的とする努力の傾注について承認した。政府系投資ファンドに関する自主遵守原則を策定するための協調作業などの新イニシアティブも発足した（下記参照）。

また、理事会は財政と金融の連関についてのIMFの理解を深める努力を払った。2008年2月には、理事会はセミナーを開催して、財政政策によって各国がどのようにグローバリゼーションと金融の深化の利益を実現させることができるかを検証した（ボックス3.2）¹⁶。

国別サーベイランス

2008会計年度に理事会は123の4条協議を完了した（CD-ROMで表3.1を参照）。また、理事会は、国別サーベイランスにおいてIMFのグローバルな展望を強化し、IMFのマルチラテラル・サーベイランス（下記参照）の主要な手段である「世界経済見通し（WEO）」と「国際金融安定性報告書（GFSR）」の調査結果をよりよく統合するとともに、実体経済と金融セクターとの間の連関および国内経済と国際経済の間の相互波及に関する分析の改善を一層重視した。例えば、2007年10月のWEOでは、巨額の資本流入に対する適切な政策対応を取上げた¹⁷が、2008年4月のWEOでは、各国が市場の混乱の影響拡大に対抗して採用可能な3つの防衛策を概説した。それらは、金融緩和策、財政刺激策および財政資金で適切な組み合わせが需要を支

え、金融市場と実体経済のマイナスの相互作用を制限することによって補完的役割を果たしうるとした。地域次元でもIMFの国別政策対話について益々情報を提供するようになっており、特定問題に関するペーパーとスタッフレポートは地域における波及と各国にまたがる経験により重点を置いてきている。

為替レートのサーベイランスは、IMFの重要な任務の一つである。設立以来、IMFは為替レートの評価の枠組み強化に注力してきており、加盟国における基礎的マクロ経済と金融の発展にそれを適応させてきた。理事会は、1年間の検討を経て2007年6月15日にそのサーベイランスの枠組みを更新した¹⁸。「加盟国の政策の国別サーベイランスに関する2007年の決定」は、ブレトンウッズ・システムの崩壊に続いて採択された「為替レートのサーベイランスに関する1977年の決定」に取って代わるものであるが、それよりはるかに広範で包括的である¹⁹。新決定は、明快な展望を設定することによって、IMFサーベイランスの質、公平性および有効性を改善する助けとなる。また、各国はどんな為替レート政策を避けるべきか、また、どんな時にこれらの政策が国際社会にとっての懸念となりうるかという問題に対して、一層の明確さと特定性をもたらすものでもある。新決定のいくつかの主要な点は、ボックス3.3で述べられている。

2007年の決定の実施における重要な運用上の側面、すなわち対外不均衡の評価、為替レートと経常収支の状況の分析および為替レート政策の評価等は明確になりつつあり、スタッフのためのサーベイランス・ガイダンス・ノートは2009年度に更新される予定である。2008年度末の非公式セミナーで、理事会は、種々のカテゴリーの定義を明らかにし、より実用的で明確な適用基準を確立するために加盟国の事実上の為替レート取決めを分類する際に使用されているシステムと方

16. CD-ROM PIN08/28 または IMF のウェブサイト www.imf.org/external/np/sec/pn/2008/pn0828.htm にある "IMF Executive Board Holds Seminar on Globalization, Financial Markets, and Fiscal Policies" を参照。

17. WEO は IMF のウェブサイト www.imf.org/external/pubs/weo/2007/02/index.htm で閲覧可能。民間資本の流入は、よい使われ方をすれば長期の便益となるが、マクロ経済の安定性に大きなリスクを与える可能性がある。大量の資本流入に対する適切な政策対応は、各国固有の環境と流入の性格に依存する。過去20年間に亘る政策対応に関する包括的な多国間をまたぐ分析から明らかになった最も強固な教訓は、政府支出を堅実な軌道に乗せること—多額の資本流入がある時期に過大な支出をさせるのではなく—が、大幅な流入の悪影響を緩和する助けになり得るということである。

18. CD-ROM PIN07/69 または IMF のウェブサイト www.imf.org/external/np/sec/pn/2007/pn0769.htm で "IMF Executive Board Adopts New Decision on Bilateral Surveillance Over Members' Policies" を参照。同決定は、CD-ROM または IMF のウェブサイト www.imf.org/external/np/sec/pn/2007/pn0769.htm#decision でも閲覧できる。

19. 1944年に設立されたブレトンウッズ体制の下では、米国以外の加盟国中央銀行は、自国通貨と、オンス当り35ドルの固定価格で金に交換可能なドルとの間の固定為替レートを維持することに合意した。ブレトンウッズ・システムは、米国が固定価格で金を取引することを停止した1971年に崩壊した。

ボックス 3.2 グローバル化、金融市場、および財政政策

2008年2月、理事会は財政局作成のペーパー「グローバル化、金融市場および財政政策」について検討した¹。このセミナーでは、財政政策が、グローバル化と金融の深化の便益を各国が実現する上でどのように助けになり得るかを検討した。

財政に対するグローバル化の影響 理事会は、法人税の税率引下げが一般的趨勢であるにもかかわらず、歳入は最近まで堅調であったことに注目した。租税競争は健全かもしれないと認める一方で、理事会は、歳入の堅調さの継続を当然と捉えるべきではなく、有害な租税競争が加盟国の歳入を損なう可能性もあることを指摘した。歳出面には、グローバル化が社会保護や人的・物的資本向け投資の需要を増大させて、支出上昇の圧力を生む可能性がある。また、理事会は、金融セクターの偶発債務に対し一層の注意を払うよう呼びかけ、危険な状態にある金融機関の予防的リストラに重点を置いた適時の介入が究極的な財政コストを減らす可能性があることを指摘すると同時に、しかしながら、そのような戦略が金融機関の政府による救済への期待を生み出させてはならないと指摘した。全てを考慮した上で、理事会は、グローバル化と金融の深化が財政圧力を生み出す限りにおいて、事前の財政政策は容認されるとの見解をとった。これは必ずしもより緊縮的な財政政策を意味しないが、財政政策は柔軟に、機動的な歳入・歳出政策の余地を確保することによって圧力に対応できるようにすべきである。

市場アクセス 海外の資金部市場へのアクセスが大きくなれば、財政規律は緩急のどちらかに振れる可能性がある。財政政策に対する市場規律の影響は、透明性の拡大と健全な財政政策に対する信頼できる政治的約束によって大きくできる。グローバル化と金融の深化は、健全な政策を持つ諸国の国内通貨建て海外借入れ能力を改善し、それによって債務許容限度を引き上げることができよう。

より大きな資本の流れを伴う財政政策 グローバル化と金融の深化は共に財政政策の有効性を変化させ、資本の流れを増大させている。資本流入に対応する財政政策による安定化の役割は、各国固有の状況に依存する。大幅な資本流入が総需要圧力を生み、金融政策の利用の余地に限りがある場合には、財政緊縮が適当であろう。しかし、財政政策は依然として有益であり得るものの主として実質為替レートまたは一時的な資本規制によって調整が起こり得る場合もある。もっとも、数名の理事は、財政措置実施のタイム・ラグを考慮すると、財政政策は資本の流れの大きな変動に対処する最善の手段ではないかもしれないと指摘した。

波及効果 グローバル化は財政政策の波及効果を巨大化させる。この波及効果の故に、一定の分野では国際的政策協調を拡大させる根拠が強まるとの考えに同調した理事もいたが、他の理事はIMFの調整努力に新たな使命を加えることに消極的であった。

1. 本文書は、IMFのウェブサイト www.imf.org/external/np/pp/2007/eng/111607.pdf で閲覧可能。

法論を検討し始めた。これらの討議内容は、IMFが1950年以来発行してきた為替取決め・為替制限年次報告(AREAER)の今年号に掲載予定である。加盟国当局との協議で作成されるが、スタッフの独自の判断を反映するAREAERは、すべてのIMF加盟国の為替レート取決めや、為替制限、資本流入規制およびその他の外国為替に係わる措置についての包括的記述を提供している²⁰。

サーベイランスの有効性を評価する理事会ならびにIMFのマネージメントとスタッフの努力を補完する

ものとして、IMFの独立評価機関(IEO)は、1995年から2005年に行われた加盟国に対するIMFの為替レート政策の助言についての評価を2007年度に完了した。2007年5月に行われた同評価書についての審議で、理事会は、IMFはその分析、助言および加盟国との対話の有効性向上を目指すと共に、為替レート・サーベイランスにおける非対称性の認識に目を向けるべきだというIEOの結論を概ね承認した。大部分の理事は、為替レートのサーベイランスのやり方がいくつかの重要な分野で未だ明確でないというIEOの見

20. この報告の付属書II「金融操作と取引」には、表II.9「為替レート制度の事実上の分類と金融政策の枠組み」で加盟国の為替制度の簡単な要約がなされている。同付属書はCD-ROMおよびIMFのウェブサイト www.imf.org/external/pubs/ft/ar/2008/eng/index.htm 上で閲覧することができる。

ボックス 3.3 国別サーベイランスに関する2007年の決定

新決定は、多くの重要な点で1977年決定を拡張し、協定で示されているサーベイランスの枠組みを明確化したものである（従って加盟国にとって新たな義務は伴わない）：

- ・ 国際収支の経常・資本収支を包含する対外的安定性の概念を、国別サーベイランスの実施原則として導入する。
- ・ 協調的性質、対話と説得の重要性および率直さと公平性を含め、各国の事情にしかるべき配慮をすることの重要性と国際的中期展望の必要性を強調する、有効なサーベイランスに必須の手法を確定する。
- ・ IMF協定の第4条で禁じられている、他の加盟国に対し不公平な競争上の優位性を獲得するための為替レート操作の概念を明確にし、そのような行為を基礎的為替レートの不均衡の概念と関連付ける。
- ・ 加盟国だけでなく、サーベイランスを実施するIMFに対

しても、特定の目的があつてのことではあつても対外的不安定性の原因になり得る全ての政策をカバーする為替レート政策実施のためのより完全な指針を提供する。

理事会は基礎的為替レート不均衡に関するスタッフの定義を承認したが、それを適用するに当たっては適切な注意が必要であると強調し、そこに含まれる大きな測定上の不確かさをそれなりに認めたくらうで使うべきだし、不均衡の計測には注意深い判断が必要だとそれを適用するに当たっては適切な注意が必要と強調した。実際には、為替レートは、不均衡が著しく大きいと分かった時にだけ基礎的不均衡と判断され、基礎的不均衡があるか否かを確定するに際し、しかるべき疑問があれば当局側に立って解釈される。理事会はさらに、不均衡の判断は、為替レート制度の性格や国の規模にかかわらず、公平になされるべきだと指摘し、また多くの理事は、不均衡の算定値に対する潜在的な市場の敏感さとともにそれを伝える際の注意深さの必要性を強調した。

注：サーベイランス・ガイダンス・ノート（2005年5月発行）は、時間の経過と2004年の隔年サーベイランス・レビューの結論に照らし、国別サーベイランス実施についてIMFスタッフに指針を与えるもの。同ノートは、内容（特に、4条協議で対象とする問題の選択およびサーベイランスの理事会での検討で特別の注目を受けた対象事項の質）およびサーベイランスの方式を扱っている。また、経常的国際取引のための支払い・送金制限および複数通貨制に係わる第8条および14条に関連する事項についての4条協議における扱い方の指針も提供している。さらに、同ノートは、法的には4条によるサーベイランスの対象ではないが、理事会の指示によって4条協議に関連して提起されるその他の問題の取り扱いに関する指針も提供する。4条サーベイランスの下では加盟国は情報を提供したり、これらの分野で特定の政策を追求したりする義務はない。

解に賛同した。検討対象期間を通じて、既存の政策指針にある種々の側面を実施する上で問題があり、多くの理事は、為替レート水準の分析の質や地域別および国別サーベイランスへの政策の波及効果の組み入れ等、いくつかの分野で改善の余地があるということに同意した。また、理事の多くは、IMFのマネージメントが、金融セクターの問題をIMFのサーベイランスに統合しようとする継続中の作業と並行して、IMF全体で為替レートの作業が効果的に組織され管理されるようにすべきだというIEOの勧告に同意し、そして現存の調整機構（サーベイランス委員会や為替レート問題に関する諮問グループ〈CGER；下記参照）を含む）のさらなる強化を後押しした。多くの理事が強調したのは、IMFのマネージメントは理事会に対しサーベイランスを行うために必要な全ての情報を提供

する義務があり、またこの義務とIMFが加盟国に対し秘密の助言者として仕える必要性とをいかにして結びつけるかについて理事会に対して説明責任を有するということである。

理事会で承認されたIEOの勧告に基づき、スタッフとマネージメントは実施計画を作成し、理事会はこれについて2007年9月に審議した（第5章参照）²¹。実施計画の中心となる事項が、国別サーベイランスに関する2007年決議であるのは適切であり、為替レート問題に関する作業の強化は、まずは4条協議の枠組みの中で実行されねばならないだろうと、理事会は指摘した。かなりの者が、均衡為替レートの算定に関しては引き続き大きな技術的限界があると警告したものの、多くの理事は、方法論の強化およびCGERの作業の拡大はIMFの為替レートの作業に重要な一助と

21. CD-ROMまたはIMFのウェブサイト www.imf.org/external/np/sec/pn/2007/pn07119.htm で “IMF Executive Board Discusses Implementation Plan Following IEO Evaluation of the IMF’s Exchange Policy Advice, 1999-2005”, PIN07/119を参照。

なろうということに賛同した。

1990年代半ば以降、CGERは、IMFの4条スタッフ報告につき各国固有の分析を知らせるとともに多国間の整合性を高める目的で、国際的視野から多くの先進国の為替レートに係わる評価を提供してきた。これらの評価は、IMFの国別サーベイランスの一環として為替レートの評価作成に責任を持つIMFスタッフ・カンントリー・デスクが使用できる追加的な手段である。対外的調整過程における為替レートの役割は、世界経済が急速に統合の度を増すにつれて高まっている。過去15年間に世界の貿易と国際的な金融統合は急速に伸びてきており、世界貿易の世界のGDPに対する比率は40パーセント以上上昇し、国際的な金融上の相互持合いの世界GDPに対する比率は2倍以上になった。新興市場諸国がこのような発展に大きな寄与をしていることは、世界の貿易におけるそのシェア増大—1990年の27パーセントから2006年の40パーセント—に—と共に国際的資本の流れにおけるその重要性により明らかである。従って、IMFは、経常収支および実効為替レートとこれらの裏にある基礎的条件との整合性を測る助けになり得るCGERの方法論を、約20カ国の新興市場経済国をカバーするまでに拡大した²²。

マルチラテラル・サーベイランス

政策当局と大衆に支援と情報を提供するために、IMFは多国間サーベイランス作業における継続性を大幅に向上させた。例えば年2回発行されるWEOとGFSRという多国間サーベイランスのための2つの主要な手段を補完するべく、WEOの見通しや金融安定性ノートを四半期ごとに公式に更新している。また、マクロ経済と金融の関連性、為替レートおよび主として先進国経済と市場からの波及に関する分析を深めている。

世界経済見通し

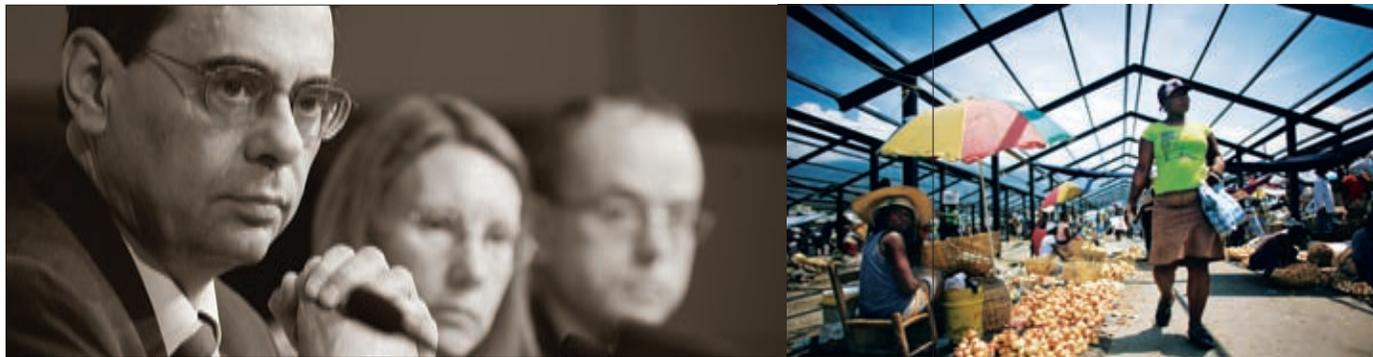
2007年9月のWEOの審議²³において、理事会は2007年上半年期の強い経済成長の後に、全世界の見通しが異常なほど不確実になったことを認め、健全な政

策と継続的な警戒の必要性を強調した。2008年3月の審議では、理事会は、2008年の世界の成長見通しはWEOの2008年更新版以来著しく悪化したことを了解した。理事会は、米国のサブプライム・モーゲージ市場をはるかに越えて広がった金融危機の継続の見込みとコストについての例外的な不確実性を背景に、グローバルな経済発展と見通しを審議した。金融引き締め状況に直面して先進国経済では成長が鈍化したのが、急速にグローバル化している新興国経済は強さを維持した。理事会が強調したのは、金融市場において、今も展開しつつある事態が見通しに大きなリスクを投げかけていることである。多くの理事は、急成長の新興国国内需要の潜在的強さによってもたらされるポジティブな勢いを認める一方で、これら新興国も貿易と金融の経路を通じてマイナスの対外的リスクに曝されていることも認めた。また、理事会は、需給逼迫の継続という状況および投資資産の一つとしてのコモディティに対する投資家の関心の高まりやその他の金融要素の下で、コモディティ価格が高騰するに伴い、インフレ圧力と石油市場に関連するリスクが増大してきたことに警告を発した。また、多くの理事は、他の変動通貨に対する最近の米ドルの下落および米国の経常収支赤字の縮小にもかかわらず、グローバルな不均衡の無秩序な巻き戻しのリスクが引続き存在することを認めた。

こうした背景の下で、理事たちが強調したのは、世界中の政策当局は、急速に移り変わる一連の挑戦に直面しているということである。先進経済諸国の重要な優先事項は、金融危機に効果的に対処し、成長の下降リスクに対抗する一方、インフレ圧力と財政の長期的持続性を確保する必要性を考慮することである。多くの新興国・途上国にとっての挑戦課題は、強い国内需要が脆弱性を累積させないようにしつつ、インフレ圧力を制御することである。これらの国の多くは、すでに先進国経済の停滞からの影響に直面しつつあり、停滞が悪化したり長引いたりすれば、政策当局の賢明な対応が必要となろう。理事会は、このような困難な国際的状況においては、国をまたいだ政策手法の整合性が重要であると考えた。

22. 2008年4月IMFは、これらの方法論を記載したペーパー“Exchange Rate Assessments: CGER Methodologies :CGER Methodologies”をOccasional Paper NO. 261として発表。www.imf.org/external/pubs/cat/longres.cfm?sk=19582.0を参照。

23. 2007年10月および2008年4月のWEOに関する理事会の審議の要約全文は、CD-ROMおよびIMFのウェブサイト上で閲覧できる同報告そのものの中で見ることができる。WEOのその他の号とWEO更新版へのリンクについてはwww.imf.org/external/ns/cs.aspx?id=29を参照。



左: Launch of April 2008 GFSR, Washington, D.C. 右: Market in Port-au-Prince, Haiti.

より一般的には、理事会は、各国間での、特に現在の金融の混乱に対処するために、先進国通貨当局による相互の、またIMFや金融安定化フォーラム(FSF)等の国際機関との共同による協議が行われていることを歓迎した。信頼と需要を強化するには個々の努力よりも共同の努力の方がより効果的であろう。各国に討論と意見交換の場を提供し、各国の政策の整合性を促進し、そして益々統合化されたグローバル経済の中で波及効果を評価する等、IMFが現在の危機に対する政策対応に多国間の視野を付け加えるためのユニークな立場に置かれていることに、理事会は意見の一致をみた。

国際金融安定性報告書

GFSRに関する2008年3月の討議²⁴において、理事会は、米国のサブプライム・モーゲージ市場の悪化に続くより広範な信用・資金市場における厳しい混乱によって、米国および全世界でマクロ経済の見通しにリスクが生じてきたのに伴い、金融市場の混乱に焦点を当てた2007年10月の討議以降、国際的な金融の安定性は著しく悪化したことに注目した。政策立案者にとっての当面の優先事項は、不確実性を減らし、国際金融市場に対するリスクを緩和し、そして信頼を回復することであった。理事会は、公的・民間双方のセクターに向けられたGFSRの勧告を前進させる中で、各国の状況に応じた順位付けと優先付け、ならびに国際・国内関係機関間の調整に注意が払われなければならないと強調した。また、国内・国際機関と協力してこのような努力に貢献するIMFの役割を強調した。

理事会がGFSRの調査結果に一般的に同意した点は、市場と投資家、公的部門および金融当局が、そろって広範囲の金融機関によって取られたレバレッジの程

度と関連する無秩序な解約のリスクを評価し損ねたということである。民間部門のリスク管理と公開ならびに金融部門の監督と規制はすべて、急速な金融イノベーションとビジネス・モデルの変化に立ち遅れ、損失の大きさと広がりに関する不確定さの継続によりシステミック・リスクが高まった。潜在的損失はかなりの大きさになる可能性があり、金融機関は、自己資本と中期の資金の調達によってバランスシートの修復に急いで取りかかるべきである。

新興市場および途上国が示す回復力は、依然としてコスト上昇、対外資金調達条件の逼迫あるいは最近のコモディティ価格高騰の逆転といった試練を受ける可能性がある。先進国経済成長の弱さの継続と金融市場の問題の拡大も、各国の状況次第では、例えば、特に先進国の直接投資に依存している新興国の資本流出への脆弱性を増大させることによって、新興市場に悪影響を与える可能性がある。

現在の金融市場における不安定性の深さと広がりを理解するためには、仕組み金融商品の評価と計算の正しい理解が重要だということが認識された。理事会は、これらの長期の非流動的な仕組み商品を支持するために大規模な短期資金に過度に依存する誘引があったことに注意を払った。また格付け機関がこれらの方法論の質を再検討すべきことが示唆された。理事会では、中央銀行が銀行間市場の円滑な機能を維持するために銀行システムに資金を注入することが一般的に歓迎され、また金融の混乱によって、金融の安定と金融政策の実施に関する中央銀行の役割がより関連性を持ってきたことに留意し、中央銀行がこれらをより注意深く考える必要性が高まっていることに同意した。個々の国の当局は金融市場の無秩序状態が及ぼす波及の食い止めに動き、他方、IMFはFSF等の他の国際機関や

24. 2007年10月および2008年4月のGFSRに係わる理事会審議のすべての要約はCD-ROMおよびIMFのウェブサイトで閲覧可能である。www.imf.org/external/pubs/ft/GFSR/index.htmを参照。

国内の機関と連携して政策に影響を与えるためより大きな役割を果たすべきである。

マルチラテラル・コンサルテーション

2007年度に、IMFは、国際経済および個々の加盟国にとっての挑戦課題に対処する際に、適切なグループ構成国間の協力を促進するため、新しい手段——マルチラテラル・コンサルテーション（多国間協議）——を発足させた。IMFの最初の多国間協議は、国際的な不均衡および強力な世界の成長を持続しつつその不均衡を削減する最善の方法を討議するため、5つの参加国・地域—中国、ユーロ地域、日本、サウジアラビアおよび米国—による会議開催であった。2008年度に理事会がその経験を検討した結論は、多国間コンサルテーションの討議は、世界の成長を支えながら時間をかけて漸進的に不均衡を減らす手段を見つけ出す一貫した中期的アプローチに関する合意を深める助けとなると同時に、地域的および国際的観点から有益であり、それ自身強力なオーナーシップを有するということであった。参加国の個々の政策意図の表明は、IMFが4条協議およびWEOの文脈で助言したほど大掛かりなものではなかったが、それでも大きな前進であり、実施されれば中期的な不均衡の削減に大きく寄与するはずである。その上、これらの政策意図の発表は、将来に対する価値あるロードマップを提供した。理事会は、IMFが進捗状況のモニターに積極的役割を果たし続けることを勧告したが、このことは関係加盟国に関する個別の4条報告でなされてきている。

理事会は、多国間協議のアプローチをIMFのマルチラテラル・サーベイランスを拡大し深める有用な手段と考えた。理事会は2つのユニークな側面、すなわち不均衡の解決に主要な貢献者になりうる限られた参加国の任意の参加と言う面、および国際社会全体の声を聞く理事会と「国際通貨委員会（IMFC）」²⁵を通して聞くことのできる巣枠組みという面を持つと指摘した。これらの特徴は、将来対処する必要があるかも

しれない問題についての不確実さと共に、前進する運営方式に関して柔軟性を維持することを保証するものである²⁶。

地域間サーベイランスと広報

通貨同盟の加盟国は、金融および為替レート政策—IMFサーベイランスの中心的な2つの分野—に関する責任を地域機関に委譲してきているため、IMFは、同盟の個々の加盟国との4条協議に加え、これらの機関の代表と公式の討議を行っている。2008年度中には、IMF理事会は中央アフリカ通貨経済同盟（CEMAC）、東カリブ通貨同盟（ECCU）およびユーロ地域における進展について討議を行った²⁷。

通貨同盟

CEMAC CEMACにおけるマクロ経済の状況は、2007年6月に開催された理事会での討議²⁸の時には大変良好であったが、それは多分に高い石油価格の持続によるものであった。それでも、成長に関して同地域は他のサハラ以南のアフリカに遅れ、貿易と金融の統合がほとんど見られず、石油収入への依存が高まり、そして経済多様化を妨げる深く根ざした障害が残っていた。地域がミレニアム開発目標（第4章参照）を達成しようとするなら、これらの問題に緊急に対処する必要がある。従って理事会は、CEMACの各国首脳が採択した地域機関を強化し、統合のプロセスを進めようとする最近の改革パッケージを歓迎した。

ECCU 2008年2月の討議で、理事会は、力強い成長と一般的に低いインフレによって特徴付けられるECCUの強力な経済的成果を歓迎した。にもかかわらず同地域が、大きな挑戦課題に直面し続けていることに鑑み、理事会は、競争力と経済の多様化の促進による成長の持続と回復力の構築を狙いとする政策に重点をおくことを支持した。また理事会は、財政の強

25. IMFCはIMFの総務会に対する諮問機関である。それは、24名の総務（またはその代理）によって構成される。IMFの構成と活動についての詳細はボックス5.3「IMFはどのように運営されるか」を参照。

26. “IMF Executive Board Discusses Multilateral Consultation on Global Imbalances”, PIN07/97 および “Staff Report on the Multilateral Consultation on Global Imbalances with China, the Euro Area, Japan, Saudi Arabia, and the United States” をCD-ROMまたはIMFのウェブサイト、それぞれ www.imf.org/external/np/sec/pn/2007/pn0797.htm および www.imf.org/external/np/pp/2007/eng/062907.pdf で参照。

27. 理事会は、2009年度の初めに、西アフリカ経済通貨同盟（WAEMU）における進展を審議した。

28. “IMF Executive Board Concludes 2007 Discussion on Common Policies of Member Countries with ECOMAC”, PIN07/81 をCD-ROMまたはIMFのウェブサイト www.imf.org/external/np/sec/pn/2007/pn0781.htm で参照。CEMACの加盟国は、カメルーン、中央アフリカ共和国、チャド、コンゴ共和国、赤道ギニアおよびガボンである。

化、税制の歪みの是正および支出統制の必要性を強調した。銀行制度と金融セクターの規制の枠組み拡大において達成された進展に言及して、リスクに基づく監督の枠組みを強化する努力を継続するよう勧告した。理事会は経済統合に向けた新たなはずみを支持し、資本と労働の流れの自由化は、同地域がグローバリゼーションからより十分な便益を得られるようになる上で重要な役割を果たすであろうと述べた。データ面での弱さが、有効な政策立案とサーベイランスに対する重大な障害となっているので、理事会は、各国および地域の当局が統計業務とデータ管理を強化するよう奨励した²⁹。

ユーロ地域 2007年7月の審議³⁰において、理事会はユーロ地域経済が回復から上昇へ移行したことを歓迎した。実質GDP成長率が短期的には潜在成長率を上回り、一つには労働市場と福祉制度の改革のおかげで、雇用の増加が健全な状態に留まることを、理事会は期待した。しかし、資源利用度の上昇に伴い、インフレ圧力が次第に形成されると予測でき、さらなる通貨政策の引き締めが必要となり得るともみられた。理事会は、ユーロ地域の対外ポジションは概ね均衡し、ユーロの実質実効為替レートは、中期的均衡の範囲内で取引されていると考えた。理事会は、広範な構造改革が進行中であることを歓迎し、多国間コンサルテーション（前述を参照）に基づく当局の約束に従ってそれらが継続的に実施されることが、世界の経常収支不均衡の秩序だった解決への展望を強化することになると強調した。将来を見通せば、人口高齢化が、潜在成長の著しい低下を促進させる可能性がある、従って、地域の基本的課題は、生産性と労働力参加を併せて構造的に加速させることである。理事会は、「金融商品市場指令」の実施を促進する必要性を強調し、国内の支払いと証券の交換・決済システムの統合を促進する手段と共に国境をまたがる銀行の吸収合併を促進する進行中の作業を歓迎した。

他の地域サーベイランス・イニシアティブと広報

IMFはここ数年間、地域レベルの業務を拡大強化している。地域局のいくつかでは、地域をまたがる問題については全体で取組む作業グループを設ける一方、地域的問題に対しては専担ユニットを設け対処している。例えば、アフリカ局の作業グループでは、援助の拡大、天然資源管理、それに国内債務市場の発展というような問題、ヨーロッパ局では国境をまたぐ巨額の資本移動、急激な信用膨張、金融統合の成長および監督への影響、新加入国によるEU資金の利用、地中海諸国の競争力と南東ヨーロッパ諸国の脆弱性といった問題、そして西半球局では金融セクター、金融や為替レート政策、年金、それに原油や天然資源に関連した問題を取上げている。東京にあるアジア太平洋地域事務所は、地域サーベイランスについての調査と広報に貢献している。

さらに、IMFの5つの地域局は現在年2回「地域経済見通し（REOs）」を作成している。「地域経済見通し」の発表後は、例えばそれは政府や専門家によるセミナー、メディアへのブリーフィング、IMFスタッフのインタビューなど、活発な広報事業が各地域内数カ国において実施される。「地域経済見通し」報告を要約したプレスリリースは、「地域経済見通し」の全文とともにIMFのウェブサイト上に公開される。「地域経済見通し」刊行時に行われる記者会見の記録やビデオも同様である³¹。

IMFはまた種々の地域フォーラムを開催したり参加したりしている。例えば、2007年6月、IMFは第6回中央アメリカ年次地域コンファランスに参加したが、その会議には中央アメリカ諸国、パナマ、およびドミニカ共和国から財務大臣、中央銀行総裁、それに金融部門監督官が揃って出席し、2つの主要な地域問題——地域的金融コングロマリットの監視と中央アメリカ関税同盟の創設を含む財政協調の強化——を審議したほか、経済と社会の安定を支えるための株式および民間債券市場と金融政策の発展についての審議も行われた。2007年10月には、IMFスタッフとホンジュ

29. ECCUの加盟国は、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ、グレナダ、セントクリストファ・ネイヴィス、セントルシア、セントビンセント・グレナディーン諸島である。"IMF Executive Board Concludes 2007 Discussion on Common Policies of Member Countries of the Eastern Caribbean Currency Union", PIN08/12をCD-ROMまたはIMFのウェブサイト www.imf.org/external/np/sec/pn/2008/pn0812.htm で参照。

30. "IMF Executive Board Discusses Euro Area Policies", PIN07/89をCD-ROMまたはIMFウェブサイト www.imf.org/external/np/sec/pn/2007/pn0789.htm で参照。

31. 「地域経済見通し」は www.imf.org/external/pubs/ft/reo/reorepts.aspx からアクセスできる。2008会計年度に出版された「地域経済見通し」に関する資料もまたIMFのウェブサイト上で見ることができる。



左: Bananas are unloaded on the Caribbean island of St. Martin. 右: Visitor to the European Central Bank, Frankfurt, Germany.

ラスの当局者は中期的歳出枠組みに関する地域ワークショップを開催した。このワークショップには中央アメリカ諸国、ドミニカ共和国およびパナマから予算担当官が出席し、IMF、世界銀行、米州開発銀行（IDB）、コロンビア、それにスペインからスピーカーが招かれた。2007年11月、IMFの西半球局は西半球における経済と金融の連関に関するコンファランスを開催した。2008年2月にはアフリカ13カ国の財務相および上級官僚の出席を得てグローバル化と課税についての地域セミナーが、ナイジェリアで開かれ、アフリカへの融資に関するハイレベルのセミナーから2008年3月チュニスで開かれた（第4章参照）。IMFはまたマニラで開かれた中央アジア地域経済協力計画（CARECP）の貿易政策協調委員会（TPCC）の2007年4月と9月の会合に参画し、2007年10月にジェッダで開かれたガルフ協力会議（GCC）の財務大臣、中央銀行総裁による年次総会、2007年11月にチュニスで開かれたマグレブにおける経済発展と地域統合における民間セクターの役割についてのコンファランスなどにも参画した。

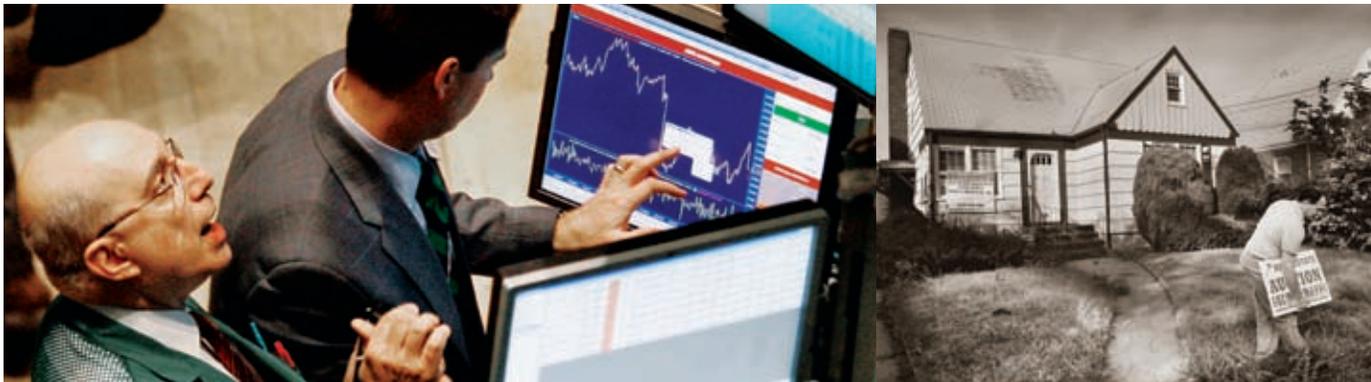
2007年6月、IMFはスカンディナヴィア・バルト海地域の金融統合に関する政策セミナーを開催し、IMFスタッフおよび理事、IMF駐在のヨーロッパ中央銀行（ECB）の代表、それに専門家が、国境を越えた監視や危機管理の取決めに関するIMF研究結果について討論した。同研究では、地域金融統合が今後ますます進むにつれて生ずる可能性のあるギャップにハイライトが当てられている。金融統合はまたヨーロッパ全体に拡がりつつあり、スカンディナヴィア・バルト海地域にあるほとんどの国がヨーロッパの規制的枠組み

の制約を受けていることから、これらの新しい問題点への取組みは拡大ヨーロッパという観点から研究される必要がある³²。

カリブ諸国の経済発展とその展望について定期的にセミナーを開催するというイニシアティブの一端として、理事会は2007年9月にその種の最初のセミナーを開催した³³。歴史的に開放的なカリブ経済はよく運営されており、その結果1人当たり国民所得は相対的に高いレベルに達している。この地域のマクロ経済はここ数年好調で、社会開発と均衡的成長に力を入れた結果、健康、教育、それに貧困撲滅に著しい進歩があった。それにもかかわらず、この地域は、経済の多様化に欠け、脆弱であり、持続的に経常収支赤字は大きく、公的債務も巨額で、特にハリケーンといった自然災害の危機に曝されている。理事会は、カリブ諸国のグローバル化を最大限利用する鍵となる地域協力を強化させるカリブ単一市場・経済の設立イニシアティブを歓迎し、カリブ諸国の、未だに細分化されたままの金融市場がより緊密に統合されることが成長をもたらす基盤になると考えている。カリブ諸国は投資誘致のための租税奨励措置に過度に依存しているが、それは過去の歳入現象を導いたことにつながった、と理事会は警告するとともに、バナナと砂糖のヨーロッパ市場での特惠待遇の縮小は域内数カ国にかなりの損失を与えることになると指摘した。理事たちは、これら諸国の調整と再構築の努力を支えるには、援助と譲許的支援の適時実施の重要性を強調した。

32. 同研究、「Financial Integration in the Nordic-Baltic Region: Challenges for Financial Policies」はIMFのウェブサイト www.imf.org/external/np/seminars/eng/2007/nordbal/pdf/0607.pdf で見ることができる。

33. PIN07/124 「IMF Executive Board Discusses Selected Regional Issues in the Caribbean」は、CD-ROMまたはIMFのウェブサイト www.imf.org/external/np/sec/pn/2007/pn07124.htm で読むことができる。



左: Traders and specialists on the floor of New York Stock Exchange. 右: Repossessed house for auction, Long Island, New York.

金融セクターサーベイランス

IMFは二国間と多国間それに地域レベルの金融セクターサーベイランスを継続的に強化している。すなわち制度面、システム面の両方から金融セクターの安定性を評価するための分析手段の開発を進めるとともに、金融セクターの信用リスクならびに流動性リスクの影響について、これを特定し、測定し、評価し、ストレステスト法を改善する量的分析方法の開発を図っている。これらのツールは、特に金融セクター評価プログラム (FSAPs) との関連で、すでにIMFの仕事に適用されているものである。2008会計年度のイニシアティブは、2007年度半ばに始まった金融危機の経済活動に与える影響についての分析的政策関連作業を含んでいる。「世界経済見通し (WEO)」の危機的局面に関する部分ではマクロ経済と金融の連鎖がこれまで以上に強調された。4条協議および金融セクター評価プログラムでは引続き金融セクター分析により大きく焦点が当てられた。また金融セクター問題に対処するための内部トレーニング、他のセクターに比した金融機関の位置づけおよび関連リスクに焦点を当てたデータ収集のイニシアティブ、金融と実物部門の改革が互いにどう補完しあうかについての分析的かつ経験に基づく研究などが行われている。IMFスタッフは、民間セクター、監督官庁、国当局、基準制定者、他の諸機関と協議を重ね、併せて金融安定化フォーラム (FSF) およびその作業グループとの協働を継続した。

金融危機の評価と勧告

2007年10月のコミュニケにおいて、国際通貨金融委員会 (IMFC) は、2007年8月に金融市場を襲った混乱の底流にある原因と、そこから得られる政策面

の教訓を熟考するようIMFに求めた。これに応じて、IMFでは関係する金融安定化フォーラム (FSF) 作業グループおよびその他の関係者との密接な協力の下に、通貨資本市場局 (MCMD) 内の5つの作業グループが進行中の危機の構造的要因を研究し、中期的な観点での一連の勧告をとりまとめた。その内容は、2008年4月の理事会で審議され、その要約はボックス3.4³⁴に示す通りである。危機管理と危機緩和のための短期的政策対応は2008年4月の「国際金融安定性報告書 (GFSR)」で審議されている (上記参照)。

金融市場の混乱は2008会計年度末にはまだ進行中であり、取るべき政策対応にはまだ意見一致を見えないが、IMFのサーベイランスはすでに開始されている。最近進められていることは、次の分野でのサーベイランスと政策アドバイスを強化することを視野に入れている。

- 監督者と監督官庁と対話の結果において、IMFは、特に複雑な仕組み金融商品に関連する金融機関のリスク管理が適切に実践されるよう希求すべきであり、また民間セクター機関と監督者による確固としたストレス耐久テストを確保すべきである。
- これらの点の多くはIMFと中央銀行との対話にもあてはまるものである。中央銀行が監督機能を持たない国の場合、銀行監督者との協力の程度および金融セクターにストレスが生じた場合の協同行動と早期介入についての取決めについて評価することが特に重要である。
- IMFは、新興市場諸国、特に巨額の経常収支赤字に対する融資が負債の増加を招いていたり、金融機関が成熟国の銀行に支配されていたり、そ

34. 理事会検討ペーパー「The Recent Financial Turmoil: Initial Assessment, Policy Lessons, and Implications for Fund Surveillance」は、www.imf.org/external/np/pp/eng/2008/040908.pdf。(IMFのウェブサイト)でもCD-ROMでも読むことができる。

の両方である国では、当局によるストレス耐久テストと銀行整理の枠組みに特別の注意を払うべきである。新興市場諸国は、これまでのところ、金融市場の混乱に対する反発力を見せているが、上記の特性を持つ国の場合、伝播リスクには大きなものがある。

金融セクター評価プログラム

IMFと世界銀行の共同イニシアティブで発足した「金融セクター評価プログラム (FSAP)」による評価は、サーベイランスに対する重要なインプットで、IMFはこれを選択的に実行に移してきた。FSAPは1999年に導入され、任意ベースで加盟国の金融システムの包括的評価を行うものであるが、同時にIMFの「金融システム安定性評価 (FSSAs)」の基盤となっている。FSSAsは金融セクターに起因し、マクロ経済安定性を脅かすリスクを評価するものである。通貨同盟のように特に重要な規制監視制度が地域レベルで設けられている場合には、地域レベルのFSAPが実施される場合がある。中央アフリカ経済通貨共同体 (CEMAC) および東カリブ通貨同盟 (ECCU) に対するFSAPは終了し、西アフリカ経済通貨同盟 (WAEMU) に対してはこの会計年度末時点では実施中であった。

これまでに延べ121件の初期評価が今や終了または進行中であり、金融セクター評価プログラムに対するIMFと世界銀行の活動は、初期評価から評価更新へと比重が移りつつある。評価更新の主な内容は金融安定性の分析、初期評価段階の基準・規範遵守状況に関する事実情報の更新³⁵ならびに初期評価で指摘された重要情報の再評価である。

2008会計年度には17件のFSAPが終了したが、そのうち12件は評価の更新を目的とするものだった³⁶。このほかに45件（そのうち24件が更新目的）が進行中または実施が決定もしくは計画されている。

他機関との連携

IMFは金融セクター問題についてその他の機関とも密接に協働している。IMF・世銀合同経営アクショ

ンプラン（第5章参照）の関係で、経営関係について世界銀行との協働が増えた。IMFは、（銀行監督についてのバーゼル委員会のような）基準設定機関や中央銀行、金融安定化フォーラム (FSF) やG-20関連で各国財務大臣との協働で、先進諸国の脆弱性分析を強化した。IMFは、FSFの2008年3月会合のためのグローバル金融安定化ノートを起草し、金融セクター問題についての協議会やセミナーを数多く主催または共催した（ボックス3.5）。

脆弱性エクササイズ

2001年に発足した脆弱性エクササイズは、新興市場諸国の脆弱性と危機リスクについて各国横断的評価を定期的に行う。IMFは2008会計年度に新興市場諸国の根底にある脆弱性と危機リスクの識別を可能にする新方法論を開発した。これにより、危機リスクが低い落ちついた状況に潜む弱点も見つけ易くなった。IMFは成熟市場にもこのエクササイズを応用するつもりである。2008年春の脆弱性エクササイズは、新興市場諸国に対するグローバルな混乱の影響、資産価格ブームが急激な調整裡に終わるリスク、そして資本流入量の減少が資産価格とローンの質さらなる下降スパイラルを突発させるリスクにハイライトを当てた。

政府系投資ファンド

政府系投資ファンド (Sovereign wealth funds—SWFs) が国際通貨・金融システムにおける重要プレイヤーとしての度はますます高まっており、その推定資産規模は1.9～2.8兆ドルに達している。この数字は、劇的に増加して2007年末時点で6兆ドルになった国際準備資産とは別のものである。SWFは様々な経済的・金融的恩恵をもたらしている。すなわち、発祥地本国では、富の世代間移転を促し、極端な景気変動の防止を助け、財政の安定化に寄与し、ソブリン資産ポートフォリオのより適切な多様化を可能にする一方、国際金融市場では、最近の大銀行数行に対する資本注入（第2章参照）に見られるように、市場の安定化と流動性増大に好影響を及ぼすことができる。しかし、政府系投資ファンドが政策当局に様々な問題をもたらしているのも事実である。

35. 事実情報の更新は、基準・規範の遵守に関する新たな展開を記述するもので、初期のFSAPにおける格付けを再評価するものではない。

36. ここに示された件数は、2008年度中に理事会で審議された金融セクター評価の数である。

ボックス3.4 金融資本市場 (MCM) 作業グループの政策勧告の概要

判明事項

リスク管理の慣行

多くの場合金融機関のリスク管理は、判断とガバナンスの両面の欠陥を反映していた。金融機関はデータに制約があることを正確に理解することなく、限られた過去の実績データから作ったモデルを基にした戦略に余りにも頼り過ぎている。ヘッジ戦略は過度に一部に集中しており、特に仕組み金融商品の場合、テールリスクや流動性リスクに十分な注意が払われていない。

評価、ディスクロージャー、会計

仕組み商品の会計処理、評価モデルと財務報告の欠陥が危機を深刻化、長期化させた。

教訓と勧告

リスクマネージャーは、ヘッジ戦略、相手方のリスク、それに市場の激変から生じうる2次的影響を含め、リスク管理や価格形成モデルの前提となる仮定を厳しく査定し、自分の会社のリスク構造を精査すべきである。

上級マネージャーは、内部ガバナンス構造が強固であり、かつ、情報伝達と意思決定の責任体制がよく整備され適切であることを確かなものにする必要がある。

監督者はリスク管理の監視により積極的な役割を果たすとともに、特に好調時にはより厳しいストレステストを行うよう奨励する必要がある。

監督官庁は、過剰監督リスクに注意しつつ、資産担保証券 (ABSCDOs) (資産担保証券債券を裏付にした債務担保証券) のような仕組み金融商品の不透明性と複雑さが市場規律を蝕む結果、ブルーデンシャル規制などが必要にならないか、検討してもよい。

監督者が請け合うべきは、金融機関の確固たる価格形成、リスク管理、ストレステストモデルの開発である。仕組み金融商品に対しては、ブルーデンシャルノルマ (例えば緩衝資本の計上) の樹立が考慮されるべきである。

監督者は、評価モデルのリスク管理について制規対象企業内で内部処理過程の改善を促進するべきである。

ことにグローバル金融機関が関係する場合、ディスクロージャー要件と同様、銀行の会計と規制基準も国境を越えた収斂が求められてしかるべきである。オフ・バランスでの保有状況、SIVs (仕組み商品投資専門会社)、勘定経由を専らとするコンデジットなどのディスクロージャーはもっと高められるべきである。

値付け困難な証券化金融商品の値決めとその流動性の向上、例えば一層の標準化と中央集中型の登録制度の構築、に取りくむこともできる。

判明事項	教訓と勧告
<p>信用格付機関の慣行</p> <p>信用格付けの方法論では仕組み金融商品が内包するリスクを把握できなかった。仕組み金融商品の投資家は、過度に格付けに頼り、この商品が急激な値動きと多段階格下げに対して脆弱性をもつことを理解していなかった。</p>	<p>信用格付け機関は格付けの方法と実践について改善すべきである。少なくとも、仕組み金融商品には区別された格付け法が導入されるべきであり、この種商品の格下げに対する感性について広く説明し、格付け方法論についての情報開示度が高められるべきである。</p> <p>信用格付け産業に潜在する利益相反行為を減少させるために、信用格付機関の認可制と免許制が使われてよく、そうすれば格付け方法論の透明性とディスクロージャーの改善も促進されよう。</p> <p>国の当局者および主要な国際基準設定者は、ことに仕組み金融商品に適用される格付け尺度の変更可能性に鑑み、ブルーデンシャル性規則の範囲内で信用格付けの効用についての見直しを行うべきである。</p>
<p>監督と危機管理</p> <p>統合された監督は不十分だった。監督者は新金融商品に関するリスクについて十分説明を行っていないし、引受基準の低下にも注意を払っていなかった。危機管理と銀行整理の枠組みとの間の隔たりも明らかになった。</p>	<p>バーゼルIIの枠組は、よりリスク感度の高い監督を可能にするので、国際的に活発な銀行を抱える国はそれを早く採択する必要がある。しかしバーゼルIIへの移行は、その実施が部分的ないし不完全であるとリスクをもたらすことがある、自己資本基準の適用は延期する必要があるかも知れない。平行適用の期間中から影響分析に格別の注意が払われるべきである。などの理由から、注意深い運用が必要である。</p> <p>現場監督の頻度や外部検査役の利用など監督の慣行は強化される必要があり、監督者にはその責務を有効に果たすためのツールが適切に与えられる必要がある。</p> <p>統合された監督とブルーデンシャル規則の報告は、オフ-バランスの企業にも適用されるべきで、その場合、風評リスクと偶発債務についてはより深い注意が払われるべきである。</p> <p>銀行整理とならびに預金保険の枠組は強化される必要があり、機関相互の協力はより効果的に行われる必要がある。中央銀行は十分情報に通じかつその整理又はその業務に関与すべきである。</p> <p>過度のリスク負担と規制裁定を抑制するため、最小限の引受け基準と消費者保護基準がすべての金融仲介業に適用されるべきである。</p>
<p>中央銀行の流動性</p> <p>現在の危機的時の流動性供給枠組の欠陥が銀行間市場の崩壊を招き混乱を助長した。</p>	<p>中央銀行は、相過度の相手側リスクと信用リスクを避ける限り、十分幅広い分野にわたる相手方に資金を融通し、十分に幅広い範囲の担保を受け入れることができるようにする必要がある。中央銀行の流動性利用が不当に非難されることのないようにする必要がある。</p> <p>外貨流動性問題解決のためには恒久的な一連の危機スワップラインを取り決めるなどの中央銀行間協力の改善や、運用枠組みの一掃の収束努力にはメリットがあるだろう。</p>

ボックス 3.5 金融セクター問題についての協働と広報

2008 会計年度中に、IMF は金融のグローバリゼーションや金融安定化について会議やセミナーを数多く主催または共同開催した。

2007 年 12 月、IMF アジア太平洋地域事務所（OAP）と、日本の市場の質に関する理論形成プロジェクトチーム（慶応大学の 21 世紀 COE (Center of Excellence) プログラム)、および日本の金融庁金融研究研修センターが「金融の安定化と金融セクターの監視、過去 10 年から得た教訓とこれから取るべき道」と題する会議を東京で共催した。この会議には、アジア太平洋地域の国際金融機関、専門家、民間セクターの代表、その他の関係者から選ばれた幹部クラスの人たちが一堂に会し、過去 10 年間に渡る銀行改革と金融セクターの監視と調査の進行状況の再検討を行った。グローバル金融界を展望すると、アジア太平洋地域の発展途上国が進行中の変化に対処するには、バーゼルⅡ基準が効果的に実行に移されることを含め、金融システム対応の迅速性が重要ということに注目した議論がなされた。

IMF は、加盟国やシンクタンクとセミナーや会議を共同開催した。2007 年 9 月には、IMF は米国のシカゴ連邦準備銀行と「第 10 回年次国際銀行会議：グローバリゼーションとシステムリスク」と題するフォーラムを共催した。こ

のフォーラムでは先進国、新興国からの政策担当者、それに専門家が銀行のクロスボーダー活動の現状を展望して、次の諸点について意見を交わした。すなわち、グローバリゼーションにより、いかにシステミック・リスクが高まり、それをいかに抑えられるか、体系的 / 組織的・リスクを発生させるおそれのある源泉（特に銀行、保険会社、年金基金、ヘッジファンド、他の資本市場参加者）、システミックの問題があるかないかを定期的にチェックする努力、他にとるべき政策があるかないかという諸点である。2008 年 1 月には、IMF は、ワシントンのブルックリン研究所と「2008 年の世界経済は世界的不況？」¹と題するセミナーを共同開催した。2008 年 4 月には、英国の経済社会調査審議会の世界経済・金融調査プログラムと共同して、ワシントンで国際マクロ経済・金融についての会議を共催した。ここには、IMF スタッフに加えて、加盟数カ国の中央銀行と有名大学からの代表も出席した。この会議は、参加者が国際金融問題に係わる「開放経済マクロ・アプローチ」と「金融的アプローチ」との間のギャップを狭める、最近の理論的・実証的調査結果を発表できる公開討論の場（フォーラム）となった。

1. セミナーの要約は CD-ROM および www.imf.org/external/np/tr//2008/tr080131.htm で閲覧可能。

国際通貨金融委員会（IMFC）は、2007 年の年次総会コミュニケにおいて、SWF が市場の流動性増大と金融資源の配分に積極的な役割を果たしているとの認識に立って、SWF 資金の流れに係わる投資家と受け手についての IMF の問題分析を、最良行動規範を探る対話とともに歓迎した³⁷。2007 年 11 月、IMF はワシントン D.C. に、準備資産を含むソブリン資産の管理について、意見と過去の事例の交換に資するため資産管理責任者による第 1 回年次会合を招集した。この会合には、28 カ国からソブリン資産管理責任者を含め中央銀行と財務省のハイレベルな代表が出席した。この会合では、主として準備資産の累積傾向とそれが中央銀行バランスシートに与える影響について審

議が行なわれた。

2008 年 3 月の SWF 問題を討議した理事会³⁸では、理事の大方が、IMF は SWF に関し一般的に合意された原則と慣行の確立を促し、総合調整する立場にあるとの認識を示すとともに、この作業は OECD などが取組んでいる作業と連携して行われるべきだと強調した。理事会は、本件について SWF の当事国である加盟国とあらゆる利害関係者を巻き込んだ包括的・協動的アプローチをとることを支持し、かつこの原則と慣行の採択は自発的に行なわれるのがよいとの点で一致した。

国際通貨金融委員会は、2008 年 4 月のコミュニケ³⁹で SWF のベスト・プラクティスの開発に IMF が持つ

37. この PR07/236 号コミュニケは、CD-ROM の付属書Ⅲと www.imf.org/external/np/cm/2007/102007a.htm で閲覧可能

38. CD-ROM または www.imf.org/external/np/sec/pn/2008/pn0841.htm にある PIN08/41 号「IMF Executive Board Discusses a Work Agenda on Sovereign Wealth Funds」を参照。IMF スタッフ作成の背景資料「Sovereign Wealth Funds—A Work Agenda」も CD-ROM または www.imf.org/external/np/pp/eng/2008/022908.pdf で閲覧できる。

39. このコミュニケは、CD-ROM の付属書Ⅲと www.imf.org/external/np/cm/2008/041208a.htm で閲覧可能。



左: Skyline of Abu Dhabi, United Arab Emirates. 右: Transporting vegetables in Phnom Penh, Cambodia.

た世話役兼調整役としてのイニシアティブを歓迎するとともに、次回年次総会でその進捗状況をレビューしたいと述べた。

SWFの代表は、2008年4月30日と5月1日の両日ワシントンD.C.のIMF本部で、投資国およびOECD並びに欧州委員会の代表と会合した。SWFは、現行の行動原則に依拠しつつ2008年10月までに、その投資行動と目的⁴⁰を適切に反映させた一連の共通の自主遵守規範のとりまとめを任務とする国際ワーキンググループを公式に発足させた。このワーキンググループは、IMF加盟25カ国の代表で構成し、IMFが事務局となり、参加SWFの選出によりアブダビ投資庁幹部とIMF金融資本市場局長が共同議長をつとめる。

マネーロンダリング防止（資金洗浄対策）とテロ資金対策

IMFは、引続き資金洗浄／テロ資金対策（AML/CFT）の活動に断固として従事しているが、その活動は、IMFが絶大に比較優位を有する分野、つまり、国際システム全体にとって重大な国の評価、あるいはマネーロンダリングないし、対テロ資金提供リスクを露呈している国、たとえばAML/CFTセーフガードの発達に金融制度の発達が追いついていない新興市場諸国や中所得国の評価に注力している。この業務と他の金融セクター評価業務との間には強い相乗作用があり、IMFとしては、資金洗浄を行うインフォーマルセクターと経済の主流との間の関係を究明して、引続きAML/CFT問題をより広くサーベイランス任務の中に一体化する努力を払っている。IMFのAML/CFTの技術支援はその評価業務を対象として、将来、この業務はより需要対応型のものとなり、主として資金は外部に依存することになる。

金融健全性指標

金融健全性指標（FSIs）は、経済統計の比較的新しい集合体であって、他の経済・金融指標と併せ1国の金融セクターの強みと脆弱性の評価に用いられる。IMFは、各国の政府機関、地域機関ないし国際機関と密接に協働してコアFSIsと推奨されるFSIsの開発に従事した。理事会は、2001年にFSIsを是とし、2003年に加盟国がFSIs集計能力を拡大するとともにFSIsの報告と分析に係わるIMFの作業の拡大を目指したプログラム策定作業を承認した。この作業プログラムの一環として、IMFは、2004年に金融健全性指標集計指針を作成し、自主的な協調指標集計エクササイズ（CCE）を発足させた。CCEに加盟する62カ国は、12のコアFSIsの集計と最多で28の推奨FSIsの集計を引受け、かつ、その基礎データシリーズと公表用の関連データをIMFに提供した。FSIsは、IMFが金融システムの拡大サーベイランスの一環として日常的にモニターされ、スタッフレポートや金融セクター評価プログラム報告書（FASPレポート）に頻繁に織り込まれる。

2007年11月、理事会は、本作業プログラムの体験を再吟味し、FSIsに係わる作業を前進させる提案について検討した⁴¹。理事たちは、FSIsが金融安定性分析の重要な出発点の1つであり、IMF金融安全性評価工具キットの重要要素の1つとする見解を共有した。また、理事たちは、引き続きFSIsをサーベイランスおよびFASPレポート並びにIMFの脆弱性エクササイズの基準的要素とするよう強く主張し、スタッフレポートにおけるFSIsの報告を歓迎した。FSIsを支える会計処理法や規制、法体系が多様であることからするとFSIsの解釈は注意深く行われる必要がある。としつつ理事会は、国別横断比較の改善に更なる前進

40. 当国際ワーキンググループのウェブサイト www.iwg-swf.org/ は、2008年6月発足、グループメンバーは作業に係わる機密資料にアクセスできる。加えて、関心ある関係機関は、当ワーキンググループの広報にアクセス可能で、かつ、SWF ウェブサイトにリンクが可能である。質問の照会はサイト経由IMF宛てに送付可能。

41. CD-ROMまたは www.imf.org/external/np/sec/pn/2007/pn07135.pdf にある「IMF Executive Board Concludes Financial Soundness Indicators Experience with the Coordinated Compilation Exercise and Next Steps」PIN07/135, 参照。

を求め、併せて、データ集計方法論と報告の仕ぶりについてIMFと他の国際機関が引続いて調和努力を払うよう激励した。理事たちは、IMFが加盟国および国際機関並びに市場が利用可能な公的集中管理FSIsデータベースを創設し、FSIsの恒常的収集に従事し、それを公表することに確かな価値を認めた。理事会は加盟諸国のIMF向けFSIsの通報が義務でなく奨励されるべきだとする見解で一致した。

サーベイランス用のデータ提供と他のデータ・イニシアティブの枠組み

IMFへのサーベイランス用データの提供

IMFスタッフによるサーベイランス用のデータ提供に係わる政策枠組みについての説明報告書が、2008会計年度末に理事会に提出され、2009年会計年度当初に検討に付された。報告書は、枠組みの全体は適切さを保っているとする一方、スタッフのデータの妥当性評価についての明瞭化、対外安定性評価のためのデータ報告手続きの強化、金融セクターのデータ収集イニシアティブについての各国の関与と担当範囲の改訂、能力があるのにデータ提供を怠る加盟国がある場合の対処に関して努力を求めた。

財政およびデータの透明性

正確で、総合的、各国横断的に比較可能で、適時に広く利用可能な通貨・金融統計の必要性が強調されるのは、ローン市場と証券市場を含む最近の金融市場における不安定の昨今の経験に理由の1つがある。2008会計年度中に、IMFは、加盟各国の金融セクターの透明性と品質を向上させるべく、いくつかのイニシアティブを開始した（ボックス3.6）。IMFは、証券データベースに関するワーキンググループを再招集し、かつ中央銀行統計に関するアービング・フィッシャー委員会が組成した研究集會を主催した。出版面では、「通貨・金融統計：集計の指針」が出版された。この新指針には、加盟各国の現行のベスト・プラクティスに

準拠した高品質データの集計を支援する意図がある。2008会計年度中に、IMFの統計刊行物向けに対外投資ポジションを報告する加盟国の数は継続して増加し、2007年末時点で113カ国にのぼった。

2007年5月、理事会は、IMFの「財政の透明性に関する規範」の改訂について承認した。この規範は、IMFにとって透明性とガバナンスを促進する行動の中心要素の1つであって、この度の改訂は、国内当局、市民社会機関、国際機関、学界、民間セクターが広く参画する諮問プロセスの反映である。「財政の透明性に関するマニュアル」の改訂版と「資源収入の透明性に関する指針」も刊行された。「財政の透明性に関する規範」に照らした慣行評価は、これまでに86カ国について公表された。これは、1999年に発足した自主遵守の「基準・規範イニシアティブ」の一部である⁴²。財政の透明性は、上記イニシアティブが目標とする12の論点の1つであって、これによってIMFと世銀は、透明な政府の行政と政策立案、金融セクターの基準、企業部門にとっての市場統合基準という幅広い3つの分野における行動規範の遵守状況について概括説明を求める加盟国に応えたのである。その評価の企図は、加盟国の経済制度強化の支援、IMFと世銀の作業に宛てた情報提供それに市場参加者に対する情報提供にある（CD-ROMのCDボックス3.1参照）⁴³。

2008年2月、IMFと世銀は、対外債務四半期統計（QEDS）データベースと共同対外債務ハブ（JEDH）の新拡大版を発表した。2004年発足のQEDSデータベースは、IMFの特別データ公表基準（SDDS）に同意している加盟国が通常個別に刊行する対外債務統計をとりまとめたものである対外債務データの利用可能性の更なる拡大を図るため、世銀とIMFは、IMFの一般データ公表システム（GDSDS）に参加している低所得国グループを招いて、公的セクターの対外債務に的を絞り四半期ごとに単純化したデータを報告するよう要請した。14カ国がこの要請を受け入れ、そのうち12カ国は既に要請されたデータの提供を開始している。その意図は、年月をかけて報告国の数を拡大

42. この「基準・規範イニシアティブ」についての更なる情報と国別評価資料の写しは、www.imf.org/external/np/sc/rocs.asp で閲覧可能。

43. CD-ROM ないし www.imf.org/external/pr/2007pr0795.htm で閲覧可能な記事「IMF Launches Revised Fiscal Transparency Code and Manual」を参照。当該規範とマニュアルは www.imf.org/pp/longres.aspx?id=4175 および www.imf.org/external/pp/longres.aspx?id=4177 でそれぞれ閲覧可能。

ボックス 3.6 金融セクターのデータについてのイニシアティブ

良好に機能する現地通貨建て債券市場は、新興市場諸国や開発途上諸国の強く持続的な経済成長と金融の安定性に貢献できるが、国際的に比較可能な債券市場データは限定的でしかない。2007年に、G-8の財務相は、IMFと他の国際機関に対し、上記データの質、比較可能性、整合性の改善を求めた。

これに応じて、IMFは証券データベースに関するワーキンググループを再招集し、議長となってグローバルな証券データベースの開発について討議した。1999年に設立された当該ワーキンググループの設立時メンバーはIMFのほか国際決済銀行（BIS）とヨーロッパ中央銀行（ECB）であった。当ワーキンググループは2001年に作業を中断し、ECBの集中証券データベースの開発が進展を見せるまで開催を延期した。2007年9月、BIS、ECB、世銀、ドイツ中央銀行、メキシコ銀行、米国連邦準備制度の代表がIMF本部に会合し、新興市場諸国と開発途上諸国の債務市場に関する利用可能なデータベースを取り上げ、ギャップの有無の確認を行った。参加者は、BISとECBの両機関が統計ユーザーの要求に合致するよう開発しうる国内・国際債務証券データを保有していることを確認した。この会議の続篇として2008年3月、IMFは中央銀行統計に関するアービング・フィッシャー委員会が組成したワークショップを主催した。この集会には国際機関、地域機関、中央銀行のほか広く各国の統計当局の代表が出席し、この分野には国際基準がまだないので、まずは証券統計集計についての指針が必要である旨見解の一致を見た。この指針の焦点ははじめは債務証券に絞られる予定だが、ゆくゆくは、それ以外の証券と証券保有に範囲が拡大される見込である。

さらに、2008年4月、IMFは、**通貨・金融統計：集計**

の指針を刊行した。この指針は、2000年刊行のIMF **通貨・金融統計マニュアル**に含まれる、方法論的・統計的枠組みの実施に責任のある各国レベルの国内データ集計担当者に対し、直接の支援を与えることを目指したものである。この「指針」と「マニュアル」は、フローのデータを含めることによって、1948年以来IMFが通貨統計について加盟国に提供していた指針を大きく前進させた。以前は、中央銀行と他の預金取扱機関の月末現在の貸借対照表データ（ストックのデータ）の集計と報告にのみ焦点を当てるものだった。この「指針」は、統計の集計と発表につき源泉データと方法論の各国横断的調和にも焦点を当てている。また、各国のIMF向け通貨データの報告に関する統一的枠組みについても説明している。2004年に、IMFは標準報告様式（SRF）を発表した。これは、預金取扱機関、保険取扱機関、年金基金、その他の制度型金融会社の貸借対照表データについての各国の報告様式に係わるものである。これまでに100以上の国／領土からのSRFデータの月次報告が確立され、これらのデータの時系列がIMFの季刊**国際金融統計**の付録**通貨金融統計**に発表されている。この「指針」には、金融デリバティブに係わる契約タイプ別のサブカテゴリーを含む例証補足データについても紹介がある。この「指針」に説明のある金融統計は、一国内のセクター間における金融資産・負債の配分と再配分を記録するものであり、一国の外生ショック・内生ショックに対する脆弱性分析のために行うIMFの貸借対照表の調査・研究に重要な投入資料なのである。

最後に、2009会計年度にIMFは、35～36ページに記載するようなFSIsの定期的収集と公表にも着手の予定である。

することである⁴⁴。JEDHは、国際決済銀行（BIS）、IMF、OECDおよび世銀の共同企画で、できるだけ多くの国による対外債務データを世界中に公表することを助成・奨励するこの4機関の更なる措置である⁴⁵。

直接投資の共同調査

2007年、IMFは、OECD、欧州共同体統計局、欧州中央銀行および国連貿易開発会議（UNCTAD）を含む機関間タスクフォースの協力を得て直接投資に関する共同調査に着手することを決定した。IMF全加盟国と若干の非加盟国が当該調査に招かれた。2008年4月現在、135カ国がこの共同調査に参加の意図を表明している。この共同調査では、2009年末時点の直接投資の残高について、持ち分権と債務の別に分類し、次いで債務資産と負債の別に分類し、さら相手国別に分類した情報の収集を予定している。この共同調査は、また、残高の世界合計と地域別分布を把握することにより、グローバル化の理解の向上に資することであろう。この調査の最初の結果は2010年末または2011年初までに利用可能となり、IMFにより発表されると予定されている。この共同調査に応じる加盟国向けの指針をIMFが作成するに当たり、これを支援するタスクフォースが2007年に発足した⁴⁶。この共同調査は、直接投資データについてIMFが始めて行う協調作業である。これは、2001年以来年次ベースでIMFの支援で成功裏に大部分実施されている証券投資残高共同調査（CPIS）に範をとったものである⁴⁷。

データ基準イニシアティブ

データ基準は、IMFのサーベイランス強化に引続き重要な役割を演じている。IMFのデータ基準イニ

シアティブの実践はなお進展中で、SDDS加盟国数64、GDDS加盟国数92と、合わせてIMF加盟国の85パーセントを占めるに到っている。2008年2月、理事会は、非公式会議でGDDSに係わる10年の経験を回顧する文書を吟味した。この文書は、あり得べき将来の方向性を指摘し、データ公表の重要性を強調するとともにデータの周期性と適時に焦点を絞った改善プランに力を入れている。加盟国向け広報活動プログラムが目下進行中である（協議会が、2008年4月に南アフリカとタイで計2回開かれた）。理事会は、IMFのデータ基準イニシアティブの第7次見直しについて2008年秋に審議する予定である。

3年ごとのサーベイランス・レビュー

過去30年以上に涉って、理事会はIMFのサーベイランス作業の見直しを定間隔で行ってきた⁴⁸。2008年4月のスタッフ作成の論点ノート理事説明会で、サーベイランスの3年ごとの見直し作業のデザインについて審議を開始した。この見直しは、マクロ経済と金融の連関や国別サーベイランスにおける多角的展望を始めとする重要分野の分析の焦点と質、対外的安定を評価する際の率直さと統一性、それにサーベイランスによる意思疎通等、IMFサーベイランスの的の絞り直しに関連する戦略問題について検討機会をもたらすであろう。その対象には、サーベイランス重要項目表が含まれることとなっているが、これがIMFにサーベイランスに的を絞った取組みをさせ、加盟国との政策対話を支えさせかつ責務意識を高めさせると期待される。

44. SDDSの発足は1996年で、国際資本市場へ参入しまたはそれを希求する国および国内統計データの品質が既に高水準に達している国に対する指針となった。GDDSの発足は1997年で、加盟国の国内統計システムの改善を助けることが目的で、現にすべてのIMF加盟国に開放されている。双方とも参加は任意であるが、一旦SDDSを受け入れた国の基準遵守は義務的である。CD-ROMのCD-ボックス3.1とwww.imf.org/external/pubs/ft/books/2008/datadiss/dissemination.pdfにある「The IMF's Data Dissemination Initiative After 10 Years」を参照。

45. CD-ROMまたはwww.imf.org/external/np/sec/pr/2008/pr0837.htmにある「IMF and World Bank Expand Databases on External Debt Statistics」PR98/37を参照。

46. この指針は、www.imf.org/external/np/sta/cdis/index/htmで閲覧可能。

47. CPISのデータは、www.imf.org/external/np/sta/cpis/htmで閲覧可能。

48. 1977年サーベイランス決定に基づき、サーベイランス手続きとその実施に係わる見直しは、1988年から2004年にかけては2年ごとに行われた。中期戦略でのIMF諸手続の合理化要請に則り、2007年新規決定で見直しは3年ごとに行われることになった。

プログラム支援とキャパシティ・ビルディング



IMF は、加盟国の必要に応じて、さまざまな手段を通じて支援を行っている。多くの異なる融資制度（表 4.1）や、融資を伴わない政策支援提供のメカニズムに加えて、加盟国の要請のもとで、IMF の目的に沿った技術支援や研修プログラムを提供している。IMF 理事会は、加盟国のニーズの変化に引続き確実に沿えるよう、こうした制度の実施について定期的に再検討を行っている。

金融支援やプログラム支援の要請に対する検討及び承認は、サーベイランスと並んで、理事会の核となる責務である。IMF は、融資制度の下で、必要な輸入品の購入や対外債務の支払いに必要な外貨の不足など、短期的な国際収支上の問題の解決に必要な時間を加盟国に与え、経済を安定化し、将来、同様の問題が発生しないようにするために利用可能な一時融資を行っている。IMF 融資は、IMF と共同で加盟国自身により策定・実施される経済改革プログラムを支援するために提供され、こうした国が政策上の信頼を回復し、IMF 以外の先から追加的な融資を引き付けられるようにする、触媒効果を持つことが期待されている。理事会は、各プログラムにおける加盟国の成果について定期的に評価し、多くの場合、プログラムの目標達成に応じて、資金が支出されている。

技術支援と研修によって、加盟国は、加盟の際に行ったコミットメント、すなわち、金融、マクロ経済上の安定、持続的な経済成長、適正な外国為替の調整を促進する政策の遂行と IMF に対するタイムリーかつ正確で、質の高い経済データの提供の達成に向けた支援を受けている。同時に、技術支援と研修は、各国が IMF の 4 条協議（3 章を参照）に基づく勧告を履行する一助ともなっている。したがって、監督およびプログラム実施とキャパシティー・ビルディングとの連携、一体化は、理事会の重要な目的となっている。IMF は、マクロ経済政策、税・歳入管理、公的支出管理、金融政策、外国為替制度、金融セクター改革、債務管理、マクロ経済・金融統計といった、主として専門性の高い中核分野において技術支援と研修を行っている。近年では、マネーロンダリングやテロ資金対策、公的投資および官民連携、財政のリスク管理の強化、データ、金融、財政管理における国際基準、国際規範の適用、IMF・世界銀行合同金融セクター調査プログラムにおいて確認された脆弱性の改善、債務の持続可能性分析の実施など、グローバル化や投資に関連した具体的な論点についての支援要請が増加している。

金融支援と政策助言

IMF の主要な信用供与の下での融資は、手数料（利子）の対象となっており、なかには、融資の形式や期間、IMF 信用供与残高に応じて、追加手数料の対象となるものもある。こうした資金供与は、スタンド・バイ取極（短期的な国際収支上の問題に対するもの）と拡大取極（長期的な構造上の問題により引き起こされる対外支払い困難に対するもの）を通じて提供される。2008 年度に、IMF 理事会は、これらの制度の下で、934.2 百万 SDR の IMF 財源の使用を承認した（表 4.2）。このうち、予防的なスタンド・バイ取極が、ガボン向け（36 カ月、77.2 百万 SDR）、ホンジュラス向け（12 カ月、38.9 百万 SDR）、イラク向け（15 カ月、475.4 百万 SDR）の 3 件で、また、36 カ月のリベリア向け拡大取極（342.8 百万 SDR）は、低所得国へ融資

支援を提供するための主要手段である貧困削減・成長ファシリティ（PRGF）における譲許融資とブレンドして実施された（下記参照）。さらに、理事会は、パラグアイ向け既存スタンド・バイ取極の 35 百万 SDR の減額を承認した。

IMF は、成長志向の経済戦略の文脈において貧困削減に焦点をあてた貧困削減・成長ファシリティ（PRGF）を通じて、補助付の融資を提供するほか、「重債務貧困国（HIPC）イニシアティブ」や「多国間債務救済イニシアティブ（MDRI）」に基づく債務救済を行う。PRGF 取極もしくは債務救済を求める低所得国は、市民社会を含む国内の利害関係者を巻き込んだ参加プロセスを通じて、国が作成し、実施主体となる戦略のベースとして貧困削減戦略ペーパー（PRSP）を作成する必要がある。PRSP は、IMF と世界銀行の理事会へ送付される。2008 年度に、理事会は、総額 424.8 百万 SDR のコミットメントに上る、4 つの新たな PRGF（ギニア、リベリア、ニカラグア、トーゴ）を承認した（表 4.3）。さらに、ブルキナファソ向けの既存貧困削減・成長ファシリティ（PRGF）取極に対して 9 百万 SDR の増額を承認した。2008 年 4 月 30 日時点で、PRGF 取極によって 25 加盟国の改革プログラムが支援を受け、コミットメントは総額 1.1 百万 SDR、未使用額は 0.5 百万 SDR となった。譲許的融資残高の総額は、2008 年 4 月 30 日現在で 39 億 SDR に達した（図 4.1）。

IMF は、紛争からの回復途上にある加盟国に対しては紛争後緊急支援（EPCA）、自然災害からの回復途上にある加盟国に対しては自然災害緊急支援（ENDA）という緊急金融支援を提供している。PRGF の譲許的融資を受ける資格を有する国は、外生ショック措置の下で融資を受けることができるほか、利子補給付き金利で緊急援助を受ける資格がある⁴⁹。2008 会計年度には、理事会は、総額 218.5 百万 SDR に上る緊急援助に承認を与えた。このうち、2 件の要請は自然災害緊急支援の下で（バングラデシュ向け 133.3 百万 SDR、ドミニカ向け 2.1 百万 SDR）、3 件は紛争後緊急支援の下で（2 件はコートジボワール向け

49. 2001 年以降、2 国間の協力により、IMF は低所得国へ、年 0.5% の割引金利で紛争後緊急援助を提供できるようになり、これまでに、低所得国 16 カ国が恩恵を受けた。2005 年の初めには、自然災害緊急援助に対しても補助が拡大され、理事会は、2009 年までの 5 年間に必要と推定される 45 ～ 65 百万 SDR の追加出資を最初の目標とした。2005 年以降、17 カ国で、29 百万 SDR が約束され、IMF は資金集めの努力を強化することとなった。現在の目標は、2014 年までの補助費用見積もり額をカバーするため 1 億 SDR の拠出を確保することである。外生ショック措置、緊急支援に出資を約束した国もしくはすでに出資を行った国のリストは CD-ROM の表 4.1、表 4.2 を参照。

表4.1 IMFの融資手段

貸付手段 (導入年)	目的	条件	分割供与及びモニタリング
クレジット・トランシュおよび拡大信用供与措置(注4)			
スタンド・バイ取極 (1952)	短期的な国際収支上の困難に直面している国への中期的援助	妥当な期限内に国際収支上の困難が解決されうとの信頼に足る政策の適用	パフォーマンス基準その他条件の監視に応じた四半期毎の買入(支出)
拡大信用供与措置(1974) (拡大取極)	長期的な国際収支上の問題に対処する構造改革をサポートするための長期的援助	構造上の対策を含め次の1年の詳細な政策を明示し、3年間のプログラムを適用	パフォーマンス基準その他条件の監視に応じた四半期もしくは半期毎の買入(支出)
特別措置			
補完的準備制度(1997)	市場の信頼の危機に関する国際収支上の困難に直面している国への短期的援助	スタンド・バイ取極または拡大取極の下で、市場の信頼の喪失に対処するための関連プログラム、政策の強化が伴う場合にのみ利用可能	1年間に限り利用可能で、複数回前倒しで買入(支出)
輸出変動補償融資制度 (1963)	一時的な輸出の不足もしくは穀物輸入の超過に対する中期的援助	当局が対応できないほど不足もしくは超過が多めで、アッパー・クレジット・トランシュ融資条件に関する取極を締結しているかもしくは不足、超過を除外した国際収支状況に問題がない場合に限り利用可能	取極上の分割供与に合わせて、おおむね最低の半年かけて支出
緊急支援	以下に伴う国際収支上の困難に対する援助		なし、ただし、紛争後支援については、複数回の買入に分けることができる
(1) 自然災害 (1962)	自然災害	国際収支上の困難を解決するのに妥当な努力を行うこと	
(2) 紛争後 (1995)	社会不安、政治的混乱、国際武力紛争の後遺症	アッパー・クレジット・トランシュ取極もしくは貧困削減・成長ファシリティへの道をつけるための制度上、行政上のキャパシティー・ビルディングに焦点	
低所得国向けの措置			
貧困削減・成長ファシリティ (PRGF) (1999)	構造上の性質を有する国際収支上の長引く問題に対する長期的な援助。貧困削減をもたらし持続的成長を目指す	3年間の貧困削減・成長ファシリティ (PRGF) 取極の締結。PRGFが支援するプログラムは、マクロ経済、構造調整、貧困削減政策を一体化し、参加型プロセスを経て作成される貧困削減戦略をベースとする	パフォーマンス基準の遵守と見直しを条件として、半年(もしくは時折、四半期)の支出
外生ショック措置(2006)	突然のショックに伴う一時的な国際収支上の問題へ対応するための短期的な援助	ショックに適合するためのマクロ経済調整や、ショックの調整や将来のショックの緩和に重要とみなされる構造改革等の1、2年間のプログラムに適用される	パフォーマンス基準の遵守と、大半の場合には、見直しの完了を条件として、半年もしくは四半期の支出

注1 貧困削減・成長ファシリティ (PRGF) を除いて、IMF 融資は加盟国による出資金から賄われる。各国は、財政上の公約を示すクォータが割当てられる。加盟国は、クォータの一部を IMF が受け取り可能な外国通貨、もしくは SDR (ボックス 5.2 参照) で、残りは自国通貨で提供する。IMF 融資は、借入国が自国通貨で外国通貨資産を IMF より購入することにより支払われ、もしくは引き出される。貧困削減・成長ファシリティによる融資は、分離された PRGF トラストにより賄われる。

注2 一般資金勘定より支出された資金にかかる料率は、SDR への週次金利に利鞘を上乗せしたものとなっている。「料率」は、IMF の毎会計四半期の間に引き出された一般資金勘定全残高の日残に対して適用される。さらに、0.5%の一回限りのサービスに対する料率が、準備トランシュ以外の一般資金勘定内の IMF 資金の引出しに対して課される。先行履行料 (クォータと同額までは 0.25%、それ以上については 0.1%) が、スタンド・バイ取極もしくは拡大取極の間の毎年、引出し額に適用される。この手数料は、取極下における次回以降の引出しに応じた基準により支払われる。

買戻し(返済)期間(注3)				
利用限度(注1)	手数料(注2)	義務的返済期限	期待返済期限	分割払間隔
年間:クォータの100% 通算:累積クォータの300%	基本金利+上乗せ金利(クォータの200%以上の残高分は1%、300%以上の分は2%) (注5)	3年3カ月～5年	2年3カ月～4年	四半期
年間:クォータの100% 通算:累積クォータの300%	基本金利+上乗せ金利(クォータの200%以上の残高分は1%、300%以上の分は2%) (注5)	4年6カ月～10年	4年6カ月～7年	半年
利用限度はないが、関連する通常の取極での限度が、年間もしくは累積の利用限度を超える場合のみ利用可能	基本金利+上乗せ金利(3%、最初の支払い後の1年は半年毎に0.5%上昇、5%を上限とする)	2年6カ月～3年	2年～2年6カ月	半年
輸出、穀物輸入に対しては、それぞれクォータの45%。輸出、穀物輸入両者をあわせた限度は、クォータの55%	基本金利	3年3カ月～5年	2年3カ月～4年	四半期
通常、クォータの25%。ただし、例外的な場合には、これを超える額も利用可能	基本金利、ただし資源の利用に伴い年0.5%の補助を受けることが可能	3年3カ月～5年	適用なし	四半期
クォータの140% 例外的な状況では、クォータの185%	0.5%	5年6カ月～10年	適用なし	半年
年:クォータの25%(年間利用額の基準) 累積算:例外的な状況を除き、クォータの50%	0.5%	5年6カ月～10年	適用なし	半年

注3 2000年11月28日以降に実施された買戻しについては、期待されたスケジュールにあわせて買戻し(返済)が予定されている。IMFは、理事会が、当該加盟国の対外収支が買戻しを実施できるほど十分に改善されていないことを認めた場合には、買戻し予定のスケジュールを変更することができる。

注4 「クレジット・トランシュ」は、加盟国のIMF分担割当金に応じた買戻し(支払い)規模に拠っている。たとえば、分担割当金の25%以下の支払いは、第一クレジット・トランシュに基づく支払いとなり、国際収支上の問題を解決する相応の努力を示すことが求められる。25%を超える支払い要請は、アッパー・クレジット・トランシュ引出の扱いとなる。借入国がいくつかの成果目標に達することに応じて、分割して実施される。通常、こうした支払いは、借入れ予約協定もしくは拡大協定に関連している。協定外のIMF資源の利用はまれであり、引続きのように期待されている。

注5 追加金利は、2000年11月に導入された。

表4.2 2008会計年度に承認された主要融資取極
(百万SDR)

加盟国名	取極の形式	実施日	承認額
ガボン	36カ月スタンド・バイ	2007年5月7日	77.2
ホンジュラス	12カ月スタンド・バイ	2008年4月7日	38.9
イラク	15カ月スタンド・バイ	2007年12月19日	475.4
リベリア	36カ月拡大信用供与措置	2008年3月14日	342.2
小計			934.2
ホンジュラス(減額)(注)	27カ月スタンド・バイ	2007年10月15日	(35.0)
合計			899.2

注:減額の値のみを記載。

資料:IMF財務局

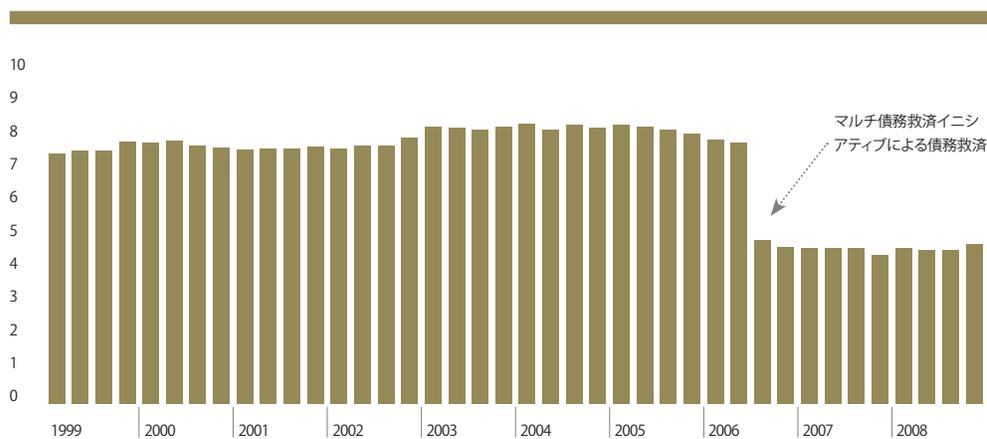
表4.3 2008会計年度に承認された貧困削減・成長ファシリティ取極
(百万SDR)

加盟国	実施日	承認額
新たな終局		
ギニア	2007年12月21日	48.2
リベリア	2008年3月14日	239.0
ニカラグア	2007年10月5日	71.5
トーゴ	2008年1月9日	66.1
小計		424.8
増額(注)		
ブルキナファソ	2008年1月9日	9.0
		9.0
合計		433.8

注:増額の値のみを記載。

資料:IMF財務局

図4.1 譲許的融資残高(1999-2008会計年度)
(10億SDR)



でそれぞれ 40.7 百万 SDR、1 件はギニアビサウ向け 1.8 百万 SDR) 承認されている。2008 年 4 月 30 日現在では、コートジボワール、ギニアビサウ、レバノンの 3 カ国について紛争後緊急支援の信用供与残高 (133.8 百万 SDR) があり、バングラデシュ、ドミニカ、グレナダ、モルジブ、スリランカの 5 カ国で、自然災害緊急支援の信用供与残高は合計 245.4 百万 SDR となっている。

近年、多くの国が前倒しで信用供与残高の返済をするようになってきている。たとえば、2008 年度中は、ボリビア、イラク、マケドニア旧ユーゴスラビアが、債務残高のうち合計で 330.9 百万 SDR について前倒しで返済を終えている。

より一般的にいえば、マクロ経済状況の改善や 5 年間の例外的ともいえる広範な世界経済の成長、そして金融マーケット環境が堅調であったおかげで、多くの加盟国が、融資とを受ける関係から、サーベイランスのみの関係へと移行している。IMF 信用供与に対するニーズは、伝統的にクレジット・トランシュの IMF 資金の主要な利用者であった中所得加盟国向けについて、ここ数年とくに小さくなっており、スタンダード・バイ取極、拡大取極の承認も減少している。低所得国の多くも、マクロ経済政策の改善や有利な国際環境、強い一次産品需要の恩恵を受けている。貧困削減・成長ファシリティ (PRGF) に基づく融資の需要には引続き強いものがあるものの、ここ数年に比べると 2008 年度における PRGF 取極は減少しており、これは一部には政策サポート制度 (PSI、下記も参照) の利用にシフトしていることが背景となっている。

新興市場諸国

近年、新興市場諸国は、世界経済の力強さの源となっており、これら諸国の IMF の金融支援に対する需要は減ってきている。自らの保険のために、かなりの規模の外貨準備を積んだ国も多く、近年の金融市場の混乱でも立ち直りを見せた。為替レートの柔軟性の高まりと各国通貨建て債務への依存の高まりにより、脆弱性の 2 大原因が縮小することとなった。理事会は、こうした国々における債務管理の重要性を強調してきたところであり、いくつかの主要な新興市場諸国では、IMF も関与し、経済的なファンダメンタルズを強化

する政策を実施してきた。しかしながら、市場の混乱は続いており、多額の経常収支赤字と国内向け信用の急速な拡大に資金を融通するために短期的な資本流入に依存する国にとってはリスクが高まっている可能性がある。

新興市場諸国向けの新たな制度

IMF は、新興市場の脆弱性の性質が変化していることに照らし、IMF の信用供与手段が新興市場諸国のニーズに合致しているかどうかの探求を続けている。迅速アクセスライン (rapid access line, RAL)⁵⁰ の提案に対しては、いくつか心強い賛同を得たが、加盟国の間には、設計の要素のいくつかについて異なる見解があり、加盟国にとって最も有益な制度形態に関するコンセンサスが得られていない。にもかかわらず、最近の世界的な金融混乱を見ると、IMF は新たな流動性供給制度の様式について取組みを進めており、同時に、幾人かの理事による、国際資本市場に参入し、金融セクター改革を推進している国々のための金融安定化ライン設定提案についても検討中である。

低所得国

IMF は、自らの専門性の中核分野、すなわち成長の持続と貧困削減に必要な安定性を支えるマクロ経済政策、制度に注力し、中核分野ではない構造的な課題への関与を減らすことで、自らの役割を見直しながら、低所得国に対し、引続き密接に関与している。政策助言、融資、キャパシティー・ビルディング援助 (後述) の提供は各国のニーズに応じてカスタマイズされるものの、同時に各国横断的な経験や展望が活かされる。焦点を見直し、低所得国に対する IMF の政策的取組みの一貫性を高め、そして情報交換及び IMF とドナーの提携を促進するために、IMF 内の部局横断的な低所得国委員会が改組の途上にある。一部の低所得国は成長し、成熟していることから、成長や貧困削減、債務の持続可能性を引き続き最優先課題としつつも、IMF は今まで以上に資本流入、一次産品価格の乱高下、金融市場の進展に応える政策の課題に重点を置く可能性がある。理事会は、2009 年度の早い時期に低所得国における IMF の役割について徹底的に検

50. 提案された手段の名称は、手段の目的をよりよく表現するため、「外貨準備増強ライン」(reserve augmentation line) から「迅速アクセスライン」へと変更された。



左: Street in Monrovia, Liberia. 右: IMF Managing Director and Executive Board members meet with Tanzanian President Jakaya Kikwete, Dar es Salaam, Tanzania.

討を行う予定である。

低所得国における IMF の役割の明確化

低所得国における IMF の役割の明確化、関与の強化のために、IMF 専務理事は、2008 年 1 月に、ブルキナファソ、ナイジェリア、セネガル、タンザニアを訪問し、サハラ以南のアフリカ諸国が直面している課題と、この地域における IMF の役割についてアフリカの指導者や民間部門、市民社会の代表と討議するとともに、成長を促進し、貧困を削減するための加盟国の努力を IMF がどのように支援できるかについて生の声を聴いた。同様に、IMF の理事たちが、2 月に多くのアフリカ諸国を訪問し、各国首脳や高官をはじめ公的部門、民間部門、市民社会、開発パートナーの代表を含む、幅広い利害関係者、と会談した。

2007 年 6 月、理事会は、IMF とサハラ以南のアフリカに対する支援に関する独立評価機関報告（5 章参照）において示された理事会承認勧告の実実施計画について検討した。IMF の助言と支援も一部寄与して、1999 年から 2005 年の間にこの地域におけるマクロ経済実態が改善したことを確認する一方で、理事会は、貧困削減への努力、援助の動員、ミレニアム開発目標の達成に向けた代替シナリオの準備、貧困分析や社会影響分析の適用における IMF の役割など、さらに改善が必要な分野を明確にした⁵¹。

低所得国に対する IMF の金融支援は、それそのものが重要であると同時に、他の援助主体からの支援の引き金となる点でも引き続き重要である。2007 年 10 月に、理事会は、貧困削減戦略プロセスにおける IMF の役割や援助ドナーとの協力について審議し、貧困削減戦略プロセスに照らした低所得国における IMF の

取組みの第一目標は、適切なマクロ経済の枠組みの設計とマクロ経済上非常に重要な構造改革など、政策への助言と技術支援の提供とすべきことを繰り返し表明した⁵²。貧困削減戦略ペーパー（PRSP）が、各国の貧困削減努力およびミレニアム開発目標達成に向けた対外支援協力にとって、だれもが受け入れる実施の枠組みとなっている点を指摘しつつ、理事たちは、ミレニアム開発目標の取組みに対して IMF が果たしうる主要な貢献は、マクロ経済上の安定、債務の持続可能性、適切な財政枠組みの維持を支援することであり、同時に IMF はより予測可能でより効率的な援助を引続き強く求めていくべきであるとしている。

理事たちは、開発パートナーとの密接な協力が低所得国との IMF の効果的な関与と IMF の役割見直しの成功にとって不可欠であることに同意し、適性分野の明確化と分業を一段と強調しながら、こうした協力をさらに深化させることを求めている。同時に、当局、IMF、世界銀行、その他開発パートナー間の国レベルの理解が援助ドナーとの共働に不可欠の要素であることを重視しつつ、援助過程における国のオーナーシップこそ、援助ドナー間の調整を成功させるために欠かせないことを強調した。2008 年度に、IMF は、合同管理行動計画をはじめ多数のアフリカ諸国における財政管理、金融セクター、天然資源管理の分野におけるパイロットプロジェクトの実施にあたり、世界銀行との協力を強化した（5 章参照）。

債務救済と債務管理

2008 年度には、重債務貧困国（HIPC）イニシアティブとマルチ債務救済イニシアティブ（MDRI）の下における債務救済の恩恵を受ける国が追加されるととも

51. より詳しい情報は、『IMF 年次報告 2007』の 43～44 ページ、もしくは独立評価機関の Web サイト（www.ieo-imf.org）を参照。

52. 理事会における審議のまとめ「IMF 理事会が貧困削減戦略プロセスおよび援助ドナーとの協力における IMF の役割について審議」PIN 07/130 については、CD-ROM もしくは、IMF の Web サイト（www.imf.org/external/np/sec/pn/2007/pn07130.htm）を参照。

に、HIPC イニシアティブの判定基準に達するための実績を上げるに際して、HIPC が利用できる手段に対して、いくつかの基準を満たすスタッフ監視プログラム (SMPs) を加える重債務貧困国 (HIPC) の枠組みの変更が行われた (後述)。リベリアは、IMF への支払いの遅れが続いていた3つの HIPC のひとつであるが、3月に判定基準に達し、この変更の最初の恩恵を受けた (ボックス 4.1 参照)⁵³。

2008年4月30日時点で、33カ国が強化された HIPC イニシアティブの判定基準に達しており、うち23カ国は完了基準に達している。合計では、IMF は、HIPC イニシアティブの下で23億 SDR を投じており、うち17億 SDR を支出済である。2008年度中に、3加盟国 (アフガニスタン、中央アフリカ共和国、リベリア) が判定基準に達し、もう一国 (ガンビア) が完了基準に達した。さらに、理事会は、サントメ・プリンシペに対する HIPC 上乘せ援助の支出を承認した。

マルチ債務救済イニシアティブ (MDRI) は、条件を満たす低所得国の債務をさらに削減し、ミレニアム開発目標 (MDGs) 達成のために使用できる資金を確保するために、2006年の初めにスタートした。MDRI イニシアティブのために設けられた信用供与の枠組みに基づき、こうした債務救済の資格がある加盟国は、2004年末時点の IMF に対する債務が残っており、HIPC イニシアティブによる援助でもカバーできないものについて、全債務残高の全額債務救済を受けることができる⁵⁴ (CD-ROM の表 4.3、表 4.4 参照)。

2008年1月、理事会は、PRGF-HIPC トラスト制度の改正を行い、アッパー・クレジット・トランシュ取極により支援されるプログラム、もしくは貧困削減・成長ファシリティ下のプログラムと関連した政策基準に合致するスタッフ監視プログラムを、HIPC イニ

シアティブの基準到達に向けて実績を作るため HIPC 国が利用できる諸制度に追加した⁵⁵。この改正は、IMF と他の国際機関が延滞債務の解消と債務救済の提供に必要な融資を保証している間に、マクロ経済安定と構造改革の強力なプログラムを実施した実績について、適切な状況下において、これらの国の評価することを目的としている。

2007年9月、理事会は、HIPC イニシアティブの実施状況と MDRI について検討の上、低所得国に対する譲許的支援と債務救済の融資について審議した⁵⁶。理事からは、重債務貧困国イニシアティブおよび多国間債務削減イニシアティブにおける債務救済に加えて債務比率が低下しているにもかかわらず、長期的な債務の持続可能性が多くの重債務貧困国にとって鍵となる課題であることに対する関心が表明された。理事はさらに、重債務貧困国は、国内所得の可動化を進め、生産や輸出基盤を多様化し、根本的な脆弱性に対処して長期的な債務の持続可能性を確実にするために公的制度を強化する必要があることを強調した。また、公的債務管理の強化の必要性についてとくに強調し、債務の持続可能性分析に基づく信頼の置ける融資戦略に従うよう HIPC に促した。さらに理事会は、IMF スタッフに対して、これらの国が債務の管理能力を高め、中期的な債務戦略を展開できるよう手助けするため、HIPC 向け技術支援を続けていくべきであると強調した。全債権者に対しては、HIPC への貸付が急速な債務の再累積に終わることのないようにし、かつ、透明性の高い方法で実行されるように求めた。

低所得国の債務管理能力の強化を目的とするプロジェクトは、世界銀行とともに始まっており、政策手段として当該国政府職員が債務の持続性の枠組みを使用できるように研修を施している (後述「制度と能力

53. 「IMF 理事会、リベリアの IMF における資格を回復し、総額 952 米ドルの金融支援と重債務貧困国決定点の指定に同意」PR08/52、CD-ROM、もしくは IMF の Web サイト (www.imf.org/external/np/sec/pr/2008/pr0852.htm) を参照。重債務貧困国の援助対象となるためには、IMF および世界銀行により支援される強力な経済政策の遂行が求められる。良好な実績をあげ、貧困削減戦略ペーパーもしくは暫定貧困削減戦略ペーパーを作成し、判定基準に達したとみなされ、その時点で、IMF と世界銀行は正式に当該国に資格がある旨を決定し、国際社会が同国の負債を持続可能な水準まで削減する約束をする。援助を受ける国は、国際社会の支援を受けながら、鍵となる政策改革の実行、マクロ経済の安定の維持、貧困削減戦略プログラムの適用と実施により、成果を上げ続ける必要がある。パリクラブやその他の2国間、民間の債権者は、期限の到来する債務のリスケジュールが期待される。判定基準で設定した目標をひとつひとつ満たすと、その国は基準点に達することになる。こうして、約束された債務救済の差額を受け取ることができる。

54. MDRI が設けられた時点では、IMF が MDRI を提供するための費用は、26 億 SDR と見積もられていた。

55. この理事会の審議「IMF 理事会、重債務貧困国策を変更」PIN08/03 のまとめについては、CD-ROM、IMF の Web サイト (www.imf.org/external/np/sec/pn/2008/pn0803.htm) を参照。

56. この理事会の審議「IMF 理事会、重債務貧困国策、マルチ債務救済イニシアティブ—低所得加盟国に対する、IMF の譲許的援助および債務救済の実行および資金手当ての現状について審議」PIN07/122 は、CD-ROM、IMF の Web サイト (www.imf.org/external/np/sec/pn/2007/pn07122.htm) を参照。理事会の審議は、審議の基礎資料として利用された IMF と世界銀行の合同報告「重債務貧困国策とマルチ債務救済イニシアティブ—実施状況」、IMF と国際開発協会合同報告「拡大重債務貧困国イニシアティブ—パリクラブ外の公式二国間債権者の参加状況」(www.imf.org/external/np/pp/2007/eng/091007.pdf) を参照。

Box 4.1

リベリア:IMFへの延滞の解消

1984年以来、延滞状況が続いてきたが、2008年3月14日に、リベリアは543百万SDRの延滞を解消して、IMFとの関係を正常化した。アッパー・クレジット・トランシュの政策の質に関するスタッフ監視プログラムの下で十分な実績を上げたことなど、IMFとの協力関係の改善により、リベリアの延滞債務解消への道が開けた。リベリアの延滞解消とこれに続く第11次一般見直しの下でのクォータ増資は、米国により提供された日中つなぎ融資により容易になった。さらに、IMFのかなり多くの加盟国がリベリアの債務救済のために必要な融資パッケージを負担した。こうした2国間の負担は、貸倒れの可能性に備えて積立てられていたIMFの第一特別コンティジェンシー勘定(SCA-1)から一部が支払われたほか、リベ

リアの延滞によるIMF収入への影響を相殺するために利用された繰延資産調整の収入によって容易となった(5章参照)。

リベリアの延滞解消に続き、理事会は、議決権および関連の権利、IMFの一般資金利用資格を回復し、SDR引出権の停止を解消した。これに基づき、また、リベリア向けIMF債務救済へ資金を融通するための資源の利用可能性について満足の行く保証の存在が明らかとなったことから、2008年度には、理事会は貧困削減・成長ファシリティ(PRGF)および拡大信用供与(EFF)に基づく総額582百万SDRの取極を求めるリベリアの要請を承認するとともに、リベリアは強化されたHIPCイニシアティブにおける判定基準に達したと決定して、暫定HIPC支援の要請にも承認を与えた。

リベリアは、2007年12月の世界銀行とアフリカ開発銀行への延滞債務の解消に続き、2008年3月にIMFに対する延滞を解消し、2008年4月にパリクラブの譲許的債務措置を受けた。他の債権者との関係正常化も進められている。

の構築」参照)。2008年度、IMFスタッフは、OECDの輸出信用グループと共同で2008年1月に合意された持続可能な貸付の原則について明確に定義する作業を行った。この原則では、OECDの輸出信用機関が、債務の存在する低所得国においてはIMFや世界銀行の譲許性要件に注意を払い、他の低所得国に対しては債務持続性分析の結果を考慮に入れることとしている。また、IMFと世界銀行は、各国ごとの債務持続性分析や譲許性の問題に関する情報に対して、援助ドナーや債権者がもっとアクセスしやすくなるように専用のWebページを設けた⁵⁷。

非金融支援

IMFは、政策支援インストルメント(PSI)を通して低所得国に非金融支援を行っている。2008年度には2件(モザンビーク、セネガル)のPSIを承諾し、制度開始以来の累積件数は6件となった(2006年度ナイジェリア、2007年カーボヴェルデ、タンザニア、ウガンダ)。理事会は、IMFの金融支援がもう不要にあるいは望まなくなったが、経済政策に関しIMF

の助言や監督、支持をなお必要とする低所得国の求めに応じて、2006年度に政策支援インストルメント(PSI)の枠組みを発足させた。PSIは、同時に、「合図」機能も果たし、すなわち、たとえば、民間の貸し手、援助ドナー、一般民間人を含む第三者(アウトサイダー)の支援意思決定に際し、判断情報として使える当該国の経済的成果や見通しの材料を間接的に提供する。PSIは、PRGF取極の設計思想をそっくり反映し、同じ目的の多くを達成しているが、PRGF取極や債務救済と同様に貧困削減戦略の展開にベースを置いている。外生ショックに際しては、現在順調に進行中のPSIがあれば外生ショックファシリティ資金に迅速にアクセスする基盤となりうる。

援助規模の拡大

国際社会は、低所得国のミレニアム開発目標達成を助けるために、援助規模を拡大し、援助の実行を改善すると明言してきている(ボックス4.2)。IMFは、政策助言、金融支援(債務救済を含む)、技術支援を通じて、援助の効果的活用が可能なマクロ経済環境の

57. IMFのWebサイトの「低所得国向け債務の持続可能性フレームワーク、導入」(www.imf.org/external/pubs/ft/dsa/lic.htm)を参照。

Box 4.2

ミレニアム成長目標に向けた軌道外れの前進：グローバル・モニタリング・レポートの指摘

IMFと世界銀行は、ミレニアム開発目標（MDG）の達成に向けた低所得国の進展状況を辿り、「グローバル・モニタリング・レポート（GMR）」のなかで毎年共同所見を公表する。「グローバル・モニタリング・レポート：MDGと環境…包括的な持続可能な開発への課題」と題する2008年4月刊行の第5回GMRは、世界の大半で2015年までの間に極度の貧困を半減することを目標としているが、貧困国では、母子死亡率の削減目標すら果たせそうにないことを指摘した。また、初等教育の修了率、栄養、衛生に係わる目標も著しい未達状況である¹。

第5回GMRでは、環境と開発の関係について強調し、開発途上国のほとんどが気候変動と天然資源の劣化に苦しんでいるとして注意を喚起し、気候変動に対する緊急行動を求めている。骨を折って得た成果を活かすためには、成長と開発、

環境面での持続可能性の間の悪循環に取組むためのサポートを開発途上国は必要としている。

MDGへ向けた進展は、国、地域そして国としての所得の違いによって大きく異なる。サハラ以南のアフリカは、現在、多くの国で成長率が改善しつつあるが、貧困削減を含むあらゆる点で遅れをとっている。しかし、その国自身と開発パートナー双方の一層の努力を通じて、大半の国々にとってMDGは、引続き達成可能な目標である。第5回GMRは、強力な包括的な成長を第一に挙げつつ、次の6点の課題を示した。それは、より効果的な援助、貿易に関するドーハラウンドに向けた成果、保健衛生、教育、栄養面のプログラムの一層の強化、さらに気候変動の緩和や適応を支援するための信用供与や技術移転など。

1. プレス・リリース08/75, "Progress Toward Nutrition, Health, Education, and Other Development Goals Off Track, Global Monitoring Report Finds," はCD-ROMまたはIMFのウェブサイト www.imf.org/external/pubs/ft/gmr/2008/eng/gmr.pdf で閲覧可能。

確立を支援してきた。2007年7月に理事会は、IMFの役割およびIMFが支援している政策プログラム（とくに財政、金融政策、外国為替政策）の設計のため、低所得国への援助規模を拡大する計画の意義について検討した（ボックス4.3）⁵⁸。

食料価格、燃料価格

2008年度に、IMFは、食料価格、燃料価格に関する各局横断的な対策チームを設置し、同チームは2008年4月に理事会に対して作業計画を提出した。理事会は、IMFの融資制度の利用、政策助言の提供など食料価格、燃料価格危機に対する適切な対応について、幅広く審議を行った。理事会は、作業計画に承認を与え、対策チームは現在、①問題の診断評価、②価格上昇に伴う問題に対処する国際的取組みと（金融支援を含む）IMFの貢献を調整するために、「世界食料安全保障危機に関するハイレベル対策チーム」（多

くの国連機関のほか、世界銀行が参加）に参加した他の機関との協力、そして③実施中の政策が中長期的に持続可能であることを保証しつつ、最も脆弱な国々へ政策的な助言を与えること、の3つの課題に取り組んでいる。

IMFは、西アフリカ経済通貨同盟（WAEMU）加盟国財務相の協議基礎資料として、政策の選択肢に関する広範なペーパーを提出したほか⁵⁹、食料価格の高騰に対して取り得る政策対応、とくに貧困層をターゲットとした手段について、PRGF対象国ほかの諸国へ助言を行っている。2008年4月には、IMFスタッフが、大幅な食料純輸入国であるハイチを訪れ、政府の経済プログラムに対する食料価格高騰の影響を調査し、ハイチのニーズに最も的確に答える援助は何かについて検討した。多くの国々、とくにアフリカ諸国は、食料価格高騰を補うため（既存のPRGF取極を通じた）追加の金融支援を求め、2009年度初めに、理事会は、

58. この審議は、規模を拡大した援助の提供に関するIMFの最近の取組みをまとめたスタッフ報告の検討を進める中で行われた。これらの報告は、IMFのWebサイトの「Aid Inflows. The Role of the Fund and Operational Issues for Program Design」（www.imf.org/external/np/pp/2007/eng/061407.pdf）、「Fiscal Policy Response to Scaled-Up Aid」（www.imf.org/external/np/pp/2007/eng/060507.pdf）を参照。理事会の審議「IMF Executive Board Discusses Operational Implications of Aid Inflows for IMF Advice and Program Design in Low-Income Countries」は、CD-ROM、IMFのWebサイト（www.imf.org/external/np/sec/pn/2007/pn0783.htm）で入手可能。

59. 本ペーパー、「Food and Fuel Price Increases in Sub-Saharan Africa : Background Note for WAEMU Meeting on April 23, 2008, in Abidjan」は、CD-ROMのなかで入手可能。

Box 4.3

低所得国への援助規模の拡大：実務面の影響

2007年7月、理事会は、IMFの助言とプログラム計画に向けた援助規模拡大の実務に与える影響について審議した。援助規模の拡大は、全般に目に見えるほどでないことに注目しつつ、理事会は、低所得国に対するIMFの取組みが引続きIMFの中核分野に焦点を絞って行われるべきだとくりかえし述べた。また、IMF支援のプログラムが援助の利用に一層協調的になり、貧困向け支出がより支援に役立つものとなっているとの結論を歓迎した。

理事会は、援助規模拡大の環境下IMF支援のプログラムにおけるマクロ経済政策の設計について善良慣行の見定め焦点を絞ることを支持するとともに、マクロ経済政策形成は、長期的支出計画と潜在資源の利用可能性の視点に立ち、中期的には、この目標に向けた適切な政策を基礎として行われるべきであると強調した。また、理事会は援助のディスパースメントがしばしば不安定かつ不確実であることからプログラムの資金が十分確保させるよう長期にわたって支出を平準化することのメリットを認め、非効率的な支出は、経済的、社会的な成果を改善することなく、単に債務負担を増加させるだけだと言及して、債務持続性を確保するため支出についての注意深いモニターリングの必要性を強調した。

理事会は、援助資金の流入管理にあたり、財政、金融、外

国為替政策の調整の必要性について強調し、また、多くの理事は、管理変動相場制は政策やプログラムの設計を困難とする一方で、援助の拡大により外国為替の柔軟性が高まる可能性が強まったと指摘した。IMFは、外国為替政策について加盟国へ助言を与える重要な役目を引き続き果たしており、金融プログラムは、一方で民間投資のクラウドファンディングアウトを避けつつ、物価の安定および適切な外貨準備と援助の吸収を両立させるよう努めるべきであるとした。

理事会は、ゆくゆく援助への依存を減らすためには、援助の増勢を管理するマクロ経済政策が欠かせない要素であると認めた。財政制度と財政の運営管理システムの強化が、拡大された援助の効果的な利用に不可欠であり、低所得国が現行制度の診断評価に基づいて、財政運営管理システムの強化に向け、適切に順序付けしかつ優先付けしアクションプランを作成すべきであるとした。分権化の趨勢が高まるなかで、理事会は、社会的支出の大半が実行される場である地方政府レベルにおける効果的な財政運営管理システムの必要性を強調した。また、財政運営管理システムのアクションプラン策定と実施のため、技術支援など援助ドナーの支援の継続が必要であるとした。

食料と燃料輸入費用の高騰により国際収支が多大な影響を受ける見込みの7カ国に対して、PRGFを通じた金融支援を行うことを承認した。理事会は、また、外生ショック措置の有効性を高めるために、同措置の改正を検討中である。

2008年4月、アフリカ協議グループがワシントンのIMF本部に集まり⁶⁰、食料価格、燃料価格の世界的な高騰の影響と、サハラ以南のアフリカ諸国および全世界の政策立案者に提示する課題について審議を行った。グループは、政策が経済的安定についてせつかく獲得したものを危うくせず最も高物価に対処できない国を助けることを目指すべきだという点で意見の一致を見た。グループは、一時的で目的を絞った補助金

は、ショックの影響から最も脆弱な層を守る一助とはなりうるものの、補助金が恒常的なものにならぬようにすることが必要だと認めた。各国は効果的な社会的セーフティネットを整備すべきだが、それは必ずしも容易でなく、次善の解決策が適当であるかもしれないと指摘した。

アフリカ協議グループは、食糧生産で比較優位を持つ国は、国内農業生産の障害を取り去るべきであり(すでにそうしている国々もあるが)、目標を定めぬ補助金のようなゆがんだ政策は回避しなければならないという点で意見の一致を見た。専務理事は、IMFには、セーフティネットに向けた財政上の余裕の確保も含めて、各国のショックに対処するためのマクロ経済

60. これは同グループの第3回会合であり、IMFの政策に関するアフリカ幹部会との対話を促進するために2007年4月に開催された。同グループはアフリカ幹部会とIMF専務理事で構成されている。

政策の立案に向けた支援の用意がある旨を繰り返し述べた。グループは、二国間もしくは多国間ドナーに対する食糧援助の大幅拡大の訴えを支持した。

貿易援助

2007年9月に、理事会は、開発途上国の世界経済への統合に向けた多国間共同体の支援努力に関するIMF・世界銀行共同ペーパーについて検討した⁶¹。理事会は、貿易援助を促進し、その調整と分配を改善する世界貿易機関（WTO）やその他の機関のイニシアティブに歓迎の意向を表明した。最貧国にとって関心の高い製品の貿易は、先進国にとっても、開発途上国にとっても、引続きたくさんの障害にさらされやすい点が残念であるとしつつも、現在の貿易機会の多くは、政策的な弱点や統治上の問題など、インフラその他の国内的な供給制約のために、引続き未開拓となっており、貿易を支援することは低所得国がより多くの貿易機会をとらえる一助となりうると指摘した。また、貿易の援助から得られる便益は、一層の貿易改革を含む政策的枠組みの強化と合わさるならば、さらに高まると指摘した。

理事会は、貿易関連改革や競争力強化に向けた各国それぞれの優先順位は、「拡大統合枠組み（EIF）」における貿易臨床診断スタディーの支援により正当に認められ、同国の開発と貧困削減の戦略に統合される必要があるとの点で意見の一致を見た。理事会は、また、EIFに向けた信用供与増を確保する重要性について強調し、ドナーに対し貿易関連援助についての約束の履行を強く求めた。

プログラム設計

2008年度に、理事会は、クレジット・トランシュ、拡大信用供与措置（EFF）および貧困削減・成長ファシリティにおけるIMFのアクセスポリシー、およびIMFの例外的アクセスポリシーに関する見直しを終了したほか、IMF支援のプログラムにおける構造的融資条件に関する独立評価機関報告について審議し、2段階の経済復興支援プログラム（ERAP）による脆

弱な国々への新たなアプローチについて検討した。

アクセスポリシー

理事会は、IMFのアクセスポリシー、すなわち加盟国の経済プログラム支援において利用可能な信用供与額を管理する限度、指針について定期的にレビューを行っている。レビューには、クレジット・トランシュ（通常は、スタンド・バイ取極におけるもの）および拡大信用供与措置の資金として使われる通常の限度額のほか、通常の限度額を超えた信用供与に関する決定の指針となる、例外的アクセスのための枠組みに対する検討が含まれている。また、PRGFにおける融資政策についても検討している。2008年2月の理事会の最新レビューの結論では、成長著しい加盟国の利用可能な資源が、貿易量や資本の動きに追いつかなくなっていることから、アクセスの限度額を拡大する必要があると考える向きもあったが、理事の大半は、IMFのアクセスポリシーの基礎となる指針と限度額は、引き続き適切であり、現行の限度額の維持に賛成した。理事会は、アクセスの決定は引き続き信用供与に対する加盟国のニーズ、調整プログラムの強さを含むIMFへの債務の返済能力、及びIMFへの金融債務の残高を基準に行われるべきである点を再確認した。理事の大半は、例外的アクセスの枠組みと貧困削減・成長ファシリティによる融資に対する現行のアクセス限度額と基準は、大まかに見れば引き続き適切であり、現時点では変更の必要はないと判断した⁶²。

IMF支援プログラムにおける構造調整コンディショナリティ

2007年12月、理事会は、IMF支援プログラムにおける構造調整コンディショナリティに関する独立評価機関（IEO）の評価について審議した。理事会は、IEOの所見におおむね合意し、その評価は、IMFがより焦点を絞り、関連性の高い分野にかかわっていく努力に有益な弾みを与えるものであるとした。理事会は、IMFの中核分野へ向けた構造調整コンディショナリティの構成にIEOが見出した変化を称賛したが、理事の大半は、構造調整コンディショナリティの数が

61. CD-ROMもしくはIMFのWebサイト上の「IMF Executive Board Discusses Aid for Trade」PIN08/14（www.imf.org/external/np/sec/pn/2008/pn0814.htm）を参照。「Aid for Trade: Harnessing Globalization for Economic Development」は、IMFのWebサイト（www.imf.org/external/np/pp/2007/eng/080107.pdf）で入手可能。

62. CD-ROMもしくはIMFのWebサイト上の「IMF Executive Board Concludes Review of Access Policy in the Credit Tranches and Under the EFF and the PRGF, and Exceptional Access Policy」PIN08/30（www.imf.org/external/np/sec/pn/2008/pn0830.htm）を参照。



左: 右: Training at the IMF-Singapore Regional Training Institute, Singapore.

目立って減っておらず、また、構造調整コンディショナリティの中にはプログラムの目的にとって重要でない分野をカバーしているものもあるとしたIEOの指摘について懸念を示した。理事会は、節約を原則にして、プログラムの目的を達成するために重要な手段に焦点を絞ることで、コンディショナリティ効率化への努力を強化することにおおむね賛意を示した。この他にIEOの指摘で関心の高かった点としては、多くの事例において構造調整コンディショナリティのコンプライアンス指数が低かったこと、また、しばしば構造調整コンディショナリティがさらなる改革の刺激とはならなかったことがある。当該国の改革に対する国民的自覚を幅広く強化するために、理事会は、条件の設定にあたっては、当該国の当局の見解にもっと信頼を置くよう求めた。理事会は、2009年度初の理事会勧告に向けた業務処理プランについて検討した。

脆弱な国々

2008年3月に、理事会は、脆弱な国々の支援のために、新たなアプローチ、すなわち2段階経済復興支援プログラムについて検討を行った⁶³。提案によれば、経済復興支援プログラムの第一段階では、IMFは信用供与ではなく技術支援を行う。第二段階では、受入国ができるだけ速くアッパー・クレジット・トランシュの基準に適合できるようにするため、経済実績と政策履行の一層の強化を目的とし、限定的ではあるものの、ねらいの定まったコンディショナリティによる融資を可能とする。

理事会では、漸進的かつ柔軟で、中期的な計画に沿っ

たアプローチには多くの目に見える利点があるものの、脆弱な低所得国を援助するIMFの能力には改善の余地があることに大方が同意した。理事会は、脆弱な国々がマクロ経済政策の助言や基本的な経済改革を実施に移すための制度的な能力の再構築を支援することにIMFは焦点を絞るべきであると強調した。IMFの関与は、こうした国への国際的な金融支援の触媒となることを促進し、債務救済に向けた土台となりうるとの点で意見の一致を見た。提案された新アプローチの利点を認める理事も多かったが、IMFの脆弱低所得国とともにする仕事に必要な改善は、IMFの技術協力、政策監視、評価レター、スタッフ監視プログラム、それに紛争緊急支援といった既存の手段で十分に達成可能とする理事もかなりあった。IMFの管理部門は、理事会の見解や2008年4月のIMF世銀春季会合会期中に行われた加盟国向け広報及びドナーやその他の関係者に対して今後予定されている広報などの結果を反映した運営管理提案を理事会へ再送付する予定である。

制度構築と機能強化

IMFの技術支援と研修は、加盟国における良好な政策の立案と実施への支援、およびそれによって得られる世界経済の安定にとって非常に重要な制度である。健全な財政、金融制度の展開を始めとする分野では、IMFが、加盟国向けの助言や研修に関する最適、もしくは唯一の供給元であり得る。しかし、資源に制約がある環境下で、IMFは優先順位付けとより戦略的

63. IMFは、脆弱な国について、経済および社会の状況が、統治の脆弱、行政能力の限界、絶え間ない社会的緊張、紛争や政治的不安定の傾向により、著しい不全状態となっている国（紛争後の国を含む）と大まかに定義している。理事会の審議のまとめは、CD-ROM、IMFのWebサイト上の「IMF Executive Board Discusses the Fund's Engagement in Fragile States and Post-Conflict Countries. A Review of Experience」PIN08/43（www.imf.org/external/np/sec/pn/2008/pn0843.htm）を参照。理事会の審議は、スタッフペーパー「脆弱な国および紛争後の国におけるIMFの関与—経験を検証—課題と選択肢」をベースとしており、これはIMFのWebサイト（www.imf.org/external/np/pp/eng/2008/030308.pdf）で入手可能。

取組みの必要に迫られており、改革は、機能強化活動の効果を高めるためにする IMF 活動の焦点絞り直しの一環として実施されてきている。

技術支援の有効性および効率の向上

IMF は、その専門性の中核、すなわち、主として、マクロ経済、通貨、外国為替および税務政策、歳入管理、歳出管理、金融部門の安定性維持、立法的枠組み形成、マクロ経済・金融統計の各分野における技術支援を実施している。IMF の技術支援の約 8 割が、低所得および低位中所得諸国に向けて実施されている (図 4.2)。IMF の技術支援で実施された重要な変更には、次のような多くの目的がある⁶⁴。

- IMF のサーベイランスや融資との一体化強化
- 受入国と IMF の戦略目的により適切に整合する技術支援の優先順位改善
- 優先順位付けを一段と容易にし、かつ優先順位付けの変更に対してより柔軟に対応可能な技術支援とするために、IMF 中期予算に対する技術支援の連動を強化
- 獲得された教訓の共有を進め、援助ドナーを始め他の技術支援プロバイダーとの調整を促進するために、技術支援における成果の共有化拡大
- パフォーマンス指標の導入を通じた技術支援に対する評価の体系化
- 技術支援関連の予算編成、原価計算、資金調達強化

IMF と加盟国の第一義的な連携窓口として、IMF の地域担当局は、各国当局との調整の中で技術支援戦略を策定する筆頭責任を負う。地域戦略報告 (RSN) に示されるように、技術支援計画では、IMF と各国当局によって共有されるべき優先事項が明確に述べられている。こうした優先事項は、短期的な政策上の必要性と中期的な機能強化に求められるものとの間の適切なバランスの確保を目的とした中期的設定の中に述べられている。同時に、中期的アプローチによって、

技術支援計画を IMF 運営予算や援助実施のタイミングに完全に一体化することが促進される。新たな措置としての地域戦略報告での経験は、2009 年度に見直しが行われ、必要があれば修正される。

IMF 技術支援の成果の測定は、国際的なアカウントビリティや国際的なガバナンスの観点から非常に重要である。技術支援のガバナンスと成果の測定を強化する計画には、①技術支援提供のアセスメントをより透明でより説明可能なものとする一助として、IMF 全体に定量的なパフォーマンス指標を導入すること、②それを目安に成果の測定が可能となるように目標や提供可能事項を明確に定義すること、③技術支援の評価をより体系的に行うこと、④技術支援の原価計算をより正確かつ透明性の高いものとする、⑤技術支援に「コストパフォーマンス」の市場テストを受けさせることを通じて資源の利用における効率性とアカウントビリティの一層の改善が可能となるような広範な技術支援への手数料について検討すること、が盛り込まれている。

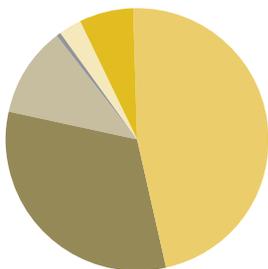
IMF 融資に対する需要圧力から、財源の使用は、引き続き以前に比べるとはるかによく計画され、透明性の高い形でコントロールされなければならない。IMF は技術支援のために新たな外部の財源を活用する道を探り、援助提供パートナーとの提携を拡大している (図 4.3)。しかしながら、同時に、資金調達のオプションには、IMF 技術支援に独特な性質、すなわち、技術支援が国際社会の利益となる公共財の要素を有しているだけでなく、その技術支援によって援助流入の有効性の全般的向上が期待されることに対する配慮が必要である。

IMF の 6 箇所の地域技術支援センター (大洋州、カリブ海、東アフリカ、西アフリカ、中央アフリカ、中東) は、IMF と援助ドナーとの協力がうまく進んでいるとりわけ顕著な成功例である。地域技術支援センターは、援助ドナー、国際機関、地域開発銀行からまとまった資金提供を受けており、この多くは、地域技術支援センターの運営構造をとくに賞賛に値している。この枠組みの下で、それぞれのセンター

64. 技術支援の改革に関する報告は、他の部局の協力を得て、IMF の技術支援運営室により作成され、2008 年度に理事会へ提出された。2009 年度初めの会合で、スタッフにより推進された改革をおおむね支持した。CD-ROM、IMF の Web サイト上の「IMF Executive Board Discusses Reforms to Enhance the Impact of Fund Technical Assistance」PIN08/58 (www.imf.org/external/np/sec/pn/2008/pn0858.htm)、Web サイト上の「Enhancing the Impact of Fund Technical Assistance」(www.imf.org/external/np/pp/eng/2008/040308a.pdf) を参照。

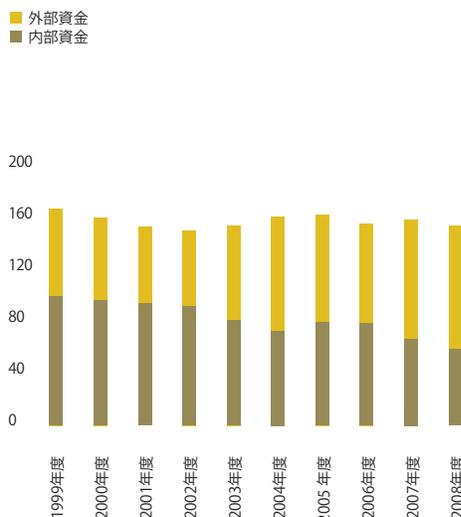
図4.2 低・低位中所得国に重点的なIMFの技術支援
(技術支援分野ごとに年あたり人、2003~2008年度平均)

- 異なる所得水準の国に対するもの(6.5%)
- 低所得国向け(47%)
- 低位中所得国(注)向け(32%)
- 上位中所得国向け(11%)
- OECD諸国向け(0.5%)
- 非OECD高所得国(3%)



注 カリブ海地域技術支援センター分を除く
高所得国:一人あたり所得で、11,115ドルを超える国、上位中所得国:3,595ドルより大きく11,115ドル未満、低位中所得国:905ドルより大きく3,595ドル未満、低所得国:905ドル未満

図4.3 援助実施に外部資金の導入増大
(In person-years)



における事業の戦略的指針は、受益国、援助ドナー、IMFの代表者で構成する運営委員会により作成され、あらゆる利害関係者が各センターの活動に対する自己責任意識（オーナーシップ）を確保する環境が整えられている。地域技術支援センターの前向きな経験を踏まえて、中央アメリカ、中央アジア、西アフリカ、南アフリカに新センターを建設する計画が進んでいる。地域技術センターはより現場に近い必要があるから、地域技術センターは地域の信託基金を補完し、この信託基金によりさらに具体的な課題に関するより専門化された技術支援のサポートが可能となろう。両方の措置において援助ドナーの関心が非常に高く、かつ幅広い参加が得られることが期待されている。

厳選された2008年度の技術支援活動

技術支援には、主要な提供者である財政局（FAD）、金融資本市場局（MCM）、統計局（STA）などを含むIMFの多くの部局が関与している。

FADは、IMF加盟国がマクロ財政上の枠組みの強化、税務政策、歳出政策の改革、財政管理と歳入管理

の近代化により財政政策と財政制度を改善する手助けを行う。2008年度には、歳出政策、天然資源への課税、付加価値税導入など財政管理の技術支援に対する需要がとくに強かった。予算編成関連の事項への助言に加えて、FADは、実務家および一般大衆と幅広く経験と専門知識を共有するためにIMFのホームページに財政管理に関するブログを開設したほか、実行予算に関する2つのセミナーを開催した。また、官民連携の金融監督に関する技術支援を行い、とりわけ、補助金、国内の価格形成メカニズム、関税や課税に関し、非常に重要な改革の分配上の意味合いにどのように対処すべきかについて助言を行った。税務政策や歳入管理関連の技術支援は、天然資源が豊富な国向けの財政制度のほか、付加価値税の設計、改革、導入、地方税の調整、税関の近代化といった分野をカバーしている。地域の研修やワークショップでは、税務政策に関する技術支援が重要な構成内容となっている。紛争後国では、実行予算や財政管理、歳入管理能力の再構築に関する技術支援を行っている。また、財政局では、世界銀行、OECD、米州開発銀行、中米税務管理センター（CIAT）

との共催で、2007年10月にブエノスアイレスにおいて、国際税務対話会議「中小企業への課税」を開催した。

MCMは、金融政策と実務のほか、金融資本市場の発展と統合に焦点を絞っている。中米7カ国に対して臨床診断的かつ戦略的な技術支援を行い、資本市場の調和に向けた援助に取組み、中米における、公的債務、株式、民間債務市場に関する調査結果を公表し、地域的なセミナーの開催や他の地域機関が開催するフォーラムへの参加などを行ってきた。このほか、地域や主催国の当局の支援を得つつ、アジアやヨーロッパの新興地域やラテンアメリカでデリバティブ市場の発展に関する一連の地域ワークショップを開催した。新興市場諸国における国内債券市場の深化に関連して、世界銀行およびG8との協力の下、政策立案者、市場参加者、海外投資家向けの会議や対話も開催している。MCMでは、世界銀行やOECDと共同で、年金基金に関する会議を開催し、APEC、OECD、国際的な年金基金団体や地域の年金基金団体によって開催された地域の出張セミナーへ参加した。

STAの技術支援は、加盟国が国際的に受け入れ可能なデータ基準を満たすための援助を行うことに焦点を絞っている。STAは、国民経済計算勘定、物価統計、財政、通貨金融統計、金融健全性指標、国際収支、国際投資残高、対外債務統計などの分野における新規統計データの作成、既存統計データの正確性、信頼性の向上に取組んでいる。2008年度に、383件の短期技術支援ミッションを派遣し、(このうち160件についてはサハラ以南のアフリカに対するもの)、14件の長期の統計アドバイザー派遣を行い、うち6件は地域技術支援センターへの派遣であった(統計データに関するIMFのより詳しい情報は3章を参照)。このほか、さまざまな機関との協力の下、IMF研修所やIMF地域研修センター(後述)を通じたマクロ経済統計に関する40の研修コースを実施した。

さらに、IMFは、公的債務と財政リスク管理の能力形成に向けた新たな措置を開始した。IMF・世界銀行合同の専門ワーキンググループは、「債務の持続可能性フレームワーク(DSF)」に基づく低所得国の公的債務管理に向けた中期的戦略的方法論的枠組みを開発

中である。この取組みは、2007年3月に、IMF・世界銀行のスタッフ合同で作成された開発途上国における公的債務管理の強化に関する報告を審議した公式セミナーにおいて、理事会により承認された⁶⁵。いくつかの国では、公的債務管理とこれを支える運営の枠組みの強化、および公的債務市場の深化の面で進展が見られたにもかかわらず、多くのHIPCを含めて、開発途上国の多くは、公的債務管理のための効果的枠組みの構築において、政策上、制度上、運営上の課題に引続き直面している。再度の持続不可能な債務累積を回避する重要性を強調しつつ、理事会は、効果的な中期的債務戦略の構築と実行能力の形成を支援する目的で、マルチ債務救済イニシアティブにおける債務救済を受けた国々から寄せられた要請を優先しつつ、低所得国へ技術支援を提供する4年のパイロットプロジェクトへの支持を表明した。技術支援を補完するために、理事は債務管理パフォーマンス指標の開発に関する世界銀行の取組みへの参加をおおむね支持し、国際的な援助ドナーの中にあつて、IMFと世界銀行、その他のドナーとの間の連携の必要性を強調した。また、広義の資産負債管理フレームワークの文脈で、中所得国の債務管理システムの改善についてIMFと世界銀行は協力している。

IMF 研修所による研修

IMF研修所(INS)では、他の部局の協力を得つつ、マクロ経済運営、金融部門政策、財政、国際収支の4つの中核分野で、統計、法務、マネージメントの枠組みをどのように強化するかを含め、加盟国からの公務員に研修を行っている。研修所で行われる研修の約4分の3は、低所得国および低位中所得国向けのものであり、研修所の研修プログラムが、地域技術支援センター(RTACs)でのものを含め公務員向け研修の約4分の3を占めている。

2008年度に、IMF研修所は、延べ303週のコースを提供し、2004年度との比較では16パーセントの増加。9,800名が参加した(CD-ROMの表4.5を参照)。2004年度との比較では16パーセントの増加となった。この増加の大部分は、7つのIMF地域研修センター

65. CD-ROM、IMFのWebサイト上の「IMF Executive Board Discusses Strengthening Debt Management Practices: Lessons from Country Experiences and Issues Going Forward」PIN07/60 (www.imf.org/external/np/sec/pn/2007/pn0760.htm)を参照。スタッフペーパーは、Webサイト上(www.imf.org/external/pp/longres.aspx?id=4189)で入手可能。

(CD-ROMの表4.6)によるものである。地域の共同スポンサーや他の援助ドナーから十分な協調融資を得て、地域研修センターは、非常に費用対効果の高い研修を拡大しており、いまや全研修所研修の半数以上を占めるに至っている。地域研修センター研修には、このほかにも、地域的ニーズともよく調和し、地域との協力を促進するコースも可能であるなどの利点がある。研修所の通信教育プログラムは、これも援助ドナーの資金注入により可能となったが、これが残りの研修増加分を占める。IMF本部における研修は、2008年度中の週あたり参加者の3分の1を占めているが、主としてより長期のコースを中心としており、IMF側スタッフ数の関係で、地域事務所に渡すことは現状に馴染みがたい。2008年度のこのほかの研修は、大部分は地域的なネットワークの外で、現在実施中のIMF研修所と地域機関との協力の一部として、海外で実施されている。IMF予算が厳しい環境下、研修の拡張は、多くの場合、援助ドナーによる資金の上積みによって可能となっている。

世界的な環境変化の中で、加盟国のニーズへの対処と、IMFの戦略的優先事項の支援を目的に、IMF研修所カリキュラムの内容、対象範囲の拡大に向けて多大な努力が払われている。こうした努力は加盟国から

の追加的な情報やIMF幹部と他のIMF部局との協議、IMF研修所内の再検討によっており、この結果として、近年、新規のコースや大きく格上げしたコースがいくつか導入されている。2008年度には、研修所は、フィナンシャル・プログラミングと政策に関する本部コースについて総点検したものを提供しており、バランスシートの脆弱性や資本勘定の危機に関するより幅広い処方箋を提示している。このほかの新コースでは、より具体的に公式、非公式のインフレーターゲット制の文脈におけるマクロ経済政策の設計や、マクロ経済診断に関する本部4週間コースのうち、ワシントンD.C.市以外で実施する2週間バージョンなどを設けた。

また、加盟国の政府職員や国際金融機関、学界、金融マーケットの専門家との間で、世界的もしくは地域的に重要な政策課題に関する建設的な対話を醸成する目的から、財務相や中央銀行総裁を含む高級公務員向けの小人数のセミナーを引続き提供している。2008年度のセミナーでは、「ABCP危機の市場および政策面の示唆」「21世紀に向けたアフリカ向け信用供与」「ラテンアメリカ諸国の政府間財政関係」のセミナーなどが実施されている。



2008年4月30日に終わる会計年度は、IMFのガバナンス、組織、および財政の改革と変化にとって非常に重要な年となった。

過去数年間のIMFのガバナンス強化に向けた努力は、2008年4月にIMF理事会の提案したダイナミックで前向きなクォータ（出資割当額）と投票権（ボイス）数の改革がIMF総務会によって承認されたことによって節目を迎えた。承認された改革は加盟国にとって重要な成果であり、近年の世界経済における多くの変化（特に新興国の躍進）を反映してクォータを再配分し、IMFでの審議において低所得国の投票権を増やすことを目標としている。

IMF理事会はまたIMF財政の健全化にも大きな進展をもたらした。理事会は、新たな収入モデルについて合意に達し、それは2009年度年初にIMF総務会で承認された。さらに、理事会は運営費用の大幅な節約を可能にする中期予算も承認した。

会計年 2008 年度にはその他に、世界銀行やそのほかの機関との協力強化、より焦点を絞った効果的なコミュニケーション戦略、説明責任とリスク管理の改善メカニズムなどの改革が成し遂げられた。これらは、厳しさを増す財政制約の下でも加盟国のニーズに対応していく IMF の能力をより確かなものとすることを目指したものである。

クォータ（出資割当額）と投票権（ボイス）改革

2008 年 4 月 28 日に IMF 総務会は IMF 理事会が提案した重要なガバナンス改革パッケージに大差で承認した⁶⁶。この改革は、世界経済における加盟国のウエートと役割に応じて IMF 加盟国のクォータと議決権（voting）持分の配分（ボックス 5.1 を参照）調整を行い、同時に融資および助言において IMF が重要な役割を果たしている低所得国の参加と投票権を拡大することを目的としている。理事会の提案は、2006 年シンガポールでの IMF- 世銀年次総会で承認された 2 ヶ年改革プログラムの一部を構成しており、明らかにクォータ割当が低かった中国、韓国、メキシコおよびトルコの 4 カ国へは第一回特別増資（アドホック・クォータ増額）⁶⁷を行うことがその時点で合意された。

改革パッケージ

改革パッケージの主要な要素は以下の通りである。

- **より透明性の高いクォータ算定方式** 今回の改革は、いままでの 5 つの算定式を使った方法と比べ、より単純で透明性の高いクォータ算定方式を基礎とする。新しいクォータ算定方式は、GDP、開放性、変動、外貨準備の 4 つの変数からなり、それぞれのウエートは 50%、30%、15%、5% である。GDP は、その 60% を市場為替相場レートで、

残りの 40% を購買力平価ベースの為替レートで評価される。さらに「圧縮係数」として 0.95 を乗ずることにより、規模の大きい加盟国のシェアを減らす一方、そのほかのすべての加盟国のシェアを増やす効果がある⁶⁸。

- **第二回特別増資（アドホック・クォータ増額）** 2006 年のアドホック増資とあわせると、累積的に増えたクォータは 11.5% となった。新しい算定方式で過小評価されるすべての加盟国はこの改革の下でクォータの増額を得る権利を持つ。次の 3 つの要素もまた、第 2 回特別増資の対象である。
 - ・ 改革の諸目的を補強するために、過小評価されることになる先進加盟国——ドイツ、アイルランド、日本、ルクセンブルグ、米国——は、権利のあるクォータ増額の一部を見送ることに合意した。
 - ・ 実際のクォータ配分シェアが購買力平価ベースでみた世界 GDP のシェアよりも大幅に低く過小評価されている新興国および途上国は、名目ベースで最低 40% の割当増を受ける。
 - ・ 第一回特別増資を受けた 4 カ国は依然大幅に過小評価されているため、名目ベースで最低 15% の割当増を受ける。
- **5 年毎の見直し** クォータと議決権持分が引続き加盟国経済のウエートの変化を反映することを確実にし、また実際のクォータ配分シェアとクォータ計算方式に基づいて算出される配分比率とのギャップをさらに小さくするため、改革パッケージは 5 年ごとのクォータ見直しのなかで配分シェアをさらに調整していくことを理事会に求めている。

66. IMF プレスリリース (08/64) 「IMF Executive Board Recommends Reforms to Overhaul Quota and Voice (IMF 理事会がクォータと投票権の見直しを提言)」および IMF プレスリリース (08/93) 「IMF Board of Governors Adopts Quota and Voice Reforms by Large Margin (IMF 総務会がクォータと投票権の改革案を大差で採択)」(CD-ROM または www.imf.org/external/np/sec/pr/2008/pr0864.htm および www.imf.org/external/np/sec/pr/2008/pr0893.htm) 参照。決議 63-2 国際通貨基金のクォータと投票権改革 (CD-ROM) および 「Reform of Quota and Voice in the International Monetary Fund—Report of the Executive Board to the Board of Governors (国際通貨基金のクォータと投票権の改革—理事会から総務会への報告)」 (www.imf.org/external/np/pp/eng/2008/032108.pdf) を参照。

67. 特定国へのアドホック・クォータはクォータの一般見直しの枠内および枠外のいずれでも承認できる。

68. クォータ算出式、個別加盟国のクォータと投票権の変化およびアドホック・クォータ増額によって加盟国が権利を得るクォータの詳細については、「Reform of Quota and Voice in the International Monetary Fund—Report of the Executive Board to the Board of Governors (see note 66) (国際通貨機関のクォータと投票権の改革—理事会から総務会への報告 (注 66)) を参照。それ以外の理事会の改革に関する審議内容については www.imf.org/external/np/fin/quotas/pubs/index.htm を参照。

- **低所得国の投票権の強化** この提案は、IMF 協定の改正を必要とする2つの措置を通じて低所得国の発言および参加をうながす。
 - ・ **全加盟国の基礎票を3倍に** 基礎票は1945年の発足以来、初めて引き上げられる。総投票権に占める基礎票の割合を今後とも保てる仕組みも IMF 協定の改正によって確保される。
 - ・ **多数加盟国を代表する選出母体に理事代理を増員** これによりアフリカブロックを代表する理事が恩恵を受けることになる。

配分再調整の結果

この改革の結果、名目ベースでクォータは54加盟国において、それぞれ12～106%増加し、なかでも飛躍的な発展を遂げる新興市場国で大きく増加した。これら54加盟国全体ではクォータ配分シェアは4.9%増加した。クォータ増と基礎票の増加による複合効果で、135カ国において議決権が増加し、議決権シェアは5.4ポイント増となった。議決権シェアが最も増えるのは、ブラジル、中国、インド、韓国、メキシコの各加盟国である。

基礎票 (basic voice) と理事代理に関する IMF 協定の改正提案は、議決権の85%を持つ IMF 加盟国の5分の3が承認したことを IMF が加盟国に公式に表明することによって発効する。クォータの増加は、改

正案が発効するまでは有効にならない。さらに有効となるまでには、権利を持つ国の同意と、出資額の払込が必要である。提案されたクォータ増への同意は2008年10月31日までに通知する必要がある。加盟国が国内立法府手続の承認を得る必要性を考慮し、理事会はこの期間を延長することができる。払込は(1)同意の通知後、または(2)基礎票と理事代理に関する IMF 協定の改正案が発効した後のいずれか遅い方から30日以内に行われる必要がある。

IMF のガバナンス改革は継続的なプロセスであり、シンガポール総会で承認された改革アジェンダの完了は将来の改革へつながるものになるう。

IMF 資金の妥当性

IMF は最低5年に1回は財政基盤の妥当性を評価し、加盟国の世界経済における相対的な地位の変化を反映した調整を行うため、クォータの一般見直しを行う。理事会は2007年12月28日に、第13次クォータ一般見直しにおいてはクォータに関する一切の増資、調整を行わないとする総務会向け報告書を承認した。この報告書においては、IMF の規模は経済および金融関連の指標の水準に対してみれば縮小しているが、IMF の現在の流動性はかつてない高水準にあるとした。さらに理事会は、第13次見直しが完了し次第始まる第14次一般見直しにおいても、注意深く IMF 資

ボックス 5.1 クォータと基礎票の役割

IMF 加盟各国へのクォータ割当は、概ね各国経済の規模と主要な経済的要因に基づいており、IMF と各国の関係に重要な役割をもつ。クォータは、IMF 金融資産への各国の出資額、加盟国が IMF から融資を受けられる額、各加盟国への特別引出し権 (SDR) の配分比率 (ボックス 5.2 を参照) を決め、そして「基礎票」とともに加盟国の投票権を決定する。

IMF 協定に基づき当初、各加盟国は250票の基礎票に加え、クォータ10万 SDR ごとに追加投票権1票が割当てられる¹。IMF 協定の第7条第5項 (a) は議決権数を定めるため2つの基本的考え方を、バランスさせたものである。そのひとつは、IMF の金融機関としての役割から、加盟国の議決権は出資規模を反映したものであるべきだという認識にもとづいた

ものである。もうひとつは、IMF が多国間条約を通じて構成される政府間機関であることから、国際法の下での国家の平等に十分に配慮する必要があるという考え方である。基礎票の役割は、クォータが平均以下の加盟国全体 (その多くが低所得国である) にとって相対的な議決権の増大をもたらすことである。

基礎票を3倍にすることによって、全体の投票権に対する基礎票の比率は2.1%から5.5%に拡大される。この改訂の重要な目標の1つは、IMF 協定に明示的に規定されることによって、この改正が発効したのちに実施されるどんなクォータの増加によっても新しい基礎票の比率が低下しないようにすることである。

1. IMF の新規加盟国は通常、クォータの4分の1を広く受け入れられる国際通貨 (米ドル、ユーロ、円、英ポンドなど) または SDR で、残りの4分の3を自国通貨で払い込む。

金の妥当性について監視する意図を表明している。総務会は第13次クォーター一般見直しの完了についての決議を採択し、同見直しは2008年1月28日より発効した⁶⁹。クォータ総額は2008年4月30日現在で、2,174億SDRとなっている。

財政運営と方針

収入、手数料、報酬および負担の分担

IMFはその設立以来、加盟国向け融資による収益に大きく依存する収入モデルに基づいて運営されているが、加盟国の融資の必要性によって収益は大きく変化し得る。このモデルにおいて、IMFは融資に対する利子や手数料で収益を得、これで資金調達コストや運営費用をまかなうとともに、準備金を積立てている。2008年4月7日に理事会は、IMFの収入モデルの大幅な改革について合意した。この改革によって、IMFは既存の収入に加え安定的で確実な長期的収入源を今後数年のうちに確保することができるであろう（以下を参照）。

現行の収入モデルにおいては、標準的な融資に適用される基本手数料率（金利）は、特別引出権適用金利

（SDR金利）に一定のベースポイントのマージンを上乗せしたものとして、毎会計年度年初に決定される（ボックス5.2を参照）。2008年度について理事会は、基本手数料率とSDR金利との差を108ベースポイントと2007年度と同様に据え置いた。また2009年度については、基本手数料とSDR金利との差を100ベースポイントに引き下げることを選定した。これは、上乗せ分はIMFの仲介機能のコストと準備金の積立をカバーするものであり、長期金融市場の動向とほぼ足並みを揃えるべきであるという原則に基づいている。このマージンを設定する新しいアプローチにより、手数料率はより安定的で予測可能なものとなり、新しい収入モデルの目標の1つを達成することになると期待されている。

サーチャージ（融資の種類によるレベル別上乗せ金利）はクレジット・トランシェの引出や拡大取極に基づく大規模な融資に適用される。IMFはまた、補完的準備融資制度（SRF）に基づく短期融資についても、融資期間に応じたサーチャージを課している（表4.1参照）。

基本手数料率およびサーチャージに加え、IMFは、融資先からサービス料、コミットメント・フィー、特

69. IMF プレスリリース (08/02) 「IMF Executive Board Recommends to Governors Conclusion of Thirteenth General Quota Review (第13回クォーター一般見直しの完了についてのIMF理事会の総務会への提言)」およびIMF プレスリリース (08/13) 「IMF Board of Governors Approves Conclusion of Quota Review (IMF総務会がクォータ見直しの結論について承認)」(CD-ROMまたはwww.imf.org/external/np/sec/pr/2008/pr0802.htm および www.imf.org/external/np/sec/pr/2008/pr0813.htm) を参照。

ボックス 5.2 特別引出権 (SDR)

SDRは1969年に国際的な流動性不足に対応してIMFによって創設された外貨準備資産である。SDRは、IMF加盟国にクォータに応じて割当てられる（配分される）。SDR創設以降、1970～72年に93億SDR、1979～81年に121億SDRの合計214億SDRが加盟国に配分された。今日、SDRの準備資産としての役割は限られたものになっている。主要な機能は、IMFや他の国際機関の会計単位および、加盟国がIMFに対してもつ金融的義務を決済するための手段というものである。SDRは通貨ではなく、またIMFに対する請求権でもない。むしろ、潜在的に加盟国の通貨を自由に利用できるという権利だといえる。SDRの保有国は2つの方法によってSDRと交換に加盟国の通貨を得ることができる。第1の方法は、加盟国間の自主的な交換の取決めによってであり、

第2の方法は、IMFが指定した強い対外収支ポジションにある加盟国が弱い対外収支ポジションにある加盟国からSDRを買い取り、自由に使用できる通貨と交換することによってである。

SDRの価値は、主要国際通貨バスケットの加重平均に基づいている。また、SDR金利はSDRのバスケットを構成する通貨市場における代表的な短期借入れ金利の加重平均に基づいている。価値決定方法は5年ごとに見直される。直近の見直しは2005年11月に完了しており、IMF理事会は2006年1月から価値バスケットの変更を行った。SDR利子率は毎週算出され、IMF融資に対する手数料金利およびIMFへの貸付国に支払われる金利の計算基準となる。



ATRIUM OF IMF HEADQUARTERS 1 BUILDING, WASHINGTON, D.C.

別手数料という形で収益を得ている。一般資金勘定（GRA）からの融資が行われるたびに0.5%のサービス料が課される。スタンバイ取極（SBA）および拡大取極においては、12カ月ごとに合意した融資枠に対して払戻可能なコミットメント・フィーが課される。コミットメント・フィーは、クォータの100%相当までは0.25%、それを超える分については0.10%で、融資枠からの引き出しに応じて払い戻される。IMFはまた、元本返済の遅延や、6カ月未満の手数料支払いに遅延が生じた場合に、特別手数料率を課す。

IMFの支出としては、加盟国に対してIMFがもつ債権ポジション（リザーブトランシェのポジションとして知られる）に応じて利子（報酬）が支払われる。この利子の基本率は現在SDR金利となっている。IMF協定では、負担の分担分を差し引いて、この金利をSDR金利の80%を下限に変更できることになっている。

融資金利および報酬利子の利率を調整することによって、債務の遅延によって生じるコストを債務国と債権国で分担する負担分配メカニズムが1980年代半ばより確立された。延滞期間6カ月以上の手数料金利未払いによる収入の損失分は、融資金利の引上げと、債権国への報酬利率の引き下げによって補填される。補填分として集められた資金は、延滞金利が支払われた時点で払い戻される。2008年度において、手数料未払いによって生じた標準手数料の平均引上げ調整分は19ベース・ポイント、報酬金利の平均引き下げ調整分は17ベース・ポイントだった。2008年度の調整済み基本手数料は4.90%、調整済み報酬金利は3.47%となった。

負担分配メカニズムは、基本手数料や報酬金利を調整することによって、IMFを延滞から生じる損失リ

スクから守ることも対象にしており、この資金は特別偶発勘定（SCA-1）として管理される。しかし、2006年11月をもってSCA-1への追加的な拠出を停止することが理事会で決定された。2008年3月14日に、リベリアの延滞債務のための2国間供与を通じたIMFの債務救済資金調達パッケージの一部として、SCA-1から5億2,500万SRRが配分された（第4章を参照）。

2008年度の収入額は、支出額を5,500万SDR下回った。引続き、IMF融資残高が低水準で推移していることが、収入に悪影響を及ぼしている。低迷する融資からの収入を部分的に補っているのが、2006年4月に設立され、2006年6月に投資が行われた投資勘定（IA）の高いパフォーマンスである。投資勘定の累積リターンは、手数料を除いて5.31%と、3カ月SDR金利を161ベースポイント上回っている。全体として投資勘定は、米国および英国の金利引き下げ政策と、最近の金融市場の動揺を受けた質への逃避を反映した国債利回りの動向から恩恵を受けている。

IMFの新しい収入モデル

理事会は2008年4月にIMFの収入モデルを改定するための画期的な合意に達した。新しい中期予算（以下を参照）に加え、新しい収入モデルの導入は、IMFの財政基盤を強固なものにすると期待される。加盟国から幅広い支持を受けるとともにIMFCは2008年4月の声明において、新しい収入・支出の枠組みを支持した。2008年5月に総務会は、投資権限を拡張するIMF協定改訂提案を圧倒的多数で承認した。

IMFの新しい収入モデルは、2007年1月の賢人委員会報告⁷⁰の提言に基づいている。同委員会は、IMFが設立当初から用いてきた収入モデルは持続可能なものではないことを明示した。その代わりとし

70. この報告は www.imf.org/external/np/oth/2007/013107.pdf で閲覧できる。



TOWN HALL MEETING AT IMF HEADQUARTERS, WASHINGTON, D.C.

て、同委員会は、加盟国の経済政策の監督といった公共性の高い財・サービスの提供を含む IMF の幅広い機能と責任を賄うために相応しい、広範かつ予測可能な財源を追加的に得る施策を講じるべきであると提言した。

委員会の提言に基づいて、会計年度 2008 年度後半に理事会は以下の施策について合意した⁷¹。

- IMF の投資権限を拡大するため、IMF 協定の改正を提案する。これにより、IMF は投資対象を拡張し、最も望ましい投資戦略を採用することが可能となる。平均利回りの向上とともに収益の多様化が進むことも期待できる。投資資金の公共性を鑑み、新しい権限の下で理事会が採用する投資方針は、とりわけ受け入れうるリスクの水準を十分に評価したものにならう。当面の間、投資方針は広く用いられているベンチマーク指標をトラックするパッシブな投資アプローチに依存することになる。
- IMF の保有する金の一部を売却することで得られる収益によって、基本財産を形成する。売却は、第 2 次 IMF 協定改正以降に獲得された、IMF の金総保有量の 8 分の 1 に当たる 403 メトリック・トンに厳格に制限される。得られた資金は、長期的な実質価値を維持しつつ収益を上げるという目的で投資される。金の売却を承認する決定はまだなされていないが、全ての理事が金の売却に関する決定について賛成する用意があるか、または賛成に向けて当該国の国内法規による承認を求めることを示唆している。金の売却は、発表された公

式売却量が追加されることによって金の保有者、生産者および金市場の機能に悪影響を及ぼすことが無いよう強力な予防対策のもとで行われる。

- 一般資金勘定の年次払戻しの再開。PRGF-FSF（貧困削減・成長ファシリティ及び外生ショックファシリティ）トラストの運営コストを回収する長年の慣行は理事会が第 2 次 IMF 協定改正以降に保有した金の売却を容認する決定を行う年度から再開する。もしトラストの資金が予想される譲許的援助の需要を満たすために不十分である場合には、払戻を一時的に停止することなどにより、PRGF-ESF トラストの譲許的な融資提供能力は保護される。

賢人委員会はまた、中期的に変動することがあるとしても更なる財源として、全加盟国が出資するクォータと同じ水準まで IMF が投資を行えるようにする提言を行っていた。この提案もまた、IMF 協定の改正を必要とすることから理事会で十分に審議された。多くの理事から強力な支持を得たものの、一部の理事からは支持を取り付けることができなかった。その結果クォータ資産の投資案はそれを新しい収入モデルの一部とするための十分な承認を加盟国から得ることができなかった。

新しい収入モデルの全ての構成要素が採用されるまでには一定の時間が必要とならう。IMF の投資権限を拡大する IMF 協定の改正に関する提案は、議決権の 85% を持つ加盟国の 5 分の 3 が承認することによって発効する。承認のためには、多くの加盟国で法的手続きが必要となる。金の売却は理事会において全議決

71. IMF プレスリリース (08/74) 「IMF Managing Director Strauss-Kahn Applauds Executive Board' s Landmark Agreement on Fund' s New Income and Expenditure Framework (IMF の新しい収入・支出フレームワークについて画期的な合意に達したことをストロスカーン専務理事が称賛)」(CD-ROM または www.imf.org/external/np/sec/pr/2008/pr0874.htm)。

権の85%以上の多数決で承認された時に開始される(いくつかの加盟国は、金の売却に賛成するために国内立法手続きによる承認を必要とする)。また、市場での売却は時間をかけて行われよう。よって、新しい収入手段からの利益と支出削減が実現するまでの今後数年間は、収入は引続き支出を下回るものと考えられる。IMFの累積準備金がこの不足分の補填に今後とも使用されることになろう。

借入れ取極

2007年11月に理事会は、一般借入取極(GAB)と新規借入取極(NAB)の2つの借入取極の見直しを承認した。IMFは加盟国グループおよび諸機関との間でこの借入取極を結ぶことによって、国際通貨制度の毀損防止や国際通貨制度を脅かす例外的な状況に対処するためにIMFに最大340億SDR(約540億ドル)の追加的な資金を得ることができる⁷²。NABは1998年11月に、GABは1962年に発効した。

IMFに対する延滞債務

2008年3月にリベリアがIMFに対する延滞債務を解消した(第4章を参照)。この結果、IMF(トラストを含む)の延滞残高は、2007年4月30日時点の18億9,000万SDRから、2008年4月末の13億4,000万SDRと大幅に減少した(表5.1を参照)。

スーダン向け融資が残る延滞残高の76%を占め、ソマリアとジンバブエがそれぞれ18%、6%を占めた。2008年4月末時点で、全ての延滞債務は長期延滞(延滞期間6カ月超)であり、うち3分の1が元本返済の延滞、残りの3分の2が手数料、金利の延滞である。一般資金勘定(GRA)からの融資の延滞が全体の5分の4を超えており、残りはSDR勘定、トラスト・ファンドおよび貧困削減・成長ファシリティ及び外生ショックファシリティトラスト(PRDF-ESF)である。PRGF-ESFトラストからの融資の長期延滞はジンバブエ1カ国のみである。

延滞債務に対するIMFの協力強化戦略に基づき長期延滞国に対しては是正措置が適用されてきた。当該年度末において、ソマリア、スーダン、ジンバブエは引続き一般資金勘定(GRA)の利用不適格国であった。ジンバブエは引続きPRGF適格国リストから除外されており、非協力宣言の対象でありかつ、技術支援の停止、議決権および関連する権利の停止措置が取られている。

運営および組織

2007年6月に専務理事のロドリゴ・デ・ラトが、IMF世銀年次総会後に辞任すると表明して以降、理事会は新たなIMF専務理事(ボックス5.3を参照)を選任するためのプロセスに入った。このプロセスに従って、2007年9月にドミニク・ストロスカーンが選出され、2007年11月1日に就任した⁷³。

この会計年度には他にも多くの変化があった。理事会は引続きIMFの運営経費の抑制を探り、他の国際機関や地域機関との連携の改善(ボックス5.4を参照)やスタッフのリストラなど様々な施策でIMFの費用対効果を高めることを目指した。

運営予算および資本予算

2008年4月7日に、理事会は会計年度2009年度の純支出総額8億6,830万ドル、総支出限度額9億6,690万ドル、および会計年2009年度の資本予算割当として4,830万ドルを2009-11年度資本プロジェクトの1億3,800万ドルから割当てる予算を承認した。理事会は、参考指標として会計年2010年度および会計年2011年度の純支出予算について、それぞれ8億8,000万ドル、8億9,500万ドルが見込まれることを示したが、これも中期予算(MTB)の一部である。理事会は会計年2008年度から2011年度の組織再編コストを補うため、1億5,500万ドルの多年度一時割当を承認し、会計年2008年度運営予算での未使用資金を再編のための予算として3,000万ドルまで繰り入れること

72. IMFプレスリリース(07/270)「IMF Executive Board Approves Renewal of Standing Borrowing Arrangements. (IMF理事会現行借入取極の更新を承認) www.imf.org/external/np/sec/pt/2007/p072270.htm

73. IMFプレスリリース(07/159)「IMF Executive Board Moves Ahead with Process of Selecting the Fund's Next Managing Director (IMF理事会が次期専務理事の選定プロセスを進める)」およびIMFプレスリリース(07/211)「IMF Executive Board Selects Dominique Strauss-Kahn as IMF Managing Director (IMF理事会はドミニク・ストロスカーンをIMF次期専務理事に選定) (CD-ROMまたはwww.imf.org/external/np/sec/pr/2007/pr07159.htmおよびwww.imf.org/external/np/sec/pr/2007/pr07211.htm)を参照。

表 5.1 IMFに対する6ヶ月以上の債務延滞国と勘定分類別延滞額
(100万 SDRs; 2008年4月30日現在)

	勘定分類				
	合計	一般勘定 (SAFを含む) ¹	SDR 勘定	トラスト・ファンド	PRGF-ESF
ソマリア	235.7	214.7	12.9	8.1	0.0
スーダン	1,009.2	929.3	0.0	80.0	0.0
ジンバブエ	85.3	0.0	0.0	0.0	85.3
合計	1,330.2	1,144.0	12.9	88.1	85.3

1: 構造調整融資制度 (SAF)

出所: IMF財務局

ボックス 5.3 IMFはどのように運営されているか

IMFの最高意思決定機関は総務会である。総務会は各加盟国においてそれぞれ任命された総務、総務代理1名ずつによって構成される。総務は通常加盟国の財務担当相、または中央銀行総裁が勤める。総務会は通常年1回開催される。理事会はIMFの業務執行に責任を持ち、その目的のために総務会によって委任された全権力を行使する。現在、理事会は加盟国によって任命あるいは選任された理事24名によって構成されている。理事会によって任命されるIMF専務理事が理事会の議長を務める。

総務会には、全加盟国を代表する2つの委員会がある。国際通貨金融委員会(IMFC)は現在24名の加盟国の財務担当相またはそれに相当する役職のIMFの総務(またはその代理)によって構成される諮問委員会で、24名それぞれの理事に対応する加盟国または選出母体(加盟国のグループ)を代表している。IMFCは、総務会に対して、国際通貨金融制

度の運営・適応度合いの監督およびこの関連において国際的流動性の動向や途上国への資源移転の検証、IMF協定の改正に関する理事会の提案の検討、同制度を脅かす可能性のある混乱事態への対処といった総務会の機能に関する事項について、助言と報告を行う。IMFCには意思決定の権限は存在しない。IMFCの会合は通常春および年次総会が行われる3月または4月および9月または10月の年2回開催される。合同開発委員会(正式には、開発途上国への実物資産の移転に関する世界銀行・IMF総務会の大任級合同委員会)は、世界銀行とIMFの合同組織で、世界銀行もしくはIMFの総務または総務代理24名にて構成される。この委員会は、開発に関する重要な問題や途上国の経済発展を促すための財源について、IMFと世界銀行の総務会に助言を行う。IMFCと同様に、通常年2回会合が開かれる。

会計年2008年度の理事会の日程表および主要な活動についての説明は、CD-ROMに掲載されている。IMFのガバナンスに関する一般的説明はCD-ROMの「IMF Hand book」に掲載されている。

ボックス 5.4 政府間機関、国際機関、地域機関との連携

IMFは長年にわたり数々の国際機関や地域機関と協力してきた、そのなかでも、世界銀行との協力関係は特に密接である。IMFと世界銀行の具体的な協力分野については、金融セクター評価プログラム、基準と規範の策定、貧困削減戦略ペーパーに関するプロセス、重債務貧困国イニシアティブおよび多国間債務救済イニシアティブ、債務持続可能性分析が挙げられる。2006年3月に、IMF専務理事と世界銀行総裁によりIMF・世銀間の協働に関する外部調査委員会が設置された。同委員会は、1989年以降、正式な「協約（Concordat）」に基づいて行われてきたIMF・世銀間の協働について、その本質と実態について加盟国の見解を求めた。同委員会報告書は2007年2月に公表された。マラン・レポートとして知られるこの報告に対するフォローアップとして、IMFと世銀はIMF世銀合同運営行動計画を立ち上げた。これは、すでに存在する2つの機関間での分業体制の上に築かれ、国別問題に関する調整を改善するための手段を特定し、共通の問題に関して新しい電子プラットフォームを通じてコミュニケーションを促進し、政策、評価、その他の制度的な諸問題に関する協働へのインセンティブおよび集中的なサポート体制を改善する（第4章参照）¹。

IMFは、アフリカ開発銀行、アジア開発銀行、米州開発銀行、欧州復興開発銀行といった各地域の多国間金融機関とも、各国視察や技術支援の提供などにおいて協力し、多国間金融機関総裁会議にも参加している。米州開発銀行とアフリカ開発基金は多国間債務救済イニシアティブにも参加している。

IMFは、主要国際金融センターの金融安定に責任を有する

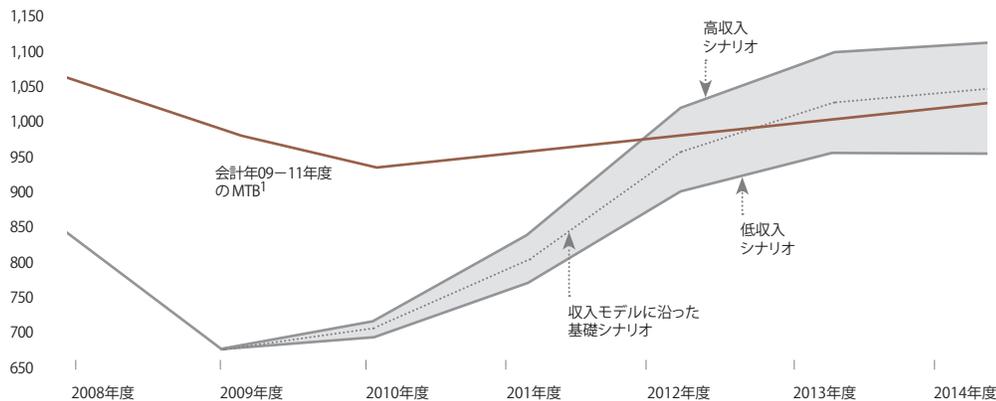
各国政府当局者、国際的な規制・監督機関、および中央銀行の各種専門家委員会によって構成される金融安定化フォーラムのメンバーである。IMFはまた、バーゼル銀行監督委員会や保険監督者国際機構などの基準設定機関とも協力している。2000年には、国際資本市場協議グループが当時IMF専務理事だったホルスト・ケーラーによって立ち上げられ、国際資本市場への参加者とIMFとの間に非公式な対話の場が設けられた。同グループの議長はIMFの専務理事が務める。

国連本部および数々の国連関連機関とは、IMFの国連特別代表を通して意思疎通をはかり、協力している。IMFの欧州事務所は、経済協力開発機構（OECD）、世界貿易機関（WTO）、国際決済銀行、欧州委員会の諸組織とも連携を図っている。IMFとWTOとの協力は、1996年の協力協定に示されるとおり、公式・非公式双方の形で行われている。IMFのスタッフは、WTOの「貿易関連技術支援のための統合フレームワーク」および「貿易のための援助タスクフォース」に参加している。IMFスタッフはさらに、アジア太平洋経済協力会議（APEC）、ならびに、東南アジア諸国連合（ASEAN）をはじめとするいくつかのアジアの地域連合とも連携をはかっている。

IMFは、先進7カ国（G7）、先進主要8カ国（G8）、10カ国グループ（G10）、20カ国グループ（G20）、24カ国グループ（G24）など、主要な政府間枠組みの会議や活動に積極的に参加している。G10加盟国は、1962年に締結されたIMFの一般借入取極の参加国である。同取極は、加盟国からの需要に対してIMFの資金が不足すると予想された場合に発動することができる。

1. "Enhancing Bank-Fund Collaboration: Joint Management Action Plan," PR 07/235 (IMF・世銀協働の拡張: ジョイント運営行動計画) を参照のこと。CD-ROMまたはIMFのWebサイトに掲載。計画自体もまたIMFのWebサイトに掲載。

図 5.1 収入モデルによる推計と中期予算
(推計、単位は100万ドル)



1. 再編費用、資本予算項目のうち支出されたもの、減価償却を含む。

を認めた⁷⁴。表 5.1 の最終行は会計年 2008-14 年度の連結運営予算支出合計の推計を示している⁷⁵。

予算の戦略的な背景は、IMFC の春季会合に提出された「IMF 専務理事による IMF 中期予算 (MTB) の戦略的方向性に関する声明」⁷⁶ に示されている。最も重要な目的は、比較優位にしたがって重点を絞り、コスト効率性の高い成果を実現できる組織に再生することである。MTB は中期収入ギャップを埋めるためにとりわけ重要な役割を持ち、過去に例の無い実質で 13.5%もの支出削減を実現している。にもかかわらず、分野間の再配分を行うことで、優先順位の高い活動である多国間および地域サーベイランスのための資金を実質的に増加させることを可能にしている。

最優先事項は会計年 2013 年度に収入と支出のギャップを解消することを目指した持続可能な予算枠組みを導入することである。2000-14 会計年度全

体をみると図 5.1 にあるように、新しい収入モデルと MTB によって、会計年 2013 年度には収入と支出のバランスが実現されると期待される。

およそ 1 億ドルの収支ギャップは、主には支出の削減によって、残りは収入増によって解消される。会計年 2008-10 年度の MTB は実質ベースで 2,700 万ドル、累積 3%の実質支出削減を想定していた。会計年 2009-11 年度 MTB ではさらに実質ベースで 1 億ドル、実質 10.5%を超える削減を予定している。これによって、会計年 2008 年度予算からの節約の合計は 1 億 2,700 万ドルに達し、13.5%を超えるものとなる (図 5.2)。

従って IMF は縮小傾向の予算という状況の中で方向性見直しの必要性に依っていかねばならない。方向性見直しは以下の 5 つの要素で構成される。

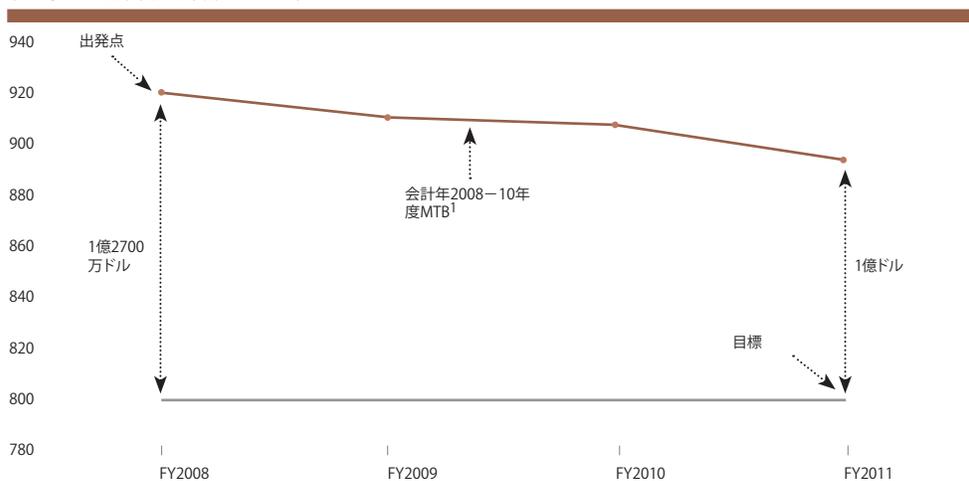
- マクロ経済 - 金融の連関、為替相場、金融システ

74. 再編コストは主に会計年 2008 年度 (1 億 2,000 万ドル) および会計年 2009 ~ 11 年度 (6,500 万ドル) に発生する。

75. 推定純運営予算のみを掲載する表 5.4 と比べ、表 5.1 は純運営予算、支出対象となる資本予算項目、減価償却、再編コストを含む包括的な運営支出の推計となっている。これら項目の合計は、会計年 2008 年度が 10 億 6,100 万ドル、会計年 2009 年度が 9 億 8,900 万ドルである。

76. "Statement by the Managing Director on Strategic Directions in the Medium-Term Budget, April 12, 2008" (IMF 専務理事の中期予算に対する戦略的方向性に関する声明 (2008 年 4 月 12 日)) は CD-ROM および www.imf.org/external/pp/longres.aspx?id=4243 で閲覧できる。

図 5.2 2008-10会計年度MTBからの前進
(100万ドル、会計年2008年度ドルベース)



1. 会計年 2011 年度の数値は 1% の削減方針が継続されることを仮定している。

表 5.2 節約の分野別構成
(100万ドル、会計年2008年度ドルベース)

人件費	67
効率性の向上	27
プログラム、レビュー、法律専門家の削減	16
事務所駐在員/海外職員の削減	7
システム・運用プロセスの簡易化	7
機能強化の重点見直し	5
低所得国での業務見直し	2
サーベイランスの重点見直し	2
方針の重複の排除	1
人件費以外	33
旅費関連の支出	10
事務所駐在員/海外職員のオフィス経費の削減	9
建物施設の賃貸の増加 (headquarters-2 Building)	5
投資顧問室を退職給付金支給プログラム (SRP) から出資	2
年次総会関連の節約	2
ITサービス関連の節約	2
補助金の撤廃	2
収入の増加	1
合計	100

表 5.3 2008-11会計年度の分野別実質支出見込み

	100万ドル (会計年2008年度米ドルベース)		実質 変動率(%)
	会計年2008年度	会計年2011年度	
サーベイランス			
多国間	28	31	9
国別	158	137	-13
うち国際シス テムに重要な 諸国対象	44	53	20
地域	18	22	18
国別プログラム	122	103	-15
IMFが資金提供する 機能強化	106	86	-19
支援	313	272	-13

注: 会計年2008年度の数値は予算金額。割当は各分野に費やされるドルベースの総費用。支援およびガバナンスへの支出は分野をまたいで支出されることはない。省略した分野があるため、各列を合計しても総額にはならない。

ム上重要な国々からの波及効果について、より徹底した分析をおこなうことを通じ多国間サーベイランスを強化する。

- 個別各国の直面する政策課題に国境を越えた視点を導入することによって国別サーベイランスを強化する。
- 低開発諸国において、マクロ安定化、成長、世界経済との統合を重視した方向性を見直しを行う。
- マクロ経済に重大な影響をもつ活動に焦点を絞った機能強化活動の簡素化および、より需要主導かつ外部からの資金に基づいた技術支援を行う。
- IMF のビジネス慣行を刷新し、効率性の向上を目指す。

予算戦略は4つの主要な課題で構成されている。それは、組織の方向性見直しを支援する枠組みを提供すること、会計年2013年度に収入と支出のギャップを解消すること、技術の有効活用と組織の効率性を向上させることで人件費以外の支出の削減を最大化すること、事業の継続性を保ちながら人件費支出を公正に削減することである。

会計年2009-11年度の3年間で、人件費以外で3,300万ドルが節約される（会計年2008年度ドルベース）。これには、旅費、現地駐在員数、海外事務所経費の削減と事務所施設賃貸の増加が含まれる。残る6,700万ドルの節約は人件費関連である（表5.2）。

運営資源を事業分野や諸活動を超えて再配分することはIMFの方向性見直しを後押しする。非コアの活動からコア事業へと資源が移され、コアの事業においてもより優先順位の高い分野へと資源が再分配される。MTBは主要分野へは配分比率を高くするだけでなく、絶対水準の支出も増大させている。実質予算配分は、(1) マルチラテラル・サーベイランス（多国間政策監視）、(2) 国際システム上重要な諸国に対するサーベイランス、(3) 地域サーベイランスについて増加している一方（表5.3）、IMFが資金供与する技術支援や国別プログラムおよび支援については減少している。もし、IMFが技術支援のためにより多くの外部資金を獲得することに成功すれば、この分野の減少は軽減できる。

人件費支出が予算の4分の3近くを占めることから、スタッフの削減は大幅な支出減の主要な要因となる。

職員数は会計年2011年度で380人減少するが、その多くは会計年2009年度に予定されている。表5.4にあるように、会計年2009年度に総人件費は実質ベースで7.5%低下する。一方、平均報酬は4.5%増加することが見込まれる。今後人件費は実質で緩やかに減少する予算となっている。そのほかの特記すべき支出の変化については以下の通りである。

- 出張回数を減らす方針と、新しい出張規定の導入、有利な航空運賃によって、会計年2009年度の旅費は実質6%の減少となる。
- 建設その他の支出は会計年2011年度までに実質で6%低下するが、名目ではわずかな上昇となる。これは、いくつかの必須となる情報術関連のリプレースと建設施設の改修のためである。
- IMFが技術支援（TA）に関してより多くを外部資金によって賄い、施設賃貸を増加させることによって、MTBの期間を通じて受取収入が増加すると推計されるが、これは確定したものではない。

主要分野についてみると（表5.5）、MTBを通じて大きな資源配分シェアが見込まれるのは、マルチラテラル・サーベイランス、地域サーベイランス、基準、規範と金融部門評価、および技術支援の分野である。国際通貨制度システムの監視、一般ファシリティおよび低所得向けファシリティにおいて資源配分のシェア縮小が見込まれる。

理事会は2009年度に始まる資本プロジェクトに4,830万ドルの割当を承認し、それに続く2年間で資本予算見込み額が1億3,800万ドルになることに言及した。会計年2009年度の割当は今後3年間の支出に用いられ、3分の1は建設施設プロジェクトに、残りは情報技術関連プロジェクトに向けられる。実質ベースでは資本予算は大幅な下方調整となっている。過去10年間において、実質資本支出は、主に既に完了済みの建設設備およびIT関連セキュリティ増強支出の影響のため変動が大きかった。会計年2009年度予算の約2分の1はIMFの資産ベースの統合性を高めるために、残りは組織再編と活動の焦点絞り直しを促進する新規および修正プロジェクトに向けられる。

表 5.4 主要分野別運営予算(2008-11会計年度)
(ほかに表記の無い場合、100万ドル)

	会計年07年度 実績	会計年08年度		会計年09年度 予算	会計年10年度 予算	会計年11年度 予算	会計年11年度と 08年度の差異 予算
		予算	実績				
			(名目)				
人件費	708	723	714	697	702	717	-6
旅費	93	100	94	98	99	99	-1
建物・その他	160	161	158	163	165	170	10
年次総会	5	0	0	0	5	0	...
準備金		10		9	13	18	8
総支出	966	994	967	967	985	1,004	10
収入	-69	-71	-76	-99	-105	-109	-38
純運営予算	897	922	891	868	880	895	-27
			(会計年2008年度ドルベース)				
人件費	736	723	714	670	649	637	-86
旅費	97	100	94	94	91	88	-12
建物・その他	166	161	158	157	153	151	-9
年次総会	6	0	0	0	5	0	...
準備金		10		8	12	16	6
総支出	1,004	994	967	930	910	893	-101
収入	-71	-71	-76	-95	-97	-97	-26
純運営予算	933	922	891	835	813	796	-127

出所: 予算企画室

注: 四捨五入のため合計額には必ずしも一致しない。

人的資源に関する方針

活動の焦点絞り直し、業務の現代化、費用対効果と効率性の改善のための改革の一部として、IMF スタッフのリストラクチャリングの枠組みが2008年年初に導入された。これはおよそ380人のスタッフを削減することと、管理職および運営サポートレベルのスタッフをより多く削減することでスタッフの構造を変更することの2つの目標を持って実行された。IMF幹部は、この目的を達成するためには、特定分野においては強制的な離職も避けられないことを認識しながらも、出来る限り自主的な離職を中心とした透明性の高い公平なプロセスを通じて行うことを努力した。これらの目的を意識し、スタッフ再編の枠組みは自発的離職段階とそれに続く強制的離職段階の2つの段階から成り、自主的離職を奨励するため金銭的その他のインセンティブも設けられた。また元IMF上級スタッフによって構成される独立委員会によって個別の離職に関する決定がIMF幹部に提言される。

スタッフ再編における自発的離職段階は、これら2つの目的をともに満たす良好なものとなった⁷⁷。ス

タッフ再編の実施を導入するにあたり、(出来る限り)パフォーマンスの高いスタッフを確保し、スタッフの多様性に対する不適切な影響を排除する手段が用いられた。IMFから離職を検討するスタッフには再就職への支援が提供され、加盟国の政府機関や他の国際金融機関および民間部門への就職機会を見出す十分な努力が払われた。

IMFのスタッフは、専務理事によって任命され、IMFに対してのみ責任を負う。2008年4月30日現在、IMFは専門職・管理職スタッフ1,950名とそれ以外のスタッフ636名を擁している。IMFにおける人事管理の枠組みは、IMFの使命に相応しく、IMFスタッフの質と多様性を維持するという目的にも適った、その時々ベストプラクティス(最良慣行)を反映している。IMF協定には、IMFスタッフの能率性と専門能力は「最高水準」であることが期待されると述べられており、さらに、すべてのIMFスタッフは、「IMF行動規範(Code of Conduct)」および「規則・規定(Rules and Regulations)」に定められるとあり、誠実性、公平性、慎重性という価値観に見合う

77. IMFプレスリリース(PR08/94)「IMF Completes Voluntary Separations Phase of Organizational Restructuring (IMFは組織再編に関する自発的離職段階を完了)」(CD-ROMまたはwww.imf.org/external/np/sec/pr/2008/pr0894.htm)を参照。

表 5.5 運営支出予算額の主要分野とその構成別推計(2008-11会計年度)
(準備金を除いた総支出に対する比率(%))

	08年度	09年度	10年度	11年度
グローバル・モニタリング	17.4	17.7	17.9	18.2
国際通貨制度の監督	5.2	4.6	4.7	4.7
マルチラテラル・サーベイランス	4.5	5.1	5.3	5.5
国境横断的統計情報・手法	3.0	3.2	3.2	3.2
一般的調査	0.4	0.3	0.3	0.3
一般的広報	4.3	4.5	4.5	4.5
国別・地域モニタリング	35.2	36.6	36.5	36.7
国別サーベイランス	28.3	28.3	28.2	28.4
多国間サーベイランス	3.1	3.6	3.7	3.8
基準と規範・金融セクター評価	3.8	4.6	4.6	4.5
国別プログラムおよび金融支援	23.2	21.1	20.9	20.4
一般ファシリティ	10.0	8.1	8.0	7.8
低所得国向けファシリティ	13.2	13.1	12.9	12.6
機能強化	24.2	24.6	24.7	24.7
技術支援	17.0	17.5	17.7	17.8
外部トレーニング	7.2	7.1	6.9	6.9
準備金を除いた合計	100.0	100.0	100.0	100.0
参考項目				
支援	31.8	30.5	30.7	31.0
ガバナンス	9.3	9.3	9.4	9.1

出所: 予算企画室

注: 2008年度の数値は予算。支援とガバナンスについては分野をまたいで支出される。四捨五入のため合計額には必ずしも一致しない。

最高水準の倫理基準を遵守することが期待されている。

各国政府が直面するさまざまな政策立案上の課題を専門家としての経験と訓練を通して理解し、185の加盟国それぞれの状況に応じて適切な政策助言のできる人々が加盟国のために働く必要があるという認識に基づくとともに、地域的に幅広くスタッフを採用することの重要性に然るべき注意を払うべしとするIMF協定の要請に従い、IMFは、積極的に世界各地から候補者を募り、加盟国の多様性が確実にスタッフ構成に反映されるようあらゆる努力を行っている。IMFは1995年に多様化アドバイザー(Diversity Advisor)というポストを設けたのに続き、多様性に関する取組みをさらに押し進めるため、多様化評議会(Diversity Council)を設置した。進捗状況が監視され、問題があれば、透明性の確保されたさまざまな方法で報告される。IMFのWebサイトに「Diversity Annual

Report(多様性に関する年次報告)」が掲載されているのもその1つである。

2008年4月末現在、IMFの185加盟国のうち145カ国の出身者がIMFスタッフとして在籍した。IMFの幹部リストおよび組織図はそれぞれ本報告書のp78とp79に掲載している。IMFスタッフの国籍別、性別、途上国・先進国別の構成比およびスタッフの給与構造はCD-ROM版に表として掲載されている。2007年7月1日における、管理職の給与は次のとおりである。

専務理事	\$420,930 ⁷⁸
第一副専務理事	\$366,030
副専務理事	\$358,600

理事の報酬は\$219,800、理事代理の報酬は\$190,140である。

78. 補助的手当として7万5,350ドルが経費を賄うために支払われる。IMFプレスリリース(PR07/245)「Terms of Appointment of Dominique Strauss-Kahn as Managing Director of the IMF(ドミニク・ストロスカーンのIMF専務理事に選任するにあたっての諸条件)」(CD-ROMまたはwww.imf.org/external/np/sec/pr/2007/pr07245.htm)を参照。

コミュニケーションと透明性

IMFはコミュニケーション戦略および透明性に関する方針を通じて利害関係者に対する説明責任の強化ならびに健全な経済政策に対する理解構築に取り組んでいる。理事会が定期的に審査し、指導および支持を表明することで、IMFのコミュニケーション戦略および透明性に関する取組みは1990年代半ば以降大幅に強化された。

コミュニケーション

コミュニケーション戦略

1997年7月に理事会はIMFのコミュニケーション戦略について、1998年以降5回目の討議を行った⁷⁹。IMFの業務とコミュニケーション活動の一体化、IMFの開放性と情報の公開の面で、2005年の前回レビューから進捗がみられることが指摘された。理事会はIMFのコミュニケーション戦略の全体的な方向性について概ね承認した。これは、IMFの役割と改革にむけた課題についての理解と支持を形成すること、IMFの業務とコミュニケーション活動の一体化を更に進めること、IMFの電子、印刷刊行物および広報活動の影響力を増すことである。理事会は、コミュニケーションが国際経済および金融の安定性を促進し、経済的なショックやグローバル化からの挑戦に対する取組みを支援する重要なツールであることで

意見の一致を見た。理事はまた外部からのフィードバックから恩恵を受け、また適切に対処することを可能にする、IMFと加盟国および利害関係者間の双方向コミュニケーションの重要性を強調した。

この戦略の導入に関して理事会は、ウェブ・ベースの技術をより重視することや、組織的な優先順位をうまく調整して刊行物を発行するなど、新しい技術と現代的なコミュニケーション手法を繋ぎ、費用対効果の高い手段で英語以外の言語でのコミュニケーション効果を高める案を歓迎した。理事はまた、外部の見解を広め、対話を促進し、IMFが直面している主要問題についての理解を進めることに重要な役割を果たすIMF内部のコミュニケーションの強化努力についても称賛した。IMFが経済および金融の発展について分析を提供している「世界経済見通し」、「地域経済見通し」といった刊行物の情報発信力を強化する努力は理事会によって評価されており、多くの理事がプレスリリース、プレスコンファレンス、および国別サーベイランス活動を支援するそのほかのチャンネルの果たす重要な役割についても留意した。

2008年度におけるイニシアティブ

理事会で承認された戦略と焦点絞り直しの課題に沿って、IMFはコミュニケーションと広報活動を当年度も継続して強化した。ウェブ・ベースのコミュニ

79. IMFパブリック・インフォメーション・ノート（PIN 07/74）「IMF Executive Board Discusses the IMF's Communication Strategy（IMF理事会がIMFのコミュニケーション戦略について審議）」（CD-ROMまたはwww.imf.org/external/np/sec/pn/2007/pn0774.htmを参照）。



左：IMF STAFF, WITH REPRESENTATIVES FROM MALAWIAN CIVIL SOCIETY ORGANIZATIONS. 右：SPANISH VERSION OF THE IMF'S HOMEPAGE.

ケーションを強化し、英語以外の言語でのコミュニケーションを拡大することは優先して継続された。最近刷新されたIMFのウェブサイトはユーザーの使勝手がよく、検索エンジンも改善された。ここでは、主要政策問題に関する特集ページや市民社会組織⁸⁰や立法者⁸¹に対する新しいサイトも設けられている。IMFチーフエコノミストや財政運営について重点的に扱う財務局によるブログも当年度に開始された。IMFの業務において高頻度で利用される英語以外の言語のウェブサイトも刷新または追加され、ニーズの高い素材（「世界経済見通し」や「国際金融安定性報告書」の要約やプレスリリースなど）は翻訳され掲載された。IMFの「2007年年次報告書」はアラビア語、中国語、フランス語、ドイツ語、日本語、ロシア語、スペイン語に翻訳された。新規に3言語（アラビア語、日本語、ロシア語）が追加されたわけである。

IMFはまた広報活動をさらに重視し、会計年2008年度には数多くの広報活動を国会議員や市民社会組織（CSOs）と開催した。例えば、サハラ以南のアフリカにおいては、ダラエスサラームでタンザニア議会の金融・経済問題委員会およびCSOと、またマラウィではCSOと⁸²、リベリアでは議会議員、非政府団体、労働組合とセミナーを開催した。IMFスタッフによるメディアとの接触は増加し、マルチメディア技術は更に広範なメディアへのアクセスを可能にした。例えば、隔週のメディアブリーフィングは当初ワシントンに拠点を置くメディアを対象にすることを意図していたが、世界中のジャーナリストにウェブキャストを通じて提供されるようになった。オンラインメディア・ブリーフィングセンターは、パスワードで守られたマルチメディアサイトであるが、解禁条件付きの文書にジャーナリストがアクセスすることを可能にし、プレスブリーフィングに参加し、また必要性に応じて加工されたデータや情報を受け取ることができるようにし

ている⁸³。

透明性に関する方針

IMFの透明性は過去10年で大幅に改善している⁸⁴。現在の方針は各国の自主的な資料・文献公開と、理事会による評価の要約である政策文書のより組織的な出版やそれに伴うパブリック・インフォメーション・ノート（PINs）発行の促進をするための2001年1月の理事会の決定に基づいたものである。IMFは、1994年以降、透明性と機密性の適切なバランスをとることで加盟国との政策協議における率直性を確保するための保護措置も取り入れる一方、IMFの透明性を高めるとともに加盟国の政策に関する情報の利用性の向上に向けたさまざまな措置を講じてきており、当該理事会決定もこうした一連の措置に続くものである。加盟国は、公知になっていない情報で、市場が敏感に反応するような重大な、あるいは、時期尚早な政策意図の公表となるものについては削除を求めることができる。

会計年2006年度にIMFスタッフによる透明性に関する方針の見直しを審議した後、理事会は、当該方針の実施状況を毎年とりまとめ、IMFのウェブサイトに掲示するようスタッフに指示した。2008年2月に公表された透明性に関する方針の第3回実施状況報告書では、2006年11月1日から2007年10月31日の間に理事会で検討され、2007年12月31日までに公表された文書に関する情報が提示されており、文書の種類別の公表率、理事会で検討されてから公表されるまでに要した時間、削除箇所の有無、加盟国の公表に対する姿勢も含めて開示されている⁸⁵。カンントリースタッフレポートの公表率は83%と引続き高い。

80. www.imf.org/civilsocietyを参照。

81. www.imf.org/external/np/legislators/index.htmを参照。

82. 「Tanzania and Malawi Seminars for Legislators, CSOs, and Media（タンザニア、マウウィの議員、CSOおよびメディア向けセミナー）」（www.imf.org/external/np/exr/cs/news/2008/022008.htm）を参照。

83. 「Disseminating Information: The IMF's Publishing Operations and Web Site（情報の発信：IMFの出版事業とウェブサイト）」（CD-ROM版のCD-ボックス5.1）を参照。

84. IMFの透明性の向上は広く認識されている。One World Trustによる2006 Global Accountability Reportでは、IMFは透明性に関して10の国際機関の中で3位に、30の国際機関および多国籍企業の中では4位に位置づけられている。この報告書は、www.oneworldtrust.org/?display=index_2006で参照できる。

85. IMFプレスリリース（PR 08/18）「IMF Releases Third Annual Report on the Implementation of the Fund's Transparency Policy（IMFの透明性政策の導入に関する第三次年次報告を公表）」（CD-ROMまたはwww.imf.org/external/np/sec/pr/2008/pr0818.htm）. 報告書「Key Trends in the Implementation of the Transparency Policy（透明性政策の実施の主要動向）」はwww.imf.org/external/np/pp/eng/2008/013108.pdfで閲覧できる。

説明責任

独立評価機関

独立評価機関（IEO）はIMFの透明性と説明責任を向上させ学習プロセスを尊ぶ文化の向上を図る目的で、IMFの政策および活動を独立した立場から客観的に評価するため2001年に設置された。付託権限条項によってIEOはIMF幹部から完全に独立した機関であることが保障されており、評価結果の報告先であるIMF理事会とも適切な距離を置いている。

会計年2006年度のIEOの外部評価後、2007年1月に理事会は、理事会が承認したIEOの提言をより組織的に実施するとともに、実施状況を監督する枠組みを構築した。この枠組みではIEO評価が理事会で審議された直後に、前向きな実施プランを理事会に提出し、プランに盛り込まれた取組みの状況について定期的に監視することが求められる。会計年2008年度に理事会は会計年2007年度に完了した2つのIEO評価の実施プランについて初めて審議を行った。「IMFとサハラ以南のアフリカ諸国に対する支援」は2007年度においても審議された。「為替政策に関するIMFの助言」は会計年2008年度年初に審議された（第3章を参照）。これら2つの実施プランが作成されてからまだ十分な時間が経過していなかったため、2008年1月の理事会による第一回定期監査報告の審査では、実施プランの策定以前に理事会で承認されたIEOからの提言が審査の対象になった。理事たちは、IEOの提言が、IMFの運営のあり方に重要な影響力を持ち、IEO評価からの教訓はほとんどの場合取り入れられ、提言はうまく導入されていることを確認した。将来は、フォローアップ活動がより明確に特定化されれば監視にとってプラスになること、定期的な監視報告は、理事会の実施プラン運営についての審議から、たとえば6カ月程度の十分な時間が経過するまでは行うべきで

ないことが指摘された。理事会は、将来の監視報告を準備し理事会の定期審査を受けることは管理職およびスタッフの責務であることを繰り返し表明し、政策企画、審査、理事会で承認されたIEO提言の実施は理事会と管理職の責務であることを再確認した⁸⁶。

会計年2008年度にIEOは、IMFの支援するプログラムにおける構造的コンディショナリティの評価も完了し、これは2007年12月に理事会で討議された（第4章を参照）。また、理事会の役割を含むIMFのコーポレートガバナンス問題の評価を完了した⁸⁷。また、IMFの貿易政策問題に対するIMFのアプローチについては草稿をIEOのWebサイトに公開し、パブリック・コメントを求めている。会計年2009年度には、IEOは引き続きIMFと加盟国の相互関係について検討を行うとともに、IMFの研究課題についての評価を開始する。IEOの活動と役割についてのより詳しい情報はWebサイトで閲覧できる⁸⁸。

リスク管理

IMFは理事会によって監督される包括的リスク管理枠組みを2006年から導入した。副専務理事の1人が幹部が議長を務め6人のIMF上級スタッフによって構成されるリスク管理諮問委員会（ACRM）が、リスクマネジメント枠組みをサポートする。ACRMは定期的に会合を持ち、マネジメント問題について審議し、その問題について管理職および理事会に概要説明を行う。ACRMの業務の最重要課題は「年次リスク管理報告書」の作成で、戦略リスク、コア・ミッション・リスク、金融リスクおよび業務リスクに関する包括的なリスク評価の結果を取りまとめている⁸⁹。会計年2008年度中に更なるステップとしてリスク評価のための手順が強化された⁹⁰。ACRMはまた、IMFの方向性見直しに伴うリスクの監視についても重要な役

86. IMFパブリック・インフォメーション・ノート（PIN 07/93）「Implementation Plan Following IEO Evaluation of the IMF and Aid to Sub-Saharan Africa（IMFとサハラ以南のアフリカ諸国に対する援助におけるIEO評価に従った導入プラン）」、同（PIN 07/119）「IMF Executive Board Discusses Implementation Plan Following IEO Evaluation of the IMF's Exchange Rate Policy Advice, 1999-2005（IMF理事会は、IMFの為替政策に関する助言におけるIEO評価に従った導入プランについて討議）」および同（PIN 08/25）「First Periodic Monitoring Report on the Status of Board-Endorsed Recommendations of the Independent Evaluation Office（総務会が承認した独立評価機関提言の状況に関する第一回定期監視報告）」（CD-ROMまたはそれぞれ www.imf.org/external/np/sec/pn/2007/pn0793.htm、www.imf.org/external/np/sec/pn/2007/pn07119.htm、www.imf.org/external/np/sec/pn/2008/pn0825.htm）を参照。定期監視報告自体は2008年12月に作成されており、www.imf.org/external/np/pp/2007/eng/120307.pdf で閲覧できる。

87. 理事会は、2009年度年初に、コーポレートガバナンスの評価および総務会が承認した構造調整融資のコンディショナリティに対する評価に関する提言の実施プランについて審議した。

88. www.ieo-imf.org を参照。

89. IMFの予防的評価方針は加盟国が融資を悪用するリスクを緩和している（CD-ROM版のCD-ボックス5.2を参照）。

90. 2008年6月、IMFは「インテグリティ・ホットライン（不当行為告発窓口）」—IMF内外の個人が匿名でスタッフの不当行為の懸念を表明できる仕組み—を立ち上げた。この窓口は独立の第三者によって運営される。

割を果たしている。

IMF 監査メカニズム

IMF の監査メカニズムは、外部監査法人、内部監査機能、ならびに、両者による監査を監督する独立した外部監査委員会（EAC）によって構成される。

外部監査法人は、EAC と協議のうえ理事会が選定し、専務理事によって任命され、IMF の財務諸表、IMF 協定の第 5 条 2 項 (b) のもとで運営される勘定、および退職給付会計の年次外部監査を行い、その結果に基づき監査意見を表明する責任を負う。年次監査が終了した時点で、EAC は、外部監査法人が作成した報告書を専務理事および理事会経由で総務会に提出し、監査結果を理事会に概要説明する。外部監査法人は通常 5 年の任期で任命される。現在、Deloitte and Touche LLP が IMF の外部監査法人である。

内部監査は内部監査役（OIA）が担当し、IMF の内部統制、ガバナンス手順、リスク管理の実効性を独立した立場で検証する。OIA はまた、リスク管理諮問委員（ACRM）の事務局の役割も担う。OIA は、会計監査、情報技術監査、実務および効率性監査を含む、年間合計約 25 項目の監査と審査を実施する。会計監査では、IMF の資産と金融勘定の保護と運用のための統制と手続きの適切性が監査される。情報技術監査では、情報技術運営の適切性と情報セキュリティ手段の有効性が評価される。実務および効率性監査では、実務のプロセスとそれに関連する統制、実務の効率性と有効性、IMF 全体の諸目標との整合性に焦点を当て監査が行われる。最善慣行に従って OIA は IMF 幹部と EAC の両方に報告を行い、これにより独

立性を確保する。加えて、理事会も OIA の作業プログラムおよび主要な監査・審査結果について毎年簡単な説明を受ける。OIA の活動の質は 2008 年年初に内部監査協会（Institute of Internal Auditors）の独立評価チームによって評価され、適用可能な国際標準すべてを遵守していることが確認された。

EAC は、理事会が選出し、専務理事によって任命される 3 名の委員会によって構成され、IMF の会計や金融報告、内部統制及びリスク管理機能の監督を行う。各位委員はそれぞれ時期をずらして 3 年の任期を務め、IMF から独立した立場にいないといけない。EAC の委員は、（任命時点において）異なる IMF 加盟国の国籍を有し、年次監査を監督するために必要な専門知識と資格を持っていないといけない。通常、EAC 委員の候補者は、国際的な監査法人、公的部門、または学術研究分野に十分な経験を有する者である。

EAC はいずれかの委員を委員長に指名し、委員会の手続を定め、IMF 幹部から独立した立場で年次監査の監督を行う。ただし、EAC の権限の変更は理事会の承認を得なければならない。EAC は通常、1 月（初旬）、監査終了後の 6 月（下旬）、および理事会への報告を行う 7 月に参集する。IMF のスタッフおよび外部監査人は、年間を通して EAC 委員に助言を求める。2008 年の EAC 委員は、日本の元中央大学教授伊東敏氏、ニュージーランド準備銀行のリスク・アセスメント・アンド・アシュアランス部門長の Steve Anderson 氏、プライスウォーターハウスクーパースコンサルタントの取締役で元会長の Thomas O'Neill 氏の 3 名である。

理事および理事代理

2008年4月30日現在¹

理事および理事代理(イタリック)

任命理事

Meg Lundsager <i>Daniel Heath</i>	アメリカ
Daisuke Kotegawa (小手川大助) <i>Hiroimi Yamaoka</i> (山岡ひろみ)	日本
Klaus D. Stein <i>Stephan von Stenglin</i>	ドイツ
Ambroise Fayolle <i>Benoît Claveranne</i>	フランス
Alex Gibbs <i>Jens Larsen</i>	イギリス

選任理事

Willy Kiekens (ベルギー) <i>Johann Prader</i> (オーストリア)	オーストリア ベラルーシ ベルギー チェコ ハンガリー カザフスタン ルクセンブルク スロバキア スロベニア トルコ
Age F.P. Bakker (オランダ) <i>Yuriy G. Yakusha</i> (ウクライナ)	アルメニア ボスニア・ヘルツェゴビナ ブルガリア クロアチア キプロス グルジア イスラエル マケドニア・ 旧ユーゴスラビア モルドバ オランダ ルーマニア ウクライナ
José A. Rojas (ベネズエラ) <i>Ramón Guzmán</i> (スペイン)	コスタリカ エルサルバドル グアテマラ ホンジュラス メキシコ ニカラグア スペイン ベネズエラ
Arrigo Sadun (イタリア) <i>Miranda Xafa</i> (ギリシャ)	アルバニア ギリシャ イタリア マルタ ポルトガル サンマリノ 東ティモール

選任理事(続き)

Richard Murray (オーストラリア) <i>Wilhemina C. Mañalac</i> (フィリピン)	オーストラリア キリバス 韓国 マーシャル諸島 ミクロネシア連邦 モンゴル ニュージーランド パラオ パプアニューギニア フィリピン サモア セイシェル ソロモン群島 バヌアツ
GE Huayong (中国) <i>HE Jianxiong</i> (中国)	中国
Jonathan Fried (カナダ) <i>Peter Charleton</i> (アイルランド)	アンティグア・バーブーダ バハマ バルバドス ベリーズ カナダ ドミニカ グレナダ アイルランド ジャマイカ セントクリストファー・ネイビス セントルシア セントビンセント・ グレナディーン諸島
Jens Henriksson (スウェーデン) <i>Jarle Bergo</i> (ノルウェー)	デンマーク エストニア フィンランド アイスランド ラトビア リトアニア ノルウェー スウェーデン
A. Shakour Shaalan (エジプト) <i>Samir El-Khoury</i> (レバノン)	バーレーン エジプト イラク ヨルダン クウェート レバノン リビア モルジブ オマーン カタール シリア アラブ首長国連邦 イエメン

1. 各理事の投票権数については、CD-ROMの付属書IV、2008年度中の理事会の変更についてはCD-ROMの付属書Vに記載されている。

選任理事(続き)

Abdallah S. Alazzaz (サウジアラビア) Ahmed Al Nassar (サウジアラビア)	サウジアラビア
Perry Warjiyo (インドネシア) Chantavam Sucharitakul (タイ)	ブルネイ カンボジア フィジー インドネシア ラオス マレーシア ミャンマー ネパール シンガポール タイ トンガ ベトナム
Peter Gakuru (ケニア) Samuel Itam (シエラレオネ)	アンゴラ ボツワナ ブルンジ エリトリア エチオピア ガンビア ケニア レソト リベリア マラウイ モザンビーク ナミビア ナイジェリア シエラレオネ 南アフリカ スーダン スワジランド タンザニア ウガンダ ザンビア
Thomas Moser (スイス) Andrzej Raczko (ポーランド)	アゼルバイジャン キルギス ポーランド セルビア スイス タジキスタン トルクメニスタン ウズベキスタン

選任理事(続き)

Aleksei V. Mozhin (ロシア) Andrei Lushin (ロシア)	ロシア
Mohammad Jafar Mojarrad (イラン) Mohammed Daïri (モロッコ)	アフガニスタン アルジェリア ガーナ イラン モロッコ パキスタン チュニジア
Paulo Nogueira Batista, Jr. (ブラジル) Maria Ines Agudelo (コロンビア)	ブラジル コロンビア ドミニカ共和国 エクアドル ガイアナ ハイチ パナマ スリナム トリニダード・トバゴ
Adarsh Kishore (インド) K.G.D.D. Dheerasinghe (スリランカ)	バングラデシュ ブータン インド スリランカ
Javier Silva-Ruete (ペルー) Héctor R. Torres (アルゼンチン)	アルゼンチン ボリビア チリ パラグアイ ペルー ウルグアイ
Laurean W. Rutayisire (ルワンダ) Kossi Assimaidou (トーゴ)	ベナン ブルキナファソ カメルーン カーボヴェルデ 中央アフリカ共和国 チャド コモロ コンゴ民主共和国 コンゴ共和国 コートジボワール ジブチ 赤道ギニア ガボン ギニア ギニアビサウ マダガスカル マリ モーリタニア モーリシャス ニジェール ルワンダ サントメ・プリンシペ セネガル トーゴ

幹部

2008年4月30日現在

Jaime Caruana, 顧問
Simon Johnson, 経済顧問

地域局

Benedicte Vibe Christensen
アフリカ局長代理

David Burton
アジア太平洋局長

Michael C. Deppler
欧州局長

Mohsin S. Khan
中東中央アジア局長

Anoop Singh
西半球局長

Functional and special services departments

Michael G. Kuhn
財務局長

Teresa M. Ter-Minassian
財政局長

Leslie J. Lipschitz
IMF研修所長

Sean Hagan
法律顧問兼法律局長

Jaime Caruana
金融資本市場局長

Mark Allen
政策企画審査局長

Simon Johnson
調査局長

Robert Edwards
統計局長

広報・地域事務所

Masood Ahmed
対外関係局長

Akira Ariyoshi (有吉 章)
アジア太平洋地域事務所長

Saleh M. Nsouli
欧州事務所長

Barry H. Potter
国連事務所長兼特別代表

サポート・サービス局

Diana Serrano
人事局長

Shailendra J. Anjaria
秘書局長

Frank Harnischfeger
技術サービス局長

Jonathan Palmer
技術サービス局首席情報官

特別室

Siddharth Tiwari
予算企画室長

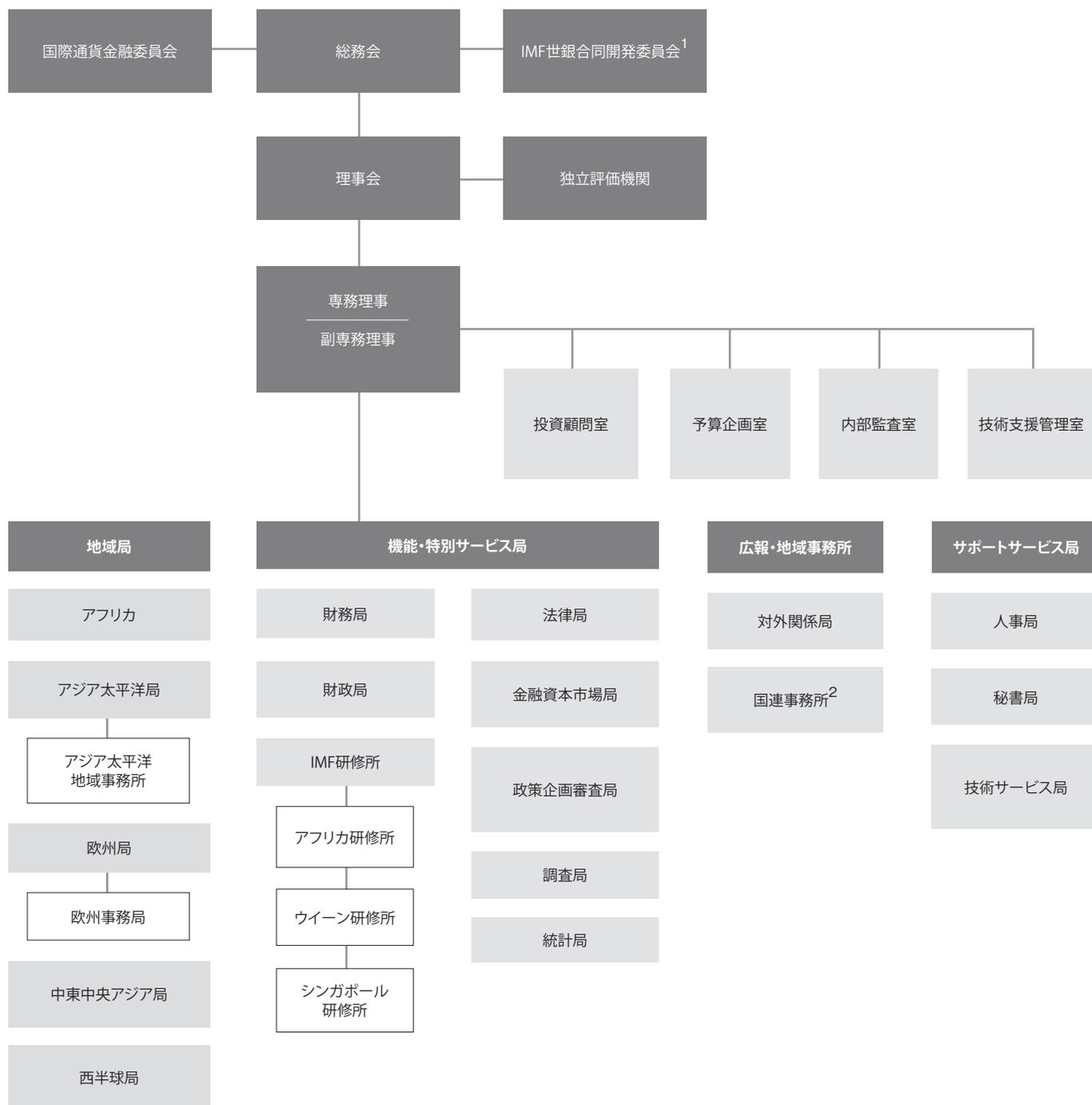
Bert Keuppens
内部監査役室長

Alfred Kammer
技術支援管理室長

Thomas Bernes
独立評価機関局長

IMF 組織図

2008年4月30日現在



1. 正式名称は「発展途上国への実質的資源の移転に関する世界銀行および国際通貨基金総務会の大任級合同委員会」
2. 専務理事室に付属

頭字語および略語

ACRM	Advisory Committee on Risk Management リスク管理諮問委員会	FSSA	Financial System Stability Assessment 金融システム安定性評価	PR	Press release プレスリリース
AML/CFT	Anti-money laundering/combating the financing of terrorism 資金洗浄・テロ資金対策	FY	Financial year 会計年度	PRGF	Poverty Reduction and Growth Facility 貧困削減・成長ファンディーター
APEC	Asia-Pacific Economic Cooperation アジア太平洋経済協力会議	GAB	General Arrangements to Borrow 一般借入取極	PRSP	Poverty Reduction Strategy Paper 貧困削減戦略ペーパー
AREAER	Annual Report on Exchange Arrangements and Exchange Restrictions 為替取決め・為替制限年次報告	GCC	Gulf Cooperation Council 湾岸協力会議	PSI	Policy Support Instrument 政策支援インストルメント
ASEAN	Association of South East Asian Nations 東南アジア諸国連合	GDDS	General Data Dissemination System 一般データ公表システム	QEDS	Quarterly External Debt Statistics 対外債務四半期統計
BIS	Bank for International Settlements 国際決済銀行	GFSR	Global Financial Stability Report 国際金融安定性報告書	RAL	Rapid access line 高速アクセスライン
CCE	Coordinated Compilation Exercise 協調的指標集計エクササイズ	GMR	Global Monitoring Report グローバル・モニタリング・レポート	REO	Regional Economic Outlook 地域経済見通し
CEMAC	Central African Monetary and Economic Community 中部アフリカ経済通貨共同体	GRA	General Resources Account 一般資金勘定	ROSC	Report on the Observance of Standards and Codes 基準と規範の遵守に関する報告書
CGER	Consultative Group on Exchange Rate Issues 為替レート問題協議グループ	HIPC	Heavily Indebted Poor Countries 重債務貧困国	RSN	Regional Strategy Note 地域戦略ノート
CPIS	Coordinated Portfolio Investment Survey 証券投資残高共同調査	IA	Investment Account 投資勘定	RTAC	Regional technical assistance center 地域支援センター
CSO	Civil society organization 市民社会組織	IEO	Independent Evaluation Office 独立評価機関	RTC	Regional training center 地域研修所
EAC	External Audit Committee 外部監査委員会	IT	Information Technology 情報技術	SAF	Structural Adjustment Facility 構造調整融資制度
ECB	European Central Bank ヨーロッパ中央銀行	IMFC	International Monetary and Financial Committee 国際通貨金融委員会	SCA-1	First Special Contingent Account 第1特別偶発勘定
ECCU	Eastern Caribbean Currency Union 東カリブ通貨同盟	INS	IMF Institute IMF研修所	SDDS	Special Data Dissemination Standard 特別データ公表基準
ECU	European Currency Unit 欧州通貨単位	JEDH	Joint External Debt Hub 4機関(BIS, IMF, OECD, 世銀)共同開発対外債務 データベース	SDR	Special Drawing Right 特別引出権
EFF	Extended Fund Facility 拡大信用供与措置	MCM	Monetary and Capital Markets Department 金融資本市場局	SIV	Structured investment vehicle ストラクチャード・インベストメント・ビークル
EIF	Enhanced Integrated Framework for Trade-Related Technical Assistance 貿易関連技術支援のための拡大統合枠組み	MDG	Millennium Development Goal ミレニアム開発目標	SMP	Staff-monitored program スタッフ・モニタード・プログラム
ENDA	Emergency Natural Disaster Assistance 自然災害緊急支援	MDRI	Multilateral Debt Relief Initiative マルチ債務救済イニシアティブ	SRF	Supplemental Reserve Facility 補充的準備融資制度
EPCA	Emergency Post-Conflict Assistance 紛争後緊急支援	MTB	Medium-Term Budget 中期予算	STA	Statistics Department 統計局
ERAP	Economic Recovery Assistance Program 景気回復支援プログラム	NAB	New Arrangements to Borrow 新規借入取極	SWF	Sovereign wealth fund 政府系ファンド
ESF	Exogenous Shocks Facility 外生ショックファシリティー	OAP	IMF's Regional Office for Asia and the Pacific IMFのアジア太平洋地域事務所	TA	Technical assistance 技術支援・技術協力
FAD	Fiscal Affairs Department 財政局	OECD	Organization for Economic Cooperation and Development 経済協力開発機構	VAT	Value-added tax 付加価値税
FSAP	Financial Sector Assessment Program 金融セクター評価プログラム	OLA	Office of Internal Audit and Inspection 内部監査室	WAEMU	West African Economic and Monetary Union 西アフリカ経済通貨同盟
FSF	Financial Stability Forum 金融安定化フォーラム	PFM	Public financial management 国・地方公共団体の資金収支管理	WEO	World Economic Outlook 世界経済見通し
FSI	Financial soundness indicator 金融健全性指標	PIN	Public Information Notice 公開情報通知	WTO	World Trade Organization 世界貿易機関

本年次報告書は、国際通貨基金(IMF)の対外関係局編集出版課により製作されました。Asimina CaminisとMichael Harrupが編集し、Alicia Etchebarne-Bourdinが付録の構成、Teresa Evaristo Del RosarioとFeven Tesfayeが製作補助を担当しました。

Photography: Simon Smith/istockphoto

Ren Mansi/istockphoto
Michael Spilotro/IMF Staff Photo
IMF Staff Photo
Thomas Dooley/IMF Staff Photo
David Joel/Getty Images
Adek Berry/AFP/Getty Images
Felix Möckel/istockphoto
Tannen Maury/epa/Corbis
Eugene Salazar/IMF Staff Photo
Eric Thayer/Getty Images
Stock Connection Worldwide
Dominique Faget/AFP photo
Jason Szenes/epa/Corbis
Neville Elder/Corbis
Hannah Allam/MCT
Tang Chhin Sothy/AFP photo
Wathiq Khuzaiya/Getty Images
Gregg Newton for the IMF
Christopher Herwig/lonelyplanetimages.com
Stephen Jaffe/IMF Staff Photo
David Sutherland/Corbis
Henrik Gschwindt De Gyor/IMF Staff Photo
Tilla McAntony/IMF Staff Photo

cover
cover
pages 4, 7
page 6
page 7
page 13
page 13
page 19
page 19
pages 26, 63
page 26
page 29
page 29
page 30
page 30
page 35
page 35
page 39
page 39
page 46
pages 46, 52, 57
page 57
page 62
page 72

この DC-ROM には、IMF2008 年度年次報告書の英語版、フランス語版、スペイン語版が収められている。ただし、財務報告書を含む全ての付属書は、英語のみとなっている。また、この CD にはパブリック・インフォメーション・ノート（PIN）やプレスリリース、各報告書、図表やボックス記事なども含まれ、年次報告書の本文で紹介されている IMF の活動について更に詳述している。

詳細は、IMF のウェブサイト（www.imf.org）を参照されたい。

CD-ROM の使い方

この CD-ROM をコンピュータの CD ドライブに挿入すると、ブラウザ・ウィンドウに目次が表示される。CD には PDF ファイルが含まれており、Adobe Reader を使えば開くことができる。無料の Adobe Reader のプログラムは、www.adobe.com からダウンロードできる。

INTERNATIONAL MONETARY FUND

700 19TH STREET, NW
WASHINGTON, DC 20431 USA



IMF ANNUAL REPORT 2008 (Japanese)

ISBN 978-1-58906-774-5



9 781589 067745